

を行はしめ、然る後に或る事を禁止するやうにすれば、彼は其心を命令されたる方の發動的の方面に向けて、教師が禁止せんとするものを、自然に止めると云ふやうになる。その邊の呼吸を能くのみ込んで、工合よくやらねばならぬ。兒童が上級に進めば、漸次悟性が發達して、觀念間の聯想や、比較の作用が活潑になつて、物事の道理を聞き分け得るやうになるのであるから、命令や禁止の中にも、其理由を明らかにして、兒童が夫れを自得して、自ら進んで教師の教へを守る様に導かねばならぬ。

### 第三節 言語及舉動

競争遊戲などに於て、其競争が激しくなると、動もすれば其の言語舉動が、不遜亂暴に流れ易いものである。故に教師は能く此邊に注意して、兒童を戒しめ、如何なる場合に於ても、其言語の非禮に陥らざる様、其舉動の輕躁にして粗野に流れないやうに、注意せねばならぬ。

### 第四節 規律

遊戲は成る可く教師から干渉することなく、兒童の自由に任せて爲さしむるも

のであるけれども、所謂其の自由なるものは、一定の規律を守り、一定の規約を履行する範圍に於ての、自由でなければならぬ。何等の規則なく、何等の規約を守ることのないものは、所謂勝手氣儘とても云ふ可きもので、教育上の仕事としては、許容す可からざるものである。

### 第五節 固執性の矯正

兒童の心は、兎角刺戟に感動し易く、又好んで新たなる刺戟を受取るものであるけれども、色々の原因から、仲々頑固なるものもある。譬へば或る兒童は、毫も教師の注告を聞き入れず、説明も用ゐず、唯だ自分自身にて、固く或る事を主張し、全く獨立的に行動し、屢々他人の云ふ所を、拒絶するの態度を取るものがある。斯かる頑固なる兒童の取扱ひに關しては、其原因に應じて往かなければならぬ。通常教師が取る處の責罰の如きは、過りたる處置である。此の如き場合には、矯正せんことを求むるよりも、寧ろ補助するの途を取るべきである。嚴格に扱はんとするよりも、寧ろ同情を以て、氣永く之を感化するの、手段に出つべきである。外面的には極めて溫柔にして、毫も訓育するの態度を示すことなくして、内面的には

充分に薰化する方法を講ずることも、往々教師の訓育方法として、効果あるものである。出来るだけは斯かる兒童との衝突を避くる事にしなくてはならぬ。然しながら時としては、激しく衝突して來て、如何にしても、到底之を避くるに途なきこともある。其の場合に立ち至らば、教師は止むを得ず、之と衝突しなければならぬ。然し此際に於て、教師は必らず勝利を得て、彼を屈服せしむるの覺悟あるを要するのである。若し教師が勝利を得たならば、之に次ぐに親切と寛大なる心を以て接することが、極めて肝要なることである。

#### 第六節 不平心の矯正

幾多の兒童の中には、往々不平を鳴らすものがある。彼は種々の身振りと、顔面の表情、其他言語の發表等によりて、愁訴し哀願し、不平を述べ、百方手段を盡して、其意を達せんとするものである。斯かる傾向が、僅かに一個人に於て、見らるゝのみでなく、時としては國民として、其性質の現はるゝ事がある。譬へばイスラエル人が、常に嗚々不平を口に於て、止むることなきが如き、其の顯著なる特例であると思ふ。

教師が之を矯正するに用ふ可き一手段は、遊戯の場合に、斯かる不平多き兒童と全く其の正反對なる兒童とを組合せて、嬉々の際、自然と之を模倣せしめて、感化するもの宜しいと思ふ。

#### 第七節 建設心の訓練

建設心とは、手當り次第に壞はして見ると云ふ破壊心と反對で、物事でも組み立て、往くと云ふ衝動心である。而して道德上から云へば、破壊のために、破壊するのは宜しくない。非社會的動機に出づる、破壊手段は、毫末も許すことは出来ないけれども、或る事柄を成立せしむる目的のための手段ならば、喧嘩も可なり議論も可なりである。建設を豫想する破壊ならば、却て美舉である。されば道德は建設と云ふことによつて、成り立つのである。譬へば地方の有志家の中には、多少は己の利益は後廻しにしても、團體の公益を圖らうとする篤志家がある。こはこの意味から云へば、大なる道德家である。然るに之と反對に、破壊的のものがある。其の町村内に一つの事業を起さんとする時の如き、該事業が該町村の利益と知りながら、態ざと首を横に振つて、これを破壊して以て自ら快とするものがある。此

の如き人が多ければ多いほど、該地方の公益は擧らないのである。實に團體の邪魔物たる、これより甚だしきはないのである。

事の大小の違ひあるのみで、同様の心理状態は、矢張り兒童遊戯の上に現はれる。譬へば或る人員に満たなければ、出來ない遊戯をなす時に、教師が人數を點檢して見たらば、丁度工合がよいと云ふので、一般の兒童は喜んで居る。此の場合に破壊的兒童が交つて居れば、直ぐに、先生……私は腹が痛み出しました、遊戯は出來ませんと云つて、列を外れる。すると一般兒童は、夫れでは遊戯は出來ません、つまり、先生……と云つて悔やしが、之を見て快とするやうな兒童がある。然るに之と反對に、或る遊戯をなさんとする時に當つて、或る一人の兒童は、最初から工合悪しと云つて、列を離れて休んで居る。處が愈々人員を調べてみた處が、若し一人の不足のために、其の遊戯が出來ないと云ふやうな事があれば、自分の痛苦を忍んで、團體の快樂のために、再び列に加はらんとするものがある。斯の兒童は、マッケンリト氏の所謂自己を犠牲にして、團體の幸福を計らんとするものである。所謂人の憂に先き立ちて憂へ、人の楽しみに後れて楽しむものである。之

れ即ち國士の態度であつて、仁人の面影を具へて居るものである。斯かる建設的兒童に對しては、大に鼓舞獎勵の道を講ぜねばならぬ。而して破壊的兒童に對しては説諭の方法や、罰の課し方など考へなければならぬ。

#### 第八節 干涉の程度

遊戯は、體操の如く、一舉一動を命令的になさしむるものでないから、可成兒童の自由に任じて、自ら進んで活動せしむることを、本旨とせねばならぬ。無暗に干涉して、兒童の自由活動を束縛すべきものでない。之を束縛して、不快の感、窮屈の感を與ふるならば、遊戯の本質は、既に失はれたものである。幼稚園教育を受けた兒童が、色々の遊び事を先生から教へられて、可愛らしく遊んで居るが、家庭に在つて近所の友達と一所になつて、自ら獨りて工夫して遊んで居る兒童に比して、割合に意志の力が弱いのが、多いと云ふ事であるが、夫れは保母たるものが、餘りに世話をしすぎたのが、原因の一つをなして居る。

夫故に事の巨細となく、兒童の動作に干涉して、之に束縛壓制を加ふるが如きは、素より當を得たことではないけれども、之を體操科の一部分として、教育的に課

する以上一定の規律と、一定の規約とを守らしめ、又訓育上許容すべからざる事が起つたならば、適當に或る程度まで干渉して、矯正補導をせねばならぬ。教師は兒童の遊び相手の一人たならなければならぬと同時に、之を誘導開發する責任者たることを忘れてはならぬ。

### 第九節 賞罰の標準

濫賞過賞は、最も慎しむべきことであつて、當人には慢心に陥らせたり、他のものには不平の念を抱かしめたりして、爲めに不測の害を來すことがある。非常に骨折つて成功したものは、厚く賞するのも宜いけれども、些々たる勝利、容易に得たる成效に對しては、一々之を賞するに及ばない。大抵の事は、默賞し以て、教師に於て満足の意を表すれば足りる。

又制裁罰と云ふ事に至りても、大に慎しまなければならぬ。短慮にして衆兒の前に於て、一兒童を叱責し、或は酷評し、敗者をして或る時間内遊戲をなすの權利を省くが如き事は、餘り感心出來ない。

#### 第一 賞罰は節約的なる事

賞罰の機能を確實にせんがためには、最初は成る可く輕きものを用ひ、且つ其の使用を節することが宜しい。若し多きに失すると、これに對する感を鈍くするのみならず、教師と兒童との間の愛情を疎隔し、又は反抗の精神を誘起するものもある。兒童の性質によりては、怨恨失望怯懦に陥らしむる如き弊がある。

#### 第二 賞罰は公平なる事

公平なる事を要すと云ふのは、嚴密に平等なる可しとの意ではない。眞の公平を保つには、單に表面に現はれたる行爲のみで、判定することは出來ない。個人的愛憎其他の事情のために偏頗の處置に陥らずして、飽く迄行爲の内外を洞察して、公平なる賞罰を施行せねばならぬ。

#### 第三 賞罰は適當なる事

教育的賞罰は、應報ではなくして、教育のために施すものであるから、其目的に適應しなければならぬ。即ち過失に相應しない、寛容なる罰にても、其効果の十分なるを信ずるときは、それをも許さなければならぬ。若し過失に正當であるよりも、一層嚴重なる罰でなければ、其の目的を達することの出來ぬ時は、これをも許さ

なければならぬ。故に賞罰を施すに當りては、兒童の年齢性別氣質犯したる命令規則の種類善行の度合等を參酌して、外面上は等しき行爲でも、多少の相違あることを免れない。

要するに、教師は兒童の前には、最も價值ある標準であり且つ偉大なる勢力があるのであつて、随つて其一賞一戒は、實に大なる影響を與ふるものであるから、一時の感情から支配されることなく、節儉的に公平に適當なる標準を以て、賞罰の施行をなさねばならぬ。

#### 第十節 訓戒の眞髓

兒童は抑制するよりも、獎勵する方が遙かに效力がある。殊に彼の短所を矯めんとする際の如き、猶更の事である。汝は奸惡無頼にして、一も取る所がない。妄りに我意を張り、父母教師に抵抗し、同輩を苦しめ、甚だ惡む可きものである」と責罰すれば、彼は自暴自棄に陥り、益々無能亂暴になるであらう。斯かる汚點の汝に存するは、實に惜しき事である」と云ふ風に、懇々誨告すべきである。綱を三方に張るも、一方を明けよとは、蓋し訓戒の眞髓である。

#### 第十一節 遊戯訓練の要

兒童の遊戯をなすときは、能く其個性を現はし、天真爛漫に動作をなすものであるから、其間種々の道義的事實が現はれる、即ち修身科に於て口授した道義的事柄を、實地に演出する場合が多い。修身科に於て熱心懇篤に教授した事に就いて、其實を完たからしむるには、體操なり遊戯なりの教授の場合を利用することが、便利にして且つ有効なる方法である。故に教師は常に此點に注意して、苟も遊戯中、道義に反したる事實、或は足らざる事あらば、看過することなく、適當なる處置を取る可きである。實に教師は運動場をして、修身科實習場となすの、抱負を要する。兒童の興を失ふことを恐れて、之を控へ、こは他日修身科の教授に、残し置き、注意しやう、今日は遊戯の時間であるから、成る可く面白く遊戯を終らんなど、考へて、斯かる注意を丸て修身科に委ね、遊戯時間中に於て、空しく看過する如きは、遊戯の訓育上の目的を、忘却した仕方であつて、斯くては學校として、教育的遊戯として、はた訓育的遊戯として、効果の主要部分を失ふものとなるのである。要之、遊戯の訓練上に於ける任務は、唯だ彼等兒童の心神を、自由に作用せしめ、又

は利用したゞけては足りない。矯正すべきは矯正し、陶冶すべきは陶冶し、獎勵すべきは獎勵して、然も夫れを幾度となく、實地に反覆せしめて、一種の習慣、即ち第二の天性となるやうにし、又一方に於ては、修身國語其他の教科に於て、教授した道義上の觀念が其儘で居らないやうに、夫れが心力となるやうにする。即ち道徳知識が、兒童の精神に消化して仕舞つて、體得の状態に導き、然も其の心力に、一種の道徳的習慣を付くるにある。彼のラレーベル氏の「遊戲は遊戲として、終らしむるに非ずして、これを實際の行爲に、變ぜしめなければならぬ」と云はれたのは、蓋し遊戲訓育の要を洩らされたのである。

## 其二 鍛鍊と遊戲

### 第一章 養護と鍛鍊

砂や塵や烟が、衛生上害があるからと言ふて、常に兒童を夫れから遠ざけて置いて、何時も紳士や病人の安靜地のやうな所に置いたならば、斯かる兒童は、黃塵萬

丈の滿洲の野などに於て、働らく事が出来ぬであらう。少し許り雨が降り出したから、遊戲の授業を止めて仕舞ふとか、少し許り風が吹いて塵が捲くからと云つて、教室の中に逃げ込ますやうのことは、身體の鍛鍊は出来ない。時々非衛生的の事物に遭遇せしめて、夫れに打ち勝つだけの體力を養はなければならぬ。凡そ吾人が日常生理衛生上の規定に服従するのも、偶々非衛生的の事情の下に立ちても、能く之に堪ふる身體を養成するがためである。而して兒童は、とかく教師が矢釜敷云ふ處の、非衛生的の事柄を、却て實行せんと、の意志を有するもので、彼は困難に當りて奮闘したしとの、自然的意向を有するものである。

要するに教師は一方に於て、生理衛生の法則に留意すると共に、他方には又非衛生非生理の事情に打ち勝つか、或はこれを毫も意に介せざる程の身體鍛鍊を兒童に及ぼして、兩者を調和的に實行せねばならぬ。今養護と鍛鍊との割合を、具體的に兒童の年齢によつて考案すれば、尋常初學年頃は、生理上身體各部の生長發達が、旺盛なる時代であるから、養護が十中八九位で、鍛鍊が一二位で宜からうと思ふが、漸次學年が進むと、生理上意志作用に關係ある、運動中樞は勿論熟慮の結

果、制止作用を起すのに、便宜を與ふる處の聯想中樞などが、次第／＼に發達するのであるから、鍛鍊の割合を漸々多くして、毫も自然の發達に反くものではない。斯くて高等科に於ては鍛鍊が六分位で、養護が四分位の割合にしたいと思ふ。

## 第二章 極度の鍛鍊

全體諸機關の機能を、兒童の身體が發達し得べき極度迄發達させ、其の身體を能ふ限り鍛鍊して、遊戯の効果を收めんとするには、兒童の年齢と、心身の狀態とに鑑み、其の堪へ得べきだけの運動量、即ち劇動の力を假らなければならぬ。身體の鍛鍊は、全く運動の劇否に正比例して居て、劇動を避けつゝ、鍛鍊せんとする如きは、到底不可能である。樂に寢轉るがらせて居て、身體を鍛鍊せんとするも、決して出來ない。宜い加減に金槌で叩いて拵へた鈍刀と、丁寧に百千度び鍛へに鍛へた名刀とは、同一の地金で拵へても、切れ味に至つては、雲泥の差がある。人體も亦然りてあつて、鍛鍊の多少によつて、其強弱鋭鈍を異にするものである。

鍛鍊とは、元來鍛冶屋が鐵を鍛ふを謂ふたものであるが、唯だ鍛冶は鐵を打つ、教師は人を打つの違ひがある。冷たき鐵も熱して叩けば鋼鐵となる。兒童を熱するのは、教師の心の火の力である。鍛冶屋が眞向に槌を振り翳して、總身に汗を流して、鐵に打ちかゝると同じく、教師もさういふ意氣込で、精根を盡して、一生懸命になつて、兒童に立ち向はねばならぬ。要するに兒童身體の鍛鍊は、魂を籠め心血を濺いで行ふ可きもので、欠伸や煙管で出來る仕事でない。

## 第三章 疲勞の程度

兒童の體の堪へ得る限りは、十分に鍛鍊しなければならぬが、然し夫れに伴ふところの疲勞問題を、十分に考究する必要がある。疲勞と云ふものは、一時的の疲勞と、永久的の疲勞とあるが、一時的の疲勞とは、兒童が體操をやり又は遊戯をしたために、又は精神教科を受けたために、疲勞をしたといふやうなので、直ぐ恢復する事の出來るものである。永久的疲勞とは、疲勞が容易に恢復せられずに、段々重なつた結果、永久的になつたものを云ふのである。

小學校兒童に課す可き遊戯は、左程激しき運動を、要求する種類のものはなく、又

時間も短時間の事であるから、苦熱發汗とか、息切れとか云ふ、激しい永久的の疲勞状態に陥らす如き事は、萬々無い事であるけれども、未だ軟弱なる兒童の事であるから、始終氣を附けなくてはならぬ。天候季節時間遊戯の種類の如何により、且つ教師の不注意のために、往々一二の兒童の身體に迷惑を及ぼした實例もある事であるから、決して油断してはならぬ。

#### 第四章 午前と午後の疲勞

午前よりも午後の方が、一般に疲勞の度合が増すと云ふことは、吾人の實驗上より考へても、常識上より考へても、争ふ可からざる事實であるが、又多く學者によつても、確かめられてある。露西亞のシヨルスキイ氏の研究では、午前と午後との始業前に、書取を課したるに、午後の場合には午前よりも、百分の三十三だけ誤りが多かつたと云ふて居る。楠博士も午後に授業する一時間は、其疲勞の度、午前に於ける二時間に相當する。下級小學兒童にありては、午後の四十五分の授業は、午前に於ける四時間に相當する疲勞を來たすと説いて居られる。

#### 第五章 一教授時間中の疲勞

疲勞の程度は、午前と午後とに相違あることは、以上の如くであるが、一教授時間中にも、亦疲勞の度が違つて居る。これに就きては、奥國のブルゲル・スタイン氏が千八百九十一年に、十一歳より十三歳までの、男女の兒童に就いて、實驗をして居る。即ち彼等に加法及び乘法の問題を出して、其の答を求めた。一時間を十五分づつ四つに分ち、其各十五分間中の十分間を以て、問題を解釋する時間となし、他の五分間は、各兒童の答案を集むる時間に充てたのである。而して其の結果は、次の如くであつた。

時 間	答 案 の 數	答の誤りたる數
第一回の十五分	二八二〇〇	八五一
第二回の十五分	三二五〇〇	一二九二
第三回の十五分	三五四〇〇	二〇一一



即ち答案を出した数は、時間の経過するに従ひ増加したけれども、誤謬の割合も又著しく増加して居るのである。尤も此實驗とても、心力消長の関係や、注意作用の關係もあるから、純然たる疲労の爲と云ふ事が出来ぬかも知れぬけれども、兎に角一教授時間中に於て、漸次疲労して來ると云ふは、争ふ可からざる點である。

### 第六章 休息の必要及其効果

人體の各機關は、際限なく働かせる譯には往かない。其活動によつて生じたる疲労を慰し、缺損したる組織を補修し、活力を回復し、且つ豫備蓄積物を補給するため、必らず相當の時間、之を休養させなければならぬ。即ち勞と逸とを轉換し、適當なる運動の後に適當なる休息を與へると云ふ事は、極めて必要なる注意條件である。運動によりて疲労したる吾人の運動機關は、休息中、人體自然の營養機能によりて、缺損を補ひ、活力を復し、吾人をして再び新たる勢力を以て、運動をなす事を得しむるのである。

人體は休息休養によりて、單に其活動を回復するばかりでなく、之によつて益々各機關の物質的及び機械的の活力を増大するのである。これ有機體が無機體と異なる、主要なる點である。蒸汽機關は使用するほど損廢に近づくけれども、吾人の運動機關は、働かすほど肥大強靱となるのである。

### 第七章 休息の程度

兒童は極めて活動の盛んなるものであるけれども、決して永く同一活動の繼續すべきものでない。直ちに疲労を來たすものである。而して又之を恢復することも極めて早い。即ち興奮し易くして、疲労し易いと云ふのが、兒童一般の特質である。斯く其活動の律動は、餘程細かいものであるから、遊戲教授の際、時に小休憩を與ふる事を忘れてはならぬ。

休息は運動につれて、最も必要缺く可らざるものであるけれども、若し多く或は長きに失する時は、却て害がある。休息多く或は長きに失する時は、兒童が折角運動によつて得たる、良好果の大部分を失つて仕舞つて、第一其活力を減じ、次に、其

疲勞に對する抵抗力を減殺し、其結果は始めより運動によつて、鍛へない體軀よりも、一層不可ならしむる事がある。故に尋常科初學年より、漸次進級するに従つて、其方法も其程度も、異にせねばならぬ。但し元來此疲勞なるものは、比較的のものであつて、兒童の體軀は、鍛鍊の如何によりては、疲勞を來す事が少なく、且つ遅いものであるから、教師は休息時の過不及の無いやうにして、而して一旦與へた休息は、其甲斐あるやうに活用しなくてはならぬ。

### 其三 教授と遊戯

#### 第一章 中心遊戯の必要

##### 第一節 遊戯の統一點

遊戯の教材は多種多様である。故に教師は多數の教材の中から、最も適應せるものを精選して、課さなくてはならぬのは無論であるが、更らに教育的價値の最も多量なりと信ずる者を精選して、之を遊戯教材の統一點とし、他教材よりも力を

入れて獎勵し、一層重大なる意味を持たせ、定時或は臨時に、公に或は私に、度々之を中心として反覆せしむる必要がある。

遊戯教材の統一點としての中心遊戯に、校としての統一遊戯と、級としての統一遊戯との二種がある。而して前者は校戯と唱へ、後者は級戯と稱する。校戯は學校全體が全力をあげて獎勵して往くものであつて、一番重要なもので、級戯は一方には校戯の補助的の意味に於て、一方には各學年の心身發達相應のものとしての級の遊戯教材の中心といふ意味に於て、必要なものである。

##### 第二節 熟達せる遊戯を持つこと

熟達精練の必要なるは、單に遊戯に限らない。各科の教授に於ても皆同じである。然し特に遊戯に於て、之を必要とする譯は、元來技術といふものは、其術が非常に熟達せる域に達しなければ、之によりて心身上の効果を擧げると云ふことは難かしい。彼の武術の如きも、之が其人の精神に影響を及ぼし、修養になるまでには、生半熟の狀況に居る間は、とても駄目である。其術に非常に熟して來て、始めて自然と其術に含まれて居る精神を感得することが出来る。唱歌が徳性涵養に關係

があると云ふのは所詮教師の熟達したる技術と、兒童の熟練から來るのであらう、これと同じ譯で、遊戲も之を兒童の精神上に或る勢力を及ぼさしめ、而して其の訓育上の効果を顯著なるものとするには、能く熟達した遊戲を持つのでなければ難かしい。譬へば綱引遊戲をする時は、力を一つに合はせると云ふ事が肝心の要領であるが、調子を合せて力を一にすると云ふ事は、此遊戲そのもの、勝敗に關する事は勿論、此の點が又訓育上にも肝要の處で、然も兒童は餘程の熟達に至らなければ、力を一にして引つ張ると云ふ事は、容易に出來ない。若し此遊戲に於て、これが出來なければ、遊戲そのもの、面白味も無ければ、又精神上に及ぼす効果も勿論ない。總ての遊戲が此通りで、十分に熟達する程度々行ふのでなければ、効果はあがらない。吾が熟達した遊戲を持つ事が必要であると云ふのは、此理由から來るのである。

但し小學校の仕事は兒童が相手である。一つのことを倦きるのもかまはず演らせることは出來ない。一面には變化と云ふこともなければならぬ。従て校戲の外に級戲がこの意味に於ても必要であるし、又更らに校戲級戲を補助するところ

の補助教材が選ばれなければならぬ。中心遊戲主義の主張は、幾度しても仲々飽きないやうな氣に入りな、そして教育的豊富なる良好な中心遊戲を、適當に選定して、他の遊戲よりも反覆練習の機會を多からしめて、十分に熟練の域に達せしめて、訓育上の効果を收めやうとするのである。

### 第三節 隨意遊戲と運動遊戲との連絡

中心遊戲は、正科時間の遊戲と、休憩時間や家庭に於ける遊戲との連絡となるものである。強固なる連鎖である。著者は正科としての遊戲と、隨意時間の遊戲と同じにしたいと云ふのではない。然しながら正課時間中の遊戲と、休憩時間中の活動とが、何等の交渉をも有して居ないのは、決して正しい現象ではないと思ふ。正課時間の遊戲は、遊戲休み時間の遊戲は、遊戲、家庭の遊戲は、遊戲と、其様に所謂遊戯と云ふものが、兒童の活動と離れ得べき性質のものであらうか、兩者の活動が没交渉でよいと云ふ如きものがありとすれば、それは遊戯に關する根本の謬見と謂はなければならぬ。

予輩の所謂中心遊戯は、此兩方面の活動を、連結する任務を以て、生れて來た者で

ある。遊戲の方法が兒童に分つた以上、教師が指導がなくとも自治的に休憩時間や、家庭に於て、隨時隨意に行ひ得るものである。されば中心遊戲は、學校全體として各學年として、重要なる意味ある、公の而して嚴肅なる、遊戲であると共に、又兒童各自間の、私の、自由の、而して楽しい遊戲でなければならぬ。斯く兒童の自然の活動に根據を待つこそ、一面に中心遊戲の存在の理由がある譯である。

第四節 中心遊戲の教材

第一 校 戲

力戲——綱引(男兒)

走戲——帽子取り、擬戰(男兒)、陣屋取り(女兒)、駟步競争(男女兒)

球戲——ドッチボール(男女兒)

第二 級 戲

尋常科第一第二學年——發表遊戲——兎と龜、桃太郎(男女兒)

全上——競争遊戲——鬼遊び(男女兒)

尋常科第三第四學年——競争遊戲——友探し(男女兒)

尋常科第五第六學年——競争遊戲——人馬競争(男兒)

全上——競争遊戲——バスケット、ボール(女兒)

全上——行進遊戲——田毎の月(女兒)

高等科第一第二學年——競争遊戲——フットボール、旗棒倒し(男兒)

全上——競争遊戲——センター、ボール(女兒)

全上——行進遊戲——燕郭公(女兒)

第二章 兒童の好む遊戲

第一節 男兒の好む遊戲

小學校兒童(男)に、如何なる遊戲を好むかと問へば、百人が百人、千人が千人まで、必ず競争遊戲のうちから、望みのものを答へるであらう。

先年岡山縣師範學校の豫備科及本科第一部第一學年に入學を許可された生徒百四十七名につきて、汝等が小學校で演つてゐた遊戲中、最も好みてあつた者數種をあげよと云ふ問を發して、其答案に依て調べた結果は左の如くてある。

帽子取り	八十二人	障物競争	十二人
フットボール	八十二人	二人三脚	十二人
旗取り	三十八人	陣屋取り	十一人
晝夜遊び	三十人	場所取り	九人
ロンドンテニス	二十八人	バツシングボール	九人
鬼事遊び	二十二二人	傳令競争	九人
人馬競争	二十一人	センターボール	八人
バスケットボール	十九人	雷遊び	八人
駈歩競争	十八人	キャブテンボール	七人
軍艦遊び	十八人	ベースボール	七人
綱引	十八人	海軍遊び	六人
旗送り	十六人	背飛び競争	五人
ハンケチ取り	十四人	捕虜競争	五人
戦争遊び	十四人	友探し	五人

夕立	五人	鎖引合競争	二人
啞鈴送り	三人	輪廻し競争	二人
千鳥競争	三人	陸道競争	二人
風車	三人	棍棒下し	二人
韓信競争	三人	汽車遊び	二人
服装競争	三人	引合押合競争	二人
ドッチボール	三人	置替競争	二人
提灯競争	三人	渡川競争	二人
砲臺攻撃	三人	載囊競争	二人
メヂンボール	三人	集合競争	二人
達摩落し	三人		

(二人以下の分は省く)

次に岡山縣下、小學校中の百二十一校につきて、各校に於ける兒童(男)が如何なる遊戯を好めるかを調査した、結果は次の如くである。

前篇 第三部 遊戯教授法

六十七校

バスケットボール

一七三

二十四校

旗送り	二十一校	雷遊び	六校
人馬競争	十九校	輪廻し	六校
陣屋取り	十八校	ドッヂボール	五校
晝夜遊び	十四校	センターボール	五校
フットボール	十三校	ロンドンテニス	五校
バッシングボール	十二校	捕虜競争	五校
ハンケチ取り	十校	メヂンボール	四校
鬼事遊び	十校	キャプテンボール	四校
駈歩競争	九校	韓信競争	四校
軍艦遊び	八校	場所取り	三校
綱引	七校	背飛び	三校
旗取り	七校	土俵運び	三校
啞鈴送り	七校	整列競争	三校
傳令競争	六校	スプリンレース	三校

戦争遊び	三校	鯉の漉昇り	二校
相撲	三校	半周競争	二校
工兵架橋	三校	寶取り	二校
啞鈴競争	三校	軍夫の彈丸送り	二校
ベ이스ボール	二校	猫と鼠	二校
棍棒遊び	二校	ライダーボール	二校
友探し	二校	砲臺競争	二校
服装競争	二校	柱取り	二校
毬投げ皿割り	二校	綾織競争	二校
集合競争	二枚	豆囊競争	二校
七曜球	二枚	(一校以下は省く)	

右の二つの表を比較対照すれば、男兒が如何なる遊戲を好むかと云ふ、大體の見當は附く譯であるが、更らに甲種講習科生徒四十名に就きて、教授の經驗上、兒童が如何なる遊戲を歓迎せしかを尋問した、其の結果は左の如くである。

帽子取り	三十五人	手巾取り	三人
綱引	十七人	騎馬競争	三人
陣屋取り	十二人	ベースボール	三人
フットボール	十二人	背飛び	二人
鬼事遊び	十一人	雷遊び	二人
旗取り	九人	師團遊び	一人
晝夜遊び	九人	友探し	一人
旗送り	八人	軍人合せ	一人
駈歩競争	七人	猫と鼠	一人
戦争遊び	六人	球投げ	一人
バスケットボール	六人	信號遊戲	一人
角力	四人	鎖角力	一人
バッシングボール	四人	十字形球	一人
場所取り	四人	數字遊戲	一人

球落し 一人 城攻め 一人  
 源平遊び 一人 山の大將 一人  
 綱飛び 一人 ロンドンテニス 一人  
 眞似遊び 一人 涉川競争 一人

斯くてこれ等の三つの調査の結果は、これを對照して見ると、餘り大した懸隔を現はすことなしに、大體に於て一致して居る點を見出し得る事は、興味ある事實である。今左に三つの場合に共通して居る遊戲を擧ぐれば次の如くである。

- 一、帽子取り
- 二、フットボール
- 三、旗取り
- 四、ロンドンテニス
- 五、晝夜遊び
- 六、鬼事遊び
- 七、人馬競争
- 八、バスケットボール
- 九、駈歩競争
- 一〇、綱引
- 一一、旗送り
- 一二、ハンケチ取り
- 一三、戦争遊び
- 一四、陣屋取り

- 一五 場所取り
- 一六、バツシングボール
- 一七、雷遊び
- 一八、ベイスボール
- 一九、背飛び

- 二〇、友探し
- 二一、砲臺攻撃
- 二二、鼠取り
- 二三、球落し

以上二十三種の遊戯は、大體に男兒が好む遊戯であると思ふ。但し右の調査は著者が岡山縣師範學校に在職中同縣下につきて調べたものであつて、地方的關係があるから、必らずしも一般に當て嵌め難い處があるかもしれぬが、先づ大略當らずと雖も遠からざるものであらうと、遊戯の本質上から想像するのである。随つて教授者が、日常課する處の遊戯の選擇につきて、兒童心身の狀態、季節、並びに土地の關係を顧慮し、然も一方に斯かる材料に鑑みてやるならば、先づ適當なる材料を得らるゝにちかひと思ふ。

第二節 女兒の好む遊戯  
第二 行進遊戯

これは前陳の調査と同時に、岡山縣下百八十二校につきて取調べをなした結果である。

田毎の月	五十四校	星形行進	八校
十字形行進	四十六校	方形行進	八校
連鎖行進	四十三校	方圓行進	七校
タンツライゲン	三十四校	圓形行進	七校
ツバメ	三十二校	十字旋回行進	六校
ヒール、アンド、トリ	二十七校	歩法演習	五校
ホトトギス	二十四校	姫鏡	五校
十字變化行進	二十四校	對向行進	三校
花籠	十五校	クロツス行進	二校
プロムネード	九校	變化行進	二校
花束	八校	(一校以下は省略)	
ベビイ行進	八校		



第二 競争遊戯

これも同時に調査したものである。

旗取り	雷遊び	汽車遊び	友探し	傳令競争	陣屋取り	球送り	鬼事遊び	旗送り	晝夜遊び	ハンケチ取り	バスケットボール
十二校	十三校	十四校	十五校	二十二校	三十二校	三十七校	三十八校	三十八校	四十六校	五十三校	七十一校
洗濯競争	電話遊び	陸戦遊び	キャプテンボール	球蹴り	輪投げ	ドッヂボール	駈歩競争	夕立競争	猫と鼠	捕虜競争	七曜球
六校	六校	六校	七校	七校	八校	八校	八校	十校	十一校	十一校	十二校

支度競争	引合遊び	育兒競争	赤十字	クロツケ	藤戸の渡し	球受け	人送り	家事競争	場所取り	パッシングボール	達磨倒し	作字競争	スブンレース
三校	四校	四校	四校	四校	四校	四校	四校	四校	五校	五校	六校	六校	六校
達磨送り	球拾ひ	十字形球渡し	メヂンボール	重箱競争	半周競争	登校競争	豊年競争	寶送り	薙刀送り	球落し	涉川競争	棍棒交換	豆囊送り
二校	二校	二校	二校	二校	二校	二校	二校	二校	二校	二校	三校	三校	三校

織物競争	二校	球竿送り	二校
ウロ／＼球	二校	五色競争	二校
隅の大將	二校	(一校以下省略)	
全滅	二校		

第三 行進遊戯と競争遊戯の何れを好むか

これも亦同時に調査したものである。其の結果は左の通りである。

- 一、尋常科女兒は競争遊戯を好む 三十校
- 一、尋常科女兒は行進遊戯を好む 二校
- 一、高等科女兒は競争遊戯を好む 二校
- 一、高等科女兒は行進遊戯を好む 三十校
- 一、尋常高等兩科女兒行進遊戯を好む 十九校
- 一、同上 競争遊戯を好む 七十二校

是を以て見れば、吾輩の持論たる、行進遊戯は主として高等科女兒に課すべく、競争遊戯は男女兒に通じて最も適當なる遊戯たる事といふが、一面から證明され

る譯である。

第三節 男女兒の好む共通遊戯

以上種々なる調査の結果、男女兒が共に好む遊戯がある事が見出される。これは男女混制の學級などには有利な研究である。

- 一、バスケットボール
- 二、球蹴り
- 三、旗取り
- 四、晝夜遊び
- 五、鬼事遊び
- 六、駟歩競争
- 七、旗送り
- 八、ハンケチ取り
- 九、戦争遊び
- 一〇、陣屋取り
- 一一、場所取り
- 一二、バツシングボール
- 一三、雷遊び
- 一四、友探し
- 一五、球落し

第三章 教授上注意すべき諸點

第一節 練習練習

遊戯は一種の技術である。夫故に之を教授するに當ては、能く反覆練習せしめて、巧みに自在に演れるやうに、練り上げ磨き上げなければならぬ。然るに球の投げ、工合や、走り工合などが、漸くの事て物になりかゝつた時、或は歌詞の意味が自由に動作に現はせるやうに、始めの時、或は面倒な足の動作や、其の順序などが、辛ふじて要領を得かゝつた時、彼れ輕卒なる、好奇なる、無定見なる若い教師は、一種の流行熱に浮れて、無暗に嬉しがつて、轉々として、新から新へ、奇から奇へ、跳び移つて、教材を變へるために、折角の遊戯も、兒童は咀嚼せず、ロク／＼嘯みしめもしないで、單に飲み下すと云ふことがある。従て少しも其の味ひなどは、分らず仕舞ひと云ふ始末になるのである。斯く何等の容謝なく、ドシ／＼難儀なものを、分量多く供給するから、兒童は面白いか愉快だとか感ずることはなくて、徹頭徹尾苦しみ通しになる。勿論遊戯は一面に於て心身の訓練鍛錬をなす教科であるから、随分苦しい目に遇はす事もあるけれども、彼れとこれとは、土臺から苦しむ方が違ふし、又教育的に故意に苦しみを與へた場合がありとすれば、必らずその

内には、愉快と云ふ事が伴ふものである。遊戯が全然苦しい動作になつては、夫れは既に遊戯と云ふ範圍を脱して、作業とか勞働とか云ふ仕事に變質したのである。

第二節 教材の變換

同一種類の遊戯を、長く繼續することは、獨り興味を失ふ許りてなく、體育上に於ても面白からざる事である。特に幼稚なるほど、種類を多く變換する必要がある。然し漸次長ずるに従つて、一つの遊戯も組織的技術的のものは、何時までも興味を持続するものであるけれども、興味の持續を標準として、體育上の効果を顧みなければ、多く其運動或る一部に偏し、一部の疲勞を來し、體育上の弊害を免れない。故に同一種類の遊戯を、餘り長く持續せしむることも考へものである。

其教材を變換するに於て一方に注意すべき事は、前後の遊戯が全く性質違ひのものであつて、變換の度毎に非常なる準備を要するが如き、面倒がなく、其前の遊戯と關係はあつても、身體の練習部分を異にするとか、或は同一遊戯を別の方法にて課するとか云ふ風にして、其の變更の度毎に、多くの時間を要せずして、興味

あるものを選ぶ可きである。譬へば同じく感覺を訓練する傳令遊びにしても、始めは聽覺に依つて動作せしめ、次回は觸覺に依つて活動せしむるなども一方法である。又バツシングボールに於て、最初は前より後に球を送り、次に側方より送球するなども、手間取らざる、一つの工夫である。

### 第三節 時間、季節及土地の關係

遊戯は其課する時間、季節及土地によつて、其種類を異にせねばならぬ。譬へば朝の一二時間の如き、兒童の活氣に満ちた時に於ては、規律を正し或は注意を要し、或は觀察を綿密にする等の遊戯を課するのも宜いけれども、身體の疲勞するにつれて、此種のものを選び、成る可く刺戟の強いものを選びなければならぬ。之と同様に春夏秋冬の季節によりて、或る程度まで、夫れに適應する丈の教材の變換をする必要がある。春風暖かにして、百花咲き亂れ、群禽花に囀ずるが如き、時期に於て、蝶々の唱歌を歌ひながら、互に手に手を取つて、遊戯をなすことは、適當であるけれども、寒風烈日手うるみ鼻汁迷しるの時に於ては、何等の興味もない。又都會と僻地、山地と海邊の如く、事情を異にして居る地方に在つては、夫々其地方

に適應する遊戯を選択せねばならぬ。譬へば行進遊戯中の舞踏に近い種類のもの、は、都會の女兒には宜いけれども、僻地の女兒に課するなどの必要は更らにないと思ふ。

故に發表遊戯、行進遊戯及び競争遊戯の如き、皆夫れ々々時間、季節及地方的の關係によつて、教材の取捨選擇を考へなければならぬ。遊戯は訓練的のものであるから、綱引や駈歩競争などは最も暑い日にやらせるが宜いなど、惡く英雄がつて居る人もあるやうであるけれども、かゝる手段は時に臨んで便宜取るべき教授方法で、普通に斯くある可きものでない。又行進遊戯などは、僻地に這入れば這入るほど、短所を矯正するため、一層必要であるなど、理窟を附ける人もあるやうであるけれども、袴も着けないで、登校するやうな所の學校で、其の邊の風俗職業等から考へて、行進遊戯を課することが、實際適當の事であらうか、兎角机の上の議論を以て、偏僻の山間生活の實況を知悉しないで、行進遊戯を女兒遊戯として、必要缺く可からざるやうに考へ込んで居る人もある。

### 第四節 教授の變化

凡そ單趣が疲勞を速かにし易く、倦厭を來し易い事は、一般の原則である。此の點は遊戯教授に於ても注意を要する所である。總じて變化なき教授は、他に如何に巧妙なる方法を以てするも、必ず失敗に終るのである。否、巧妙なる教授は、變化なしには、遂げ得らるゝものではない。故に教師は、兒童の心身狀態、教授當時の客觀的並に主觀的事情等を洞觀して、機に臨み變に應じて、卷舒自在に、巧みに教授法の原則を應用せねばならぬ。即ち適宜に遊戯の種類を變へ、隊形を換へ、位置方向を變へ、時としては兒童にお手傳をなさしむる等、其境遇に應じて、内部的並に外部的の變化を與へて、教授の單趣を破ることを要する。時としては兒童が涙が溢れさうなと云ふ位の、境遇に立たすことも、折々は興奮劑になり、清涼劑になつて宜いと思ふ。要するに適當に新刺激を與ふる事によつて、全體の調子を能く執つて往く事に、氣を附けなくてはならぬ。

但し茲に法則以外の事がある。夫れは同じく右の方法でやつてゐながら、或る教師は天然自然に兒童を魅する力を具へて居つて、能く其教授を興味多くする事が出来るのに、他の教師にはこれが出来ぬ。此點に至りては、心理學も教育學も、最

早や如何ともすることが出来ない。教師其人の人格に俟つ外はない。

#### 第五節 教授の敏捷

今日の吾國の形勢は、甚だ混雜して居つて、萬事創造に屬して居るから、國民全體が燈以て晷に繼ぎ、孜々として勉めても、猶ほ及ばざらんことを恐るゝのである。これがために學校の課業なども、多量と云ふよりは、寧ろ無理であらうかと、思はれるほどの分量をあてがつて居るために、今日の學童も隨分骨が折れるが、教師も又少數時間に色々の事柄を教へ込み、鍛へ込まなければならぬので、大に骨が折れる。隨て教授時間の利用、經濟、敏捷と云ふことが、必要であるといふ聲が出るのである。

遊戯教授に於ても、兒童の精神の訓練や、身體の鍛錬に必要な時間を費やすやうに、つまらぬ所に時間を消失して仕舞はないやうに、教授を機敏に進行しなくてはならぬ。

#### 第六節 合圖及號令

兒童が踴躍一番正に競争を開始せんとして、身構へをして居るのを、長く待たせ

て置いたり、又は用意の豫令を與へて、合圖を與ふるまで、あまりに長い時を隔つる如きは、無益に兒童の神經を疲勞せしむる許りて、何等の利益のない事であるから、斯かる事のないやうに注意しなければならぬ。又遊戯の如く直接教師の號令若くは合圖によつて、動作を開始するものは、其の號令や合圖と云ふ、外來の刺戟の銳鈍によりて、運動開始の遲速に差を生ずるものである。而して競争遊戯に在りては、單に發走の遲速に關する不利あるのみならず、神經の銳鈍に影響して、結果には更らに著しく遲速の差を生ずる事であるから、發走の合圖には、宜しく活氣ある、力強き呼笛又は音聲を以てしなくてはならぬ。合圖でも號令でも、須らく活々とした愉快の氣に満ちた、勢力あるもので、兒童が知らず、識らず、踊り出すやうな、跳び出しさうなのが望ましい。音聲は教師各個の天性にも依るけれども、平素練習すれば餘程調子がよくなる。

#### 第七節 審判の原則

審判には、終始喻らざる原則がある。原因など云ふと、大變難かしく四角張つて來るけれども、其實は至つて單簡である。

- (一) 審判は公正純潔でなければならぬ。
- (二) 教師は審判の全權を有する。
- (三) 審判は再審しない。
- (四) 審判は抗議を許さない。

#### 第八節 遊戯用具の簡易製法

遊戯を教授するに當つては、種々なる用具の購求を要する。而して該費用は決して吝む可きでない。然し如何に都合し繰合すとも、都合のつきかぬ時は、其場合に處する考へを廻らさねばならぬ。成る程器具なしに、なし得る遊戯も少しはあることであるけれども、實際上、全然無器具を以て遣り通すと云ふことは、到底行はれない相談である。最少限に於て、是非とも設備しなくてはならぬものが四つある。夫れは帽子(襟)と、毬と、旗とである。この四つのものは是非共なくてはならぬものである。

然し又此三種のものを、商店から購入する餘地のない場合、其他質素儉約の徳を養ふと云ふ、訓育上の考へから云へば、簡便に女兒に調製させたならば、一層安價

でもあり、且つ一舉兩得の策であらう。左に参考のために簡易調製法を述べて置かう。

### 第一 帽子(襟)

襟の製法は別段説明する迄もないであらう。これは男兒の帽子に相當した、紅白の組分けの目標であるから、相當の數だけの紅白の襟を、尋常五六年か高等一二年の女兒に縫はしたらば宜からうと思ふ。

帽子の製法は、凡そ八寸平方位の布を圓形に裁ち、其周縁を二三分を折り込みて、縫ひ廻し、其中に紐を貫通して、頭の後部にて絞る如くし、前に庇をつける、これは圓形の布(紅白)と其他の材料とを與ふれば、高等科女兒には製作し得らるゝものである。兒童各自から實費を徴して、調製した遊戯用帽子は、各自に所有せしむることは、兒童の便宜(休憩時間や家庭に於ける隨意遊戯の際に使用する)上からいふても、學校の都合から云ふても、衛生上から云ふても至極便利の事であると思ふ。

### 第二 毬

毬の種類には、手球(ハンドボール)と蹴球(フットボール)とがある。而してハンドボールのうちには、小さい所謂源平ボールの如きものと、蹴球の如き大きいもの、所謂メデシンボールやセンチボールの如きものと二種がある。又フットボールのうちには、アツソシェーション式(圓形)と云ふのと、ラグビー式(卵形)と云ふのと、二種がある。

右の内小學校などに於ては、卵形のラグビー式のフットボールは無くても宜い。又大形のハンドボールも無くても間に合ふ。圓形のアツソシェーション式のフットボールで、大形のハンドボールは兼用出来る。但しハンドボールでは、フットボールは兼用が出来ぬ。故に實際上に於て、ハンドボールとしては源平ボール、フットボールとしてはアツソシェーション式のがあればよい。

#### (イ) 源平ボール

燈心の屑又は鮑屑を揉み固め、其表面を綿の少許を以て覆ひ、其上を糸紅若くは白にて巻く。

#### (ロ) 圓形蹴球

ズックを圓形に縫ひたる中に、燈心の屑又は鮑屑を十分に揉み込んで、口を閉づ

れば宜い。

これ等も高等科の児童に調製さすれば、容易やすないことであらう。

### 第三 旗

金巾などで製へるのは、贅澤である。材料は木綿若くは白紙、反古、古新聞てよろしい。これに竹又は棒と糊とを與へて、児童に調製さすれば宜い。

其他の器具も、斯ういふ風に、出来るだけ教師と児童とが協同して、製作したらどうか。斯く児童に調製せしめた遊戯用具は、遊戯用具としては、若干は不完全な點があるのは、免る可からざることであるけれども、児童各個の製作にかゝるが故に、自己と用具との間が、一種の良好なる感情を以て連接され、其使用を粗略にせず、其保存を丁重にすると云ふ様な、訓育上、併せて、經濟上に良策な結果が附隨するのである。

## 第四 教師と修養

### 第一章 一言一行

福翁百話に、大海の一滴九牛の一毛とは、人の常に云ふ所にして、一滴の水は大海を増減するに足らず、九牛の一毛は物の數にあらずとの意味ならんかなれども、思想を緻密にして老ふれば、一滴一毛なりとも決して等閑に附す可からず……愛憎は單に個人の間の私なれども、永年の後に、其禍の波及する所は、則ち廣大なり、主人の一笑能く家人を悦ばしめ、妻女の一擧能く良人の心を痛ましめ、長老の一言は、後進生の方向を左右し、少年の一擧は、其の智愚を斷ずるの測量器となり、一席の不愉快よりして、生涯の交際を誤り、一物の得喪のために、人品の高卑を表白するが如きは、人間世界の常態にして、其愉快不愉快は、單に一時當局の人に止まらず、永遠に延いて、天下後世幸不幸の泉源たるべし云々。

人の子を教育する處の教師は、殊に右の點に於て深き修養がなくてはならぬ。殊に小學校教師は、人間中最も感じの強い児童の相手であるのであるから、其の一言一行、一笑一擧も、能く注意すべきである。譯もない戯れごとのやうな些細な事でも、無頓着であつてはならぬ。然し餘りに固くなり過ぎると、却て児童には窮屈に感ぜられ、彼等は遂に不活潑の境遇に陥るやうになるから、教師の心身から、活



激にして粗暴ならず、禮儀正しくして因循ならず、敏捷にして輕躁ならず、不知不識の間に、愛増なき、公平なる、純潔なる、快活なる言行の美が、湧出するやうに修養し度いものである。

## 第二章 愛情と同情

### 第一節 愛情

愛情は人を溫和にし、且つ耐忍ならしむる、最良の方便となるものである。誰人でも、己れを愛してくれる人のためには、何事も之に耐へ、忍ぶてあらう。其の愛するものゝのためには、爲して多きを厭はず、又難きを厭はぬ許りてなく、喜んで之を爲すのである。眞の溫みある活氣ある教授は、其人の品性と愛情の發動とに在るのである。

教師の心に愛情と云ふものが控へて居ればこそ、叱られても、打たれても、兒童の方に、心得違ひは起らぬのである。愛情あるがために、賞することも罰することも、効果を結ぶのである。又假令元來其教師の教授上の技倆は、拙劣であつても、其の

無限に湧き出づる處の愛情に依て、兒童を十分に楽しく活動さす事が出来る。此の溫かい情だにあらば、教授の手段方法の如きは、續々として、手中に湧き出づる事、ペスタロッチー氏に於けるが如きものあるに至るであらう。ペスタロッチー氏を見よ。先生の兒童に對する愛情と、教育を思ふ熱心とは、先生をして古今類ひ無き、大教育家たらしめたてはないか。先生の學校に於ける兒童は、先生を見ること、全く肉身の父に於けるが如く、共に泣き、共に笑つたのである。此の如きに至りて初めて、訓練の効果、感化の動力、歴然として眼前に現はるのである。

兒童の無邪氣なるを、單に愛する教師は、未だ眞正に兒童を愛する人である。云ひ得ない。心底から兒童を愛する教師は、如何なる時に於ても、如何なる場合に於ても、愛するのでなければならぬ。兒童が泣くも、怒るも、頓着せずして、然も熱情を以て愛するのでなければならぬ。即ち兒童の有する柔軟なる頬、小さき眞珠を含まむが如き、美はしき口、星の如き鮮明なる眼、碧空の如く開きたる精神は、總て愛の化身であつて、世界中如何なるものと雖も、これ等のものに勝る美觀なしとしみしみ感ぜらるゝのでなければならぬ。日本語の教育と云ふ事は、をしへ、そだてと

云ふ事て、而して「をしへ」とは「愛しへ」の意味である。故に愛情がなかつたならば眞の教育は成り立たぬ事である。

### 第二節 同情

ペスタロッチ先生は、教育的活動の出發點を、母子間の愛情に求めたのであるが、これは至當の事である。教師は自分の取扱ふ所の兒童を、自分の實子の如く考へ、一切の利害關係を離れて、兒童を見れば、手を把つて跳ばずには居られないと云ふ様に、愛情の發動力によつて、教育といふ行爲が、自然に現はれなくてはならぬ。併し現今の如く、多數の兒童より成る學級を擔任し、然も其時機の比較的短かく、ある處の制度に於て、愛情の動機を一般に望むのは、少しく無理なる注文である。かも知れぬ、故に吾人は一般教師に、少なくとも、同情といふ教育的動機を切望するのである。同情を持たぬ教師は、如何に學問があつても、技術が巧みてあつても、品行端正であつても、教師の資格が無いと云つて宜い。愛情の動機は、吾は控へて一般の教師に強ゆることはせぬが、同情の動機は、實に一切の教師に向つて希ひ願はねばならぬ處のものである。何となれば此動機に基づかぬ處の教育的活動

は眞の教育的活動でないからである。

### 第三章 氣分

兒童の感じと云ふものは、實に鋭敏なもので、教師の氣分などは、直ぐ兒童に映ずるものである。陰氣な教師が受持つた組は陰氣で、陽氣な先生が受持つた組は陽氣になる。兒童は教師の鏡である。故に自分が不活潑でグズグズして、兒童の活潑で、ハキ／＼する様に、仕立てやうとするのは、聞えぬ話である。教師と云ふものは、何時も元氣でニコ／＼して居つて、中心から活力の溢れて居る、快男子快婦人であればならぬ。今の教育者の多くが、兒童が先生の顔付を見たとき、直ぐ縫ひ付いて、愉快に、鬼ごつこでもして見たい、角力でも取つて見たいと、勇み出しさうな顔付をして居るかどうか、吾人の見る所では、往々此望みに當嵌まらぬものがあるのである。尤て仙骨稜々たる、如何にも不景氣な顔をして、眼が落ち込んで居て、見寒いやうな感じが起る先生がたま／＼ある。

言ふ迄もなく、教師は最も感じ易い人間、其人間中最も感じの強い兒童を相手と

して居るのであるから、若し先生が、朝方兒童と顔を合はした時に、不斷よりも額の上に、皴一本だけ餘計寄つたとしたならば、夫れだけ其日の遊戯教授の効果は減殺されるのである。

#### 第四章 活動

兒童を相手に一所に跳び廻はる等は、年寄り甲斐のない事であると思ひもし思はれもするだらうと云ふ様な、無性な氣風が、一般教師にありはせぬかと疑はれる。吾輩の希望を云へば、體操科時間中にイザ遊戯となつたら、ツボンを捲り、上衣を取つて、撥ね廻つて欲しい。時には相撲でも繩飛びでも何でもよし。兒童の戲伴となつて、活潑に遊んで欲しい。兎に角不活潑なる舉動を以て接すると、自然と教師と兒童との間に、一の障壁が出来るから、快活なる兒童も、自分の勢力を満足せしむることが出来ないで、情けないやうな顔をして、指を喰へて萎れて仕舞ふのである。之に反して爽快活潑に、兒童と共に立ち働らくと、兒童は自分の勢力に倍した活動をして、天真を發揮するから、遊戯が自然と活氣を帯びて来る。サア父兄

の御方も、視學の御方も、御覽下さい、吾々教師は、此可愛い兒童と、何時も一緒に、斯うした元氣で、愉快に遊びもし先き棒を振つて居ますと、敢て鼓言し得る様に有り度い。彼のモルトケ將軍が、我國の戦争に勝つたのは、學校の運動場で勝つたのであると云つて、喜びの聲を發したのも、斯ういふ運動場を見た時の事であらう。

#### 第五章 機轉

其の預つて居る兒童に、體が強いのもあり、弱いのもあり、長く注意の續くのもあり、直ぐ疲れるのもある。夫等を總て一つにして、大體に觀察して、様子を探りながら、采配を執つて往くのであるから、其扱ひが仲々難かしいのである。茲に於て教師の機轉が利くと云ふ事が、非常に大切である。即ちこれだけやつたら、疲れるだらうとか、然う同じ事を續けては、厭に思ふだらうとか、こゝで此變化を附けた方が、勢ひがつくだらうとか、其の時を考へ、其の時の前後を考へ、其の場合を考へ、兒童の状態を考へて、巧みに遊戯教授をなすと云ふには、教師の機轉が必要である。教師は兒童の額の皴一つを見て、直ちに其状態を看破し、兒童の眼の動き方で、直

ぐに其原因を看破し能く機轉が利いて、兒童の精神が始終教師の心の通りになつて居て、丁度澤山の釣糸が一手に集つて、其集つた糸が、教師の手に握られて居て、其の指尖の一寸した働らきて、全兒童が一尺も二尺も、跳び上るやうでなければならぬ。所詮遊戯の活教授は、教師の活きた心が、兒童の活きた心に働いて、始めて出来る事である。兒童の心身の疲勞さへも、教師の機轉に依て、幾分減じさせる事が出来ると思ふ。

## 第六章 技術の熟練

競争遊戯にせよ、行進遊戯にせよ、之に熟練するには、解剖學と力學との、實地應用に俟たねばならぬ。運動をするのは、何が運動するのであるかと云へば、人間と云ふ一の機械が働らくのである。人間と云ふ機械は、何て拵へてあるかと云ふに、筋肉と云ふ發條と、骨と云ふ槓杆とて、出來て居る。而して此筋肉には、其數が幾何あつて、どういふ風に身體各部に配置されてあるか、骨はどういふ風に組み立てられて、どういふ風に動くかと云ふ事を、攻究するのは、即ち解剖學の實地應用であ

る。而して此筋肉及び骨を以て、拵へたる各種の槓杆の作用を識り、如何にせば此等の槓杆を、最も有効に働かし得べきかを、考究するのは、即ち力學の應用である。要するに教師が技術を修練するには、自己の體軀四肢を動かしたり、自己の姿勢又は位置を移動したり、又は自己の體軀を以て、他の物體を動かしたりするには、如何に此筋骨なる槓杆を運用すべきかを科學的に研究し、而して最良の方法を研究し得た上で、反覆之を練習して、其運動を精巧ならしめねばならぬ事である。譬へば行進遊戯の歩法交叉回轉といふ動作の如きは、之を練習することに當りて、如何にせば身體の平均調和を保ちて、姿勢正しく、回轉し且つ移動することが出来るか、又競争遊戯のセンターボールに於て、センターに投球するには、どれ位の角度に、どれ位の力を以てすれば、最も適當であるかを、體育家に就いて教授して貰はねばならぬ。而して吾人天賦の模倣性によりて、専門教師の所作を熟視して、之を真似て練習し、一方には批評を受くることによりて、自ら其誤れる點及び不熟の點を、正すのが宜しい。畢竟技術なるものは、之に熟練するには、聽いたから讀んだからとて、容易に飲み込めるものでない。

一片の書冊を讀んで、直ちに之を兒童に課さうとする様では、兒童に興味を起さすなどは、思ひも寄らぬ事である。先づ教師自らに於て、其戯に熟達して居るのでなければ、何等の興味も惹き得ない。且つ實際に當りて種々豫期しない不都合の點を生じて、遂に無責任なる失敗の教授に終る事になる。殊に兒童に授けんとする遊戯は、教師に於て自身が立派に模範を示すに足るまで、之に熟し且つ興味を感じたる後、兒童に授く可きである。偶々理論と方法の外象のみを知り、之を教授して兒童に興味を惹起せしめたるものは、偶然の事であつて、決して豫期すべきことではない。其効果を豫期し得ないで、之を課することは、教育上なすべきことでない。

されば教師は、技能に熟練の結果、常に自ら好模範を示して、吾が爲す如くせよと云ひ得るのでなければならぬ。吾のやうにやれと云ひ得る事の分量が多いほど、技能科教師として、偉大なるものであると云ふ事を、覺悟して、自分の出来ない事は、兒童に責むる権利のないものであると、頭から覺悟して掛からねばならぬ。要之、遊戯の教授者は、云ふて而して行つて見せるのでなければならぬ。即ち言行一

致てなければならぬ。千萬言滔々として説明の勞をとつても、之を實際に甘く演じて視せられるのでなれば、決して兒童に興味を持たすことは出来ない。

## 第七章 教術

教術と云ふものは、教師の個性に依つて、色々違つて來る。其處が教師の植打のあつた所である。一般の教授法は、誰れでも教はれば、此時は斯う、あの時はあゝと云ふ事が大體分るが、同じ事をやつても、甲の先生のやるのと、乙の先生のやるのと、兒童の感じが大變違ふ。其所が教術と云ふものである。一教師の遣り口が、他教師の真似の出来ない所に於て、實に一種の巧味がある。夫故に其の先生がやると、兒童が自由自在に動いて往くのである。

教術は教授の奥の手である。然し教術の活用範圍は、無限ではない。其根據は必ず之を教育の理論、教授の方法に置かねばならぬ。適當なる理由に基かずして、單に一時の技巧に任せて、眼前を糊塗するが如きは、大に誠めなければならぬ。

## 第八章 強 壯

教師の身體が圓滿に強壯に發達したならば、其結果として感情が頗る快活に頗る圓滿になつて、笑ふ可き時には能く笑ひ、怒る可き時には能く怒ると云ふ様に、感情が調子能く働らくやうになつて、其動作も快活に圓滿に、元氣よくなるのである。而して教師が先きに立つて、運動場を駆け廻り、或は兒童を種々の組に分ち、或は馳驅奔走して、遊戯の準備をなすやうであつたならば、決して兒童を不活潑にするの恐れはない。如何に能く組織したる立派なる遊戯であつても、教師に於て不活潑に準備をし、元氣なく實演をしてみせるならば、到底兒童が勇み立つものでもない。故に教師は快活なる感情と、活潑なる舉動とを維持するために、平生身體を強壯にすることを心掛けなくてはならぬ。又一方から見ても、自分の體を一人前の體にする事も出来ない人間が、他人の身體を鍛鍊するなんて、過分な御世話である。そんな教師に育てられた兒童が、どうして彼の、我軍の勝つたのは、この運動場で勝つたのであると云つて、老將軍を狂喜せしめたやうな元氣な勇壯な兒童を、仕立てる事が出来やうか。

要之、吾人は身體の強壯と云ふ事を以て、教師の具備すべき資格の一つと見做すものである。こは徒らに多く食ひ、多く飲み、飽くまで、喰ひ飽くまで、飲まんがために、然か欲するのではない。成る丈け此世に生れたる甲斐あらんがため、教師としての職責を完うせんがため、換言すれば一滴にてもより多くの、貢獻をなさうがためである。

## 第九章 心身の修養

以上教師の修養上に就きて、色々述べた事であつたが、これ等幾多の事項を一言に纏めていへば、決極教師心身の修養と云ふに外ならぬのである。心と云ひ體と云ひ、元々分割す可からざる全體であるものを、便宜上區分したに止まるものであるから、従つて此の間に優劣のあるべき道理が無いとも、一面からは云へる。即ち人は肉のみの塊にあらざる如く、又心のみの塊でもない。身體が無くしては精神がある事能はず。又身體のみありて、精神無くしては、何の役にも立たぬ譯である。身體も精神も、共にこれ人生の二大資本である。而して個人く

に就いて云へば時により、人により、場合によりて、身體の鍛鍊を重んずべきか、精神の修養を重んずべきかの別はあるにしても、兩者が同權であるとは云ひ得ないまでも、兩者が絶対に優劣がないとまで云ひ得ないにしても、心と體とは、必要缺く可からざる二大資本であると云ふ事には變りはない。故に一般的に云へば、教師は心身を修養して、博學、圓滿、高識見なると同時に、強壯、端美なる身體を保持して、崇高なる人格を作り上げなければならぬ。畢竟人格とは、單に心許りの働でもなく、又勿論身體許りの働でもない。即ち兩方が融和して働く事が、人格完成の基礎となるものである。

### 第十章 特に小學校教師は

兒童に對する教師の力は、非常なものである。非常であるべきものである。非常で無いと云ふのは、教師としての資格が無いからである。教育家でないからである。苟も眞の教育家、誠の教師たる以上は、其力は非常であるべき筈である。

兒童は大なる模倣者であつて、常に他人の事を模倣して居る。殊に模倣せよとの命令があり、誘告があつて、模倣すべく出來て居る。教師の言行を模倣するのは、當り前であつて、其の及ぼす影響の甚大なる事は、云ふ迄もない。特に小學校教師の力は、非常なものであつて、幼き時授かつた先生と云ふ觀念は、兒童に一種不可抗の威權として迎へられ、仰がれて、父兄其他には、甚だ不從順なる兒童でも、先生の言ひ附けとなると、能く守るものである。即ち小學校教師は、兒童を自分の意志に従つて、自由自在に造り得る、位置に在るのであつて、従つて其位置に相當する、自覺と實力がなくてはならぬ。少時の感化は、何時迄も人生を支配するものである。から、小さい時の訓育は、最も仕甲斐のあるものである。夫れに大多數の兒童は、小學校以上の教育を受けぬものであるから、國民の大多數の品性は、殆んど、小學校教師の思ひ通りのものに成つて仕舞ふのである。

## 第四部 遊戯史

### 第一 西洋遊戯史

#### 第一章 上古

##### 第一節 希臘の遊戯

西洋に於ける文明の起源は希臘に在る。従て宗教教育美術工藝等、苟も人文に關係あるものは希臘の文明と相關しないものはない。故に遊戯の如きも希臘に於ける當年の状態を知るは、遊戯史叙述の順序として、重要なことである。吾人は希臘に行はれたる遊戯の種類を攻究するに當り、何れも其方法の簡單なるを見る。然も重なるものは、今日と雖も吾人が採つて以て佳良なるものとして許すべきものである。主として行はれたる遊戯の種類は、競走、角力、跳躍、槍投、圓板投及バンクラチオン(券闘と角力との総合遊戯)にして、尙ほこれ以外に諸種の遊戯と舞踏とが流行した。

競走は諸遊戯中希臘人の最も好んだものであつて、詩人ホーメルがこれを讚美した事もある。競走は深き砂地で行はれたからして、頗る至難の運動であつた。且つ其目的とする所は、胸廓脚筋及び肺を強健ならしむるに在つたから、競走者は高聲を發しながら驅けるのが普通であつた。又武裝競走も戦時の準備として行はれた。蓋し希臘人は交戦中好んで猛烈なる攻撃を試みるを常としたから、斯技を練習して置く必要があつた。

競走に次いで遊戯の第二位を占むるは、角力であつた。角力は兒童の行ふべき競技に屬し、練習は極めて正則にして、同力量の兒童をば、互に組合せ、以て一切の方法を稽古せしめた。

跳躍は、之に使用するハルテローレンと云ふ特別の器具があつた。ハルテローレンとは鉛製の棍棒形のもので、演戯者は之を兩手に持ち、前方に振り、後方に振り、更らに前方へ投げ返す刹那、身體を烈しく前方に跳らせるのである。練習が積むに従て、跳躍距離が増進して来る。尙ほ此外數種の跳躍が行はれた。例へば一部分に危険なる障礙物を置き、これを跳び越ゆる運動の如きである。



圓板投に用ひた圓板は金屬板であつて、演技者は之を右手に握りたるまゝ、右臂を後方に引きつゝ、肩越しに高く擧げ、力を込めて前方に振擲した。故に此遊戯は肩筋力を強め、且つ足部の緊張力を増進した。槍投は武裝競走の如く、戦時の豫備運動として行はれた。槍投に使用すべき槍は、軽くして細長きものであつた。蓋しこの遊戯は投擲と同時に的中するに在つたからである。

以上述べたる競走、角力、跳躍は何れも身體の調和的完成を企圖したものであつて、圓板投、槍投は、更らに腕力を増進するがために行はれた。以上五種の遊戯は、希國に於ける遊戯の重なるものであつて、然も希國固有の學校遊戯であつた。然も希人のこれを行ふや、確實なる方法によりて、身體の圓滿なる發達を遂げた。故に吾人は是等の運動を總稱して、教育的遊戯の教典である。と云ふも、敢て失當の言てはあるまい。且又之等の遊戯は何れも競争遊戯であるが故に、總稱して別に五闘戯の名がある。アリストテレスは五闘戯者を賞讃して、美の極致だと云ふて居る。右の遊戯の外、尙ほ希國に於て、當時盛に流行して居たのは、游泳であつて、毬戯

も亦希臘人の嗜好に投じた者で、老幼の別なく行はれた。是れ吾人の記憶すべきことである。舞踏も希國遊戯中、等閑に附す可からざるものである。希國の舞踏にして輪舞に屬するものが、其種類數多あるけれども、最も行はれたものは、戦舞である。プラトーン曰く、演舞中身體を迅速に回轉するは、是れ敵の彈丸飛箭を避くるを現はすと共に、敵を攻撃する態度を模倣したものである。と。

斯くの如く遊戯なるものは、希臘人に取ては、彼等の一生を貫徹する國民的要素であつて、従つて國民教育の最も肝要なる一部であつた。而してこれが教育の實施に關しては、法文の規定する所であるけれども、民族の特質殊にイオーネッシユ族なるか、ドーレッシユ族なるかによりて、教育の方針を異にし、其の最も顯著なるは、スバルタとアテンとの教育の差違である。

#### 第一 スバルタの遊戯

有名なるスバルタ教育の祖リクルグスが定めたレトラ(法典)中、着目すべきは、生兒の鑑定法である。これによると、市民中から長者を擧げて、検査官とし、男兒が生るれば、先づ其體質を調査し、壯健であると認定すれば、之を養育することを許可

するが、若し懦弱であると認定した場合には、之をタイゲイトス山中に棄てさせ、是は國人を武勇強壯にし、戰場に臨みて、向ふ所敵なからしむるを目的とするからである。

然し養育を許可された小供でも、長く父母の膝下に在ることは許されない。七歳までは家に在つて、主として遊戲に力め、十歳からは共同の教育所(體育場)に這入るのである。此處では體操唱歌の外に、五闘技を課した。加ふるに戦時の艱苦に堪へしめんがために、平生故らに苦痛を與へて、鍛鍊に努力した。其一例を擧ぐれば、女神アルヲミスの祭日に、其祭壇で、教師が少年生徒を鞭撻して、血を流すに至らしむることがあつても、生徒は卑怯を耻ぢて、啼泣しないのみでなく、肉裂け血逆るに至つても、毫も神色を變ぜず、忍耐の極遂に死に至つたものもあると云ふことである。斯くの如く總て尙武的鍛鍊の意味を以て、遊戲を課した。

スバルタの女子は、男子のやうに、拳闘、競走、角力等を行ふて、常に身體を鍛鍊し、二十歳に至つて、初めて婚嫁することを許されるのである。だからスバルタの女子は、其子の出陣の時、楯を携へて歸るのでなければ、楯に乗つて歸れと云ひ送つた。

と云ふ位、勇氣も素晴らしいものであつた。

## 第二 アテンの遊戲

アテンの物興はイオ、ネッシユ種族の移住に基くものであるが、其頃山地に住むもの、平原に住むもの、海岸に住むもの等、種々の種族の間に、非常に争亂があつた。偶々ソロンといふ豪傑が現はれ、恰もリクルグスのスバルタに於けるが如くに法律を定めて、國內を統一した。ソロンはリクルグスより少し後れて、紀元前五百九十四年頃世に出たのである。其法律中、兒童の教養上、遊戲に關しての主なるものは、十八歳になつて、初めてギムナジヤに入る規定なのであつた。而して凡そ男子たるものは、必ずず游泳を練習し、富貴なるものは、馬術をも修むべき事を命じたのである。

元來アテン人が遊戲を獎勵した目的は、スバルタや古代羅馬の様に、國民に兵事的修練を行はしめて、外敵に抵抗する力を養ふと云ふ類でなく、身體の美的發達と云ふ事に注意したから、身體の優美なる發育を遂げしめんためには、随分熱心に力めたのである。

當時希臘に在る教育場は、即ち體育場で、それにはバレストラとギムナジャとの二種類があつた。最初は斯かる區別は無かつたのであるが、後に別れて、バレストラは、少年の角力及び拳闘の場所となり、ギムナジャは壯丁の角力、競走、跳躍、圓板投、槍投、拳闘及びバンクラチオンを練習する場所となるに至つた。而してアテンに於けるギムナジャは、總て公立であつて、十歳以上の青年並に成人の練習所である。而してギムナジャは、管に遊戲場たるに止まらず、實にアテンの俱樂部兼學校であつた。又バレストラは一層多くアテンに散在し、概ね私立であつた。

### 第三 女子の遊戲

希臘に於ける遊戲は、管に男子の修む可き學科たりしのみならず、妙齡の處女も亦之が練習に努めた。然し之を行ふたのは、深窓の下に育ちしアテンの纖弱なる乙女にあらずして、重にドーレスシュ族に屬するスバルタの婦女であつた。彼のリクルグは、處女間に競争遊戲を課し、以て益々體育思想を喚起慫慂し、プラトーンも亦女子遊戲に志し、一旦緩急の秋に當りては、女性と雖ども武器を提げ、以て敵兵に抗するの氣概を養成した。これに關するプラトーンの説く所に據るに、婦

女をして競技を行はしむるは、誠に結構の事である。然れども法令を以て彼等に強ゆるは不當である。若し婦女が女子教育の進歩に依りて覺醒され、これを行ふは彼等の美風なりとの意義を解し、自ら進んで之を行ふに至り、初めて之を彼等に課するは、敢て非難すべきに非ずと。是れ實に卓見である。リクルグス思へらく、「處女をして其身體を練磨せしむれば、一は以て後日彼等が良妻賢母たるの任務を果し得べく、一は以て出産の苦痛を軽減し得べし」と。且つ彼は母體が健全なりせば、國民をして強健ならしむべしとの思想を抱いて居た。斯の如く處女の遊戲の隆盛を極めたる時に當り、就中行はれしは、競走である。然し角力、圓板投、槍投の諸遊戲も、亦彼等の間に多少の勢力を有し、特に少女は舞踏の稽古を勵んだ。但し最も著名なりしは、毬戲であつた。

### 第四 オリムピヤ祭

此祭禮は、ペロポニース半島の西部なるエリス國のオリムピヤに、行はれた祭禮であつて、四年毎に五日間行はれた。其日は夏至の後、初めの満月の時である。此所にはスタディオンと名づくる競争場が一個所と、ギムナジャが二個所と、競馬場

が一個所あつた。其他宮殿及び公の建築物があり、且つ國王並に英雄の紀念碑、優勝者のために樹てられた紀念の肖像等、群をなして建て列ねられた。祭禮の當日には、各國各市の代表者及び遠國よりの參觀者が、群集した。これ等は何れも此日に行はるゝ競争競馬を始め、詩人、作曲家、技術家の競争を實見し、且つヂュースの神を崇めむために來たのである。故に是等の人々のためには、此祭典に神聖なものと認められたのである。斯かる神聖なる祭典に、滿目環視の中に立つて、競技を行ひ、若し優勝の地を占むれば、非常なる名譽であるから、全國の青年が、競技に加へられたる技術を、平素に於て熱心に練磨することの、獎勵となつたのは、實に偶然でない。

## 第二節 羅馬の遊戯

羅馬に於ける遊戯は、希臘に於けるとは、全く其性質を異にし、國民的意義の如きは、絶えてこれあるなく、従つて普通教育の要素をも構成しなかつたのである。ラング曰く、古羅馬人は、其生存の着眼點、一に實利實益といふ事にあるからして、身體の發達保全に關しても、亦旨とする所は、専ら其強健と戦争の堪能とに在つた。

彼等思へらく體力を練習せんには、農業に若く者無しと。此一事を以て見るも、羅馬人と希臘人とは、遊戯に關して、各見解を異にした事が分る。

希臘の遊戯術が、羅馬人に依つて研究された當時は、既に衰微の状態にあつたが故に、羅馬人の眼に映じた希臘のギムナジャなるものは、單に遊惰享樂を恣にする無益の場所たるに過ぎなかつた。遮莫諸競戯中最も羅馬人の嗜好に適したものは、競走、跳躍、游泳、騎馬、及び毬戲の五種にして、彼等はこれを以て身體の健康を維持し、勇敢豁達の氣風を涵養せんとした。然しながら角力、拳闘、五闘戲、及パンクラチオンの行はるゝに際し、希人の裸體となりし一事に對しては、羅馬人の嫌焉たらざりし所、否な寧ろ彼等をして、甚しき不快の念を惹起せしめたに相違ない。皇帝時代に於ては、羅馬の青年が、諸種の遊戯に志し、熱心なる獎勵の結果、遂にラベル河中に於て游泳術の隆盛を來し、且つ數多の遊戯練習所の建設頻々として起り、就中皇帝ドミチヤンの治下には、更らに婦女間に競争遊戯を課するの舉に出た。

## 第二章 中古

### 第一節 基督教と遊戯

基督教が遊戯を蔑視疎外せしは、掩ふ可からざる事實であつて、若し外貌にして精神に貢献する所があるならば、之れを貴重するも亦可ならんとは、基督教が夙に唱導した所であつた基督教の青年が受けた教育は、紀元第一世紀に於ては、徹頭徹尾超越的であつて、往昔の教育が現世を對象としたのに反し、基督教は絶対に之を天國に求めた。

パゼリウス大王が僧侶のために編制した規約には、青年の教育に關し、特別の規定があつたにも拘はらず、遊戯のことに及ばなかつた。ヒロニムスが處女の毛絲細工を勧め、彼等をして編網及び紡績の業に就かした故を以て、彼等は勞働の餘暇僅に遊戯を味ひ得たに過ぎない。アウグステヌスの未だ弱年の折、好んで球を弄んだ所が、學課を惰けたと云ふので、鞭打された事もある。斯くの如く基督教の教育方針なるものは、恒に遊戯と反目の状態に在つた。

### 第二節 日耳曼人の遊戯

日耳曼人は汝々として武器の操練に努めたが、然し彼等は常に武術に堪能であつたのみならず、游泳術に於ても其蘊奥を極め、幼少にして驚くべき熟練の域に達し、充分なる武裝を施して、而も能く激浪急湍を遊ぎ渡つた。如上以外の遊戯に於ても、亦日耳曼人は他民族に比して、嶄然頭角を現はした。之を跳躍に見るに、彼等が此技に妙を得た事は、フロールの記載によりて明かである。氏曰く、「イート・ネンの將軍トイトポツホなるものが、四頭以上の馬を列べて、之を跳んだとある。彼等は又疾走と角力とを行ふて、軀幹の強健を遂げた。祝典に際しては、戦舞を施行するの外、競馬跳躍槍投石投等の如き専ら體育的遊戯の餘興を催した。

### 第三節 スコラ學派の教育と遊戯

獨逸人が一度靡然として、基督教に歸依するや、僧侶は獨人の勇敢なる氣風を成るたけ和げんことに力め、僧尼學校に於ては、最早身體の發達に關して、注意を拂はない方針を採るに至つた。何となれば、僧侶は其身に管を加へ、其肉を殺ぎ、以て天國に於ける靈的生活に憧憬せしが故に、斯かる虚偽憂鬱人生觀の僧侶が、身體の發達完成を期待する遊戯と相容れないのは當然である。宗教界の趨勢斯くの

如くてあつた中古の僧侶的スコラ學派の教育時代に於て、吾人は宗教の觀念に基ける唯一の教育法ありしを認むる。教育法とは、讀書習字、算術、文法及び音樂の諸科目に關する教授である。而て身體の發育に關して、時人が顧慮した一端とも見做すべきは、祝賀日に限り、諸種の遊戯の催ほされた事であつて、其重に行はれたのは、競走、角力、棒遊、抛擲、武裝、石投、調練である。而も之等遊戯の行はるゝ時晝から夜に及ぶこともあつた。且つ兒童は別に獨樂遊輪廻遊まゝごと一脚踊とんぼがへり、射擊、鞦韆、指彈戲の如き遊戯をなした。

#### 第四節 騎士的教育と遊戯

スコラ學派的教育が、僧尼學校一派の輩に依つて、鼓吹されつゝあつた間に、他方に於て騎士に依りて呼起された騎士的教育なるものがあつて、兩々相對峙し、前者は文法、修辭學、論理法、算術、幾何學、音樂、天文學の如き、専ら智育を主とした學科を獎勵したのに反して、後者は騎馬、游泳、弓術、劍道、狩獵、獎碁及び作詩の教授を旨とした。

苟も騎士たるものが、騎士としての完全なる資格を保たんには、次の七迅速戲を

修得しなければならぬ。

- (一) 騎馬乘馬、下馬の速業、駈歩、疾驅、中馬體を地上より離し揚ぐること。
  - (二) 游泳及び潜水、平泳ぎより仰臥泳ぎに變ずること。
  - (三) 弩、旋條銃及び弓の射撃。
  - (四) 梯、棒繩の攀登。
  - (五) 比武の巧妙、争鬪、刺衝及び馬上試合。
  - (六) 角力、翻然體を脱すること及び雙手にての試合、就中巾跳び。
  - (七) 給仕、舞踏、辭禮を重んじ、盤上の遊戯、雙陸、將碁等に巧みなること。
- 斯の如く騎馬及び之れと關聯する諸遊戯の盛に獎勵されしは、前陳の通りであるが、之等の遊戯と共に、古代日耳曼の遊戯法即ち競走、跳躍、石投、横木競走、球戲等の諸遊戯も、亦騎士の修むべき技術の一に數へられた。

### 第三章 人道主義家及宗教革命時代

スコラ學派の固淡無味なる學派に反對して、當時發見せられた、古代特に希臘の

書冊を涉獵し、之に因つて一層自由なる且つ人文的なる人間の教養を唱導した一派の學者が起つた。之等人道主義家中稍や傑出せる大家は、其の眼光能く希人の遊戲の價值あるを認め、之を書冊に究め、以て國民教養の實用的要具たらしめんとした。

### 第一節 伊太利

#### 第一 ヴェルゲリオの遊戲觀

伊太利フマニスト中、先づ指を屈すべきはビエトロ、パウロ、ヴェルゲリオ(一三四九——一四二八)である。氏は體育に就て曰く、身體精神共に、著しく注意を拂はなければならぬ。身體訓練の要は、身體をして容易に意志の命に服従せしむるに在る。又身體は幼少から軍務を練習せしめ、精神は堅忍強耐の風を養成しなければならぬ。若し人間既に其の少時に於て且つ全生涯を通じて、肉體及び精神の耐忍力を涵養するのてなければ、將來に於て困苦艱難に耐ゆることは出來ない。一定の時間を研學に當て、一定の時間を身體の練磨に當て、而して練習は健康を保全し、四肢を強健ならしむるを要とする。此の際元より能く自然の體質に意を

致さなければならぬ。其他身體の發達の度にも注意を拂ひて、發達期に屬する少年には、比較的容易なる練習を授け、發達期を經過し終れる者には、比較的困難にして力量と健康とを進捗せしむ可き練習を行はなければならぬ。少年に授く可き練習を擧ぐれば、各種の擊劍其他射擊、騎馬右投、競走、跳躍、拳闘である。

#### 第二 フェルトレの遊戲觀

遊戲史上一層の價值を有するのは、ヴェイトリノフォンフェルトレである。實に當代最も傑出せる教育家であつた。彼の教育中には、兒童の精神及び身體をも、等しく包括して居る。フェルトレは彼等生徒が各其性の向ふ所を察し、又將來引き續き營まんとする生活方法に鑑みて、彼等をして日々騎馬角力、擊劍、弓術、毬戲、競走及び游泳を練習せしめた。

彼は又漁獵二種の遊戲を、娛樂として之を許した。嘗て彼は生徒を二群に分ち、互に戰鬪を交へ、城塞を突き、陣營を襲ひ、威聲四邊に轟き、塵烟天空に漲るのを見て、自ら快事とした。戲の終るや、彼は勝者に豫め懸けた賞與を分配して曰く、斯の如き演習は、以て身體を發達せしめ、敏捷の風を養ふ所以であつて、彼の因循偷閑の

裡に生じ来る感情の如きは、遂に起る可き餘地もなく、精神益々研學思索に適する。と、練習上最も快活に、且つ最も活潑となれる青年は、常に彼の最も愛好する所であつた。蓋し彼は這種の輩が徳行の涵養に臨むも、將に精神的事業に當るも、遂に不屈不撓の勇者たるを信じたからである。故に彼は狩獵に臨んで、豪膽なる飛躍を敢てする者を見、或は競走に際して第一着を占むる者を指して曰く、這兒確かに吾が校の名聲を擧げるであらう。蓋し身體の快速は頓て精神の徹底を得るのである。と、彼は懶惰偷閑の性癖を戒嚴し、是は畢竟闊愚放逸に流るべき動機であるとした。又兒童を鍛鍊して、寒威烈日に慣れしめんが爲めに、晝間は必ず皆な野外に於て遊戯を行はしめた。彼れ曰く、地球と名くる慈母は、苟くも人間の要する總てを惠與する。譬へば人若し烈しく地上を踏まば、温暖の氣が自ら生ずる。人の運動に依つて受くる暖氣は、等しく身體の各部に遍ねく及ぶからして、最も愉快に健全に、且つ持続的なるものである。彼の火を擁するのは暖氣が唯一少部分に限られ、且つ稍や強烈に過ぐるの嫌がある。其の結果往々にして眼疾鼻疾、嗽咳等を惹起し、殊に發憤企業の仇敵たる、情懶の惡風を養成するやうになる。之に

反して身體の習練は、惹いて精神を快活にし、健康を確保すると、氏は又生徒の懶眠を貪るを許さず、肥滿は體軀の最大なる重荷であつて、精神を包む陰暗なる雲霧である。と云ふて居られる。

## 第二節 西班牙

### 第一 ヴィヴェスの遊戯觀

ヴェルゲリオ、フェルトレに次いで、指を屈すべきは、西班牙人ロハン、ルドウィヒ、ヴィヴェスである。氏は兒童の年輩に在る者をして、充分に發育せしむるがために遊戯の獎勵を望み、又兒童の才能を試験す可き手段として、特に計算記憶及遊戯を擧げた。就中氏は兒童が同年輩者間に立ち混りて、自由に競争して其の力量を發揮し、時には遊戯の法則に従て、幾分の拘束支配を受くるが如き、遊戯を利用すべしとなし、特に毬戲及び競走を推擧した。蓋し遊戯は身體を強健にし同時に精神に休養を與ふる所以である。又降雨の際に兒童は、屋蓋ある堂内及び庭前に於て遊戯を行はしむるやうにしなければならぬ。十五歳以上の兒童には既に著しく勞力を要する遊戯、即ち遠足競走、跳躍角力、右投げを行はしむるやう説示し



た。又氏は體操と遊戯とは、幼少の年齢に應じて之を許した。ランゲの説に依れば、エズイット教徒が能く身體の發育に注意し、且つ諸種の遊戯を自由に認容したのは、グイヴェスの教訓から假り來つたものであるらしい。即ち彼等教徒は其の學生に各種の愉樂即ち音樂、舞踏、騎馬、漕艇等を許した。

### 第三節 佛蘭西

#### 第一 ラブレイの遊戯觀

次に佛國に於けるフランソア、ラブレイは、氏の著書中に、遊戯の練習を、全然教育及び教授課程の中に編入して、騎馬、擊劍、角力、跳躍、競走、游泳、攀登、抛擲、戲並に重きハルテローレンを持つてする練習を説明した。然も遊戯の多様なる事は、實に豫想の外であつた。ラブレイの記載せる遊戯は、殆んど佛國に於て、通俗的に行はれたものであつた。

#### 第二 モンテイニユの遊戯觀

ラブレイの遊戯觀に關聯して紹介す可きは、ミシユル、ドゥ、モンテイニユが遊戯に關する論旨である。氏は己が身體の熟練を有せず、疾走も敢て人に優れたるて

もなく、舞踏、打毬、戲角力亦決して機巧の誇るに足る可きものがあるでもない。游泳、擊劍、飛躍に至つては、全く無能なることを自白して居るけれども、若し一度彼の教育書を繙かば、吾人は彼が遊戯の價値を認識せるを、看取する事が出来る。曰く、吾人が時と處とを定めず、臨機應變に與ふる教訓は、不知不識の間に其効を奏する。吾人の競走、角力、音樂、舞踏、騎馬、擊劍、遊獵と雖も、吾人の研學の重要な部分を完成する。聊も教育の施す可きは、精神でもない、身體でもない。一個の人間である。之を二分する理由はないと、プラトーンが言ふて居るではないか。一方を離して之を扶育すべきでない。兩者の同時に指導せざる可からざる事は、恰も同一の轅に繋がれた二頭の馬のやうなものであると。又曰く、汝の年少者を鍛鍊して流汗、寒氣、風威、烈日其他輕易なる事變に堪えしめよ。衣服、飲食、睡眠に關する、軟弱驕奢の風習を除きて、萬事に慣れしめ、以て嘔吐を催す可き高襟兒たらしめず、強固なる大丈夫兒たらしめよと。

### 第四節 獨逸

#### 第一 ルーテルの遊戯觀

吾人は、獨逸に於ける人文復興者にして、宗教革命者たる偉人の遊戲觀を觀察してみたい。ヤコブ、ウカム、ヘリング（一四五〇——一五二八）は、千五百年に出版した教育書中に、體操は、高尚なる精神教育並に温良優雅なる風俗を、害するものであると云ふので、大に之を制限縮少せんと試みたけれども、宗教革命の偉人ル・テルは、却て益々之を推奨した。

マルチン、ル・テル博士の人口に膾炙せる語に、無頼放蕩の習に染み、暴飲暴食の弊に陥らざらんがために、人皆遊戲を行ひて、向上裨益する所あらんとするのは、往古以來の思想であつて、且つ規則である。之を爲すに當り吾が意に適へる遊戲及娛樂に二種ある。即ち音樂並に擊劍角力等の武術である。其中前者は胸裡の懸念及び憂鬱的思想を驅除し、後者は跳躍等に依つて、身體の四肢を輕捷優良ならしめて、其健康の保全をなす。而して最終の目的は、宴安無頼遊惰博奕に陥らざらしめんがためである。嗚呼宮廷と都市とに於ける人々の状態を見よ、君が爲めに杯を擧ぐ、大に飲め、にあらざるはない、斯くて人々數百千金を堵するに至るのである。尊む可き遊戲と武術とを輕蔑し閑却せる者の末路は、概ね此の如くである。

と。

豫言者サハリヤ第八章の、而して市の街路は、其の街路に遊べる兒女に滿つ可しと云ふ語に、ル・テルは次の句を附加した。即ち、市に於て兒童が、街路を跳ね舞ひ遊べる國は、吾等安寧なる可く、人々は安全に住み且つ旅すべし。而して現世の平和は、無上の賜物にして、之を與へたる神自ら其賜物を誇とすべし云々、之を要するに街上に於ける少年の遊戲舞踏の如き兒戲は、元と是れ決して惡事に非ずして、寧ろ神意に適應し、神の賜物として之を賞讃すべし。然るに吾等は之を無益の徒事なりと思ふ。

或君主に當てた慰藉狀の一節に、是故に吾は青年たる閣下に向て、常に熙々たる可く、騎馬狩獵其他苟も清く麗はしく、閣下を樂ましむる社會との交遊を勵まん事を警告する。蓋し寂莫若くは憂鬱は、各人特に青年の蠱毒にして且つ死である。とある。

## 第二 コメニユースの遊戲觀

若し夫れヨハン、アモス、コメニユースの遊戲觀に至つては、一層明晰判然たるも

のがある。彼れ思へらく、疾走、跳躍、角力、打毬、九柱戲等の如きは、寧ろ鼓吹すべきものであつて、決して禁止すべきものでない。其他少年を伴ひて散策を行ひ、意の赴くがまゝに嬉戯せしむ可きである。健全なる精神は健全なる身體に宿る事を、注意しなければならぬ。人間の體軀は戯謔と、嚴正の二種の運動を要する。一日は二十四時間ある。須らく之を區分して、八時間を睡眠に、八時間を事務勞作に、而して殘餘の八時間を、健康の扶養、身體の營養及び練習等に費すべきである。

#### 第五節 英吉利

##### 第一 ヤコブ一世の遊戲觀

英國も亦中世紀に於て、遊戲を閑却した譯でない。英國王ヤコブ一世治世一六〇三——一六二五が、其皇子に贈つた書中に、自由に得らる可くして、且つ有益なる事物中、君主にありては遊戲に勝りて稱ふ可く、且つ推奨すべきものはない。蓋し遊戲は體力を増進し、健康を保全するからである。王者には元より精神の練習を最も急務とする。逡巡と遊惰の風は、精神を弱め、且つ必然腐敗に導く。經路であるからである。然れども、余は尙ほ別に身體の練習、遊戲及び戰闘演習を特に推薦

したい。是等は管にあらゆる惡徳の源泉たる遊惰、偷安の弊害を驅逐する許りてなく、同時に身體を強健にし、勞作其他凡ての困難に對する忍耐力を養成する。是れ實に王者に極めて裨益すべき點である。要するに余は、就中疾走、舞踏、角力、擊劍、跳躍、羽子、棍戲、槍投及び野外に於ける其他幾多の麗はしく、且つ樂しき練習を推奨したい云々。

### 第四章

#### ロツケとルソー

##### 第一節 ロツケの遊戲觀

ヨーン、ロツケは千六百三十二年八月二十九日を以て、英國ブレストルに程近い一小村グイリントンに生れ、刀圭を業として居たのであるが、千六百六十五年伯爵シャトブローが其子の病弱なるを患へ、氏を聘して愛兒の教育を任せ、是よりロツケの教育家としての令聞が漸く高く、千六百九十三年の著書「兒童教育論」は、高評噴々、洛陽の紙價を高からしめた。彼れが新教育學の建設者たる名聲を博したのも、亦實に此書に在つた。宜なる哉。幾ならずして、此書の翻譯頻々とし

て著はれ、或は佛語に、和蘭語に、或は獨語に、或は之を希語に迄試みた者も出た位である。ロツケはモンテローニユに私淑して居た。従つて彼から得た所も頗る大であつた。

ロツケ思へらく、兒童は出來得る限り、幼少の時期に於て、舞踏を稽古しなければならぬ。一度舞踏を學ぶならば、舉止動作が、温雅優美となり、一生の賜物である。然れば舞踏の教師は、優美の存する點を會得し、之を以て生徒に教へなければならぬ。然らざれば、彼は教師たるの職責を全ふせるものと云ふ事は出來ない。然し奢侈に流れ、華美を競ふ風は、堅く之を禁じなければならぬ。

「擊劍及び騎馬或は飛躍或は馬上高飛は、教育の善果を收むるのに、必要なる運動であつて、若し余が一言の之に論及するなくば、世の非難を免れぬであらう。騎馬は大抵大都市に於てのみ、世人は之を以て、安逸偷閑を擅にする地位に在りてのみ、爲し得ると考へて居るが、是は最も健康に適した練習であるから、年少の貴公子は斯る誇奢の間に處するの際、騎馬を行ひて、其素行の一端を矯正すべきである。擊劍は健康に有益であるけれども、決闘に陥り易いから、生命を害する危険に

瀕することがある。

ロツケが前陳の二戯に比して、一層多大の價值を認めたのは、角力である。

### 第二節 ルーソの遊戯觀

著者は筆路を進めて、特に獨逸國に在りて、前世紀の教育學的方面に多大の影響を興へた、ジュアン、ジャク、ルソの遊戯觀に就き、聊か陳述して見たい。

千七百六十二年に發刊された、ルーソの有名なる教育の一著書、エミル中に於ける、氏の體育に關して論述せる意見が、果して前世紀の學校體操の勃興を促がした者であるかどうか、俄かに之を斷ずる事は出來ないけれども、氏が遊戯を獎勵し、之をして進捗發達の域に赴かしめた上に、與つて力あつた事は、到底疑を容れない。氏の著書に於けるが如く、主人公エミルの教育を任ねられたのは、一家令である。家令はエミルが人性の自然狀態に於て表はれたるもの、擬人化されたものであるといふ理由によつて、之を以て自然の寵兒であるとして、自然の寵兒は宜しく自然の儘に教育されねばならぬと云ふて居る。家令は須らく年少にして遊戯の相手となり、互に胸襟を披き、談笑の間に人心の收攬を計らねばなら

ぬ。エミルは例へば佛蘭西の如き、温帯の地に生れ、相當の資産を有し、富み且つ貴き家の苗裔である。エミルは其父母の有無如何に拘らず、實に孤兒である。彼は両親を尊敬しなければならぬ。然し服従す可きは家令あるのみである。彼は體格逞しく力量強き、健全なる兒童である。

ルソー思へらく判断力に何等貢獻する所なくして、單に身體を強健ならしむるに、與つて力ある游泳、疾走、跳躍、獨樂、打石投等は此種に屬するもので、甚だ良好なる遊戯である。然しながら、吾人は單に腕と脚とばかりを有するものであらうか、吾人には目もあり、耳もあるのではないか、而もこれ等の機官は、最も必要なるものである。故に遊戯に於ては、單に體力を養成するのみでなく、體力を左右する五官をも成る可く練習しなければならぬ。

觸覺官能は、夜中に行はるゝ遊戯に因て、特に練習せらるゝものである。職業に依て觸覺を痴鈍ならしめ、甚しきは之を無感覺ならしむるものもある。皮膚は概して外氣の作用に對して、慣らさるゝ必要があるが、手は到底其感覺の美妙を失ふてならぬものである。ヴァイオリンを奏する事は、指の運動をして、一層敏滑なら

しむるものであるけれども、同時に指頭を硬質ならしむるものである。ピアノは指を一層嬌やかにすると共に、其感覺を鋭敏ならしむるの効があるけれども、之に反して蹠を硬くする害がある。エミルは一年中、室内、室外共に跣足にて歩行し、此際管道に玻璃片の散亂し居らぬかに注意した。且彼は苟も足部の運動で、身體の敏捷を促進せしむるものは、皆な之を學んだ。巾跳、高跳、木に攀登すること壁を跳び越ゆること、身體の權衡を保つこと等は、其の重なるものである。視覺の練習として、兒童が距離を測定識別する法は、多様であつて、殆ど枚舉に遑もないやうであるが、一例をあぐれば、此處に二つの樹木がある、其間に一箇の鞞繩を備へたならば、四米突の長さの繩は、届くであらうかといふ風になす。羽子遊びは目と腕との練習をなすことが、精確である。

打毬、玉突、棍戲、弓術、蹴鞠、奏樂は機巧遊戯として、兒童遊戯に屬する。勿論兒童の身長と財産とに應じて、各々適當なる器械を使用し、其遊戯の行はるべき場所も、一定の遊戯室を以て之に充てた。ルソーは聽覺、味覺、嗅覺に關しても、亦陳ぶる所があつたが、それは省略して置く。

## 第五章 博愛派時代

### 第一節 パーセドウの遊戲觀

パーセドウ(一七二三—一七九三)の遊戲に關する意見は、千七百七十年に、其第一卷を出した。家族及國民の父母用教授法に於て、明確なる態度を以て現はれた。其一節に曰く、兒童をして例へば游泳を行ひ、隘路を躑え、一條の繩に懸垂し、小濠並に短牆を飛越し、能く高飛棒を使用し、投げられたる球を避け、逐ひ來る犬を逃げしめ、滑かなる氷上を徒渉する等の習慣を養はしめなければならぬ。諸氏は又是等の練習の多數が、女兒に於ても裨益する所あるを知るであらうと、氏は更らに少年の遊戲中に、大人の參加せんことを懇懇し、尙ほ單に理論を以て満足せず、寧ろ之を實際に教育制度の上に實施し、遊戲の地位を高めんとした。

### 第二節 ザルツマンの遊戲觀

ザルツマンは、ゴータ公の扶助により、ゴータの近郊なる、シユネッペンタールを購求して、千七百八十四年を以て、此の地に新校舎を設けた。彼は課程中に、遊戲を

置き始めの間は自ら飛越、疾走、狹隘なる梁上の歩行を以て身體を敏捷ならしめ且つ精神の怯懦沮喪の風を一洗するにつとめた。千七百八十五年にグロツムローツは、氏の招きに應じて該校の教師となつた。ザルツマンは其著書に於て遊戲を教育上缺く可からざる者として重要視した。

### 第三節 グロツムローツの遊戲觀

氏の遊戲觀は、千八百九十六年に第一版を發行した、青年の遊戲といふ著書に、遺憾なく發揮された。此書は千八百九十三年に第八版を發行し、今日に於ても遊戲書の古典となつて居る。此書の貴ばれる所以は、能く遊戲の教育的價値を説明してあるのと、遊戲の種類を多く集めたとに在る。氏が、獨逸の遊戲の父として尊敬されてゐるのは、決して偶然でない。

此書と殆んど其價値を同じうせるものは、彼が推叩のあまり千七百九十八年に出版された、遊泳術の小讀本である。該書はヤーンが其の、獨逸の體操術中に於て、甚だ有益なる書であると評したものである。

此二書は、實に後代に勃興せる一切の遊戲及游泳に對して、一礎石を置いたもの

である。

氏の三大著書の一つなる「體操術中より角力に關する一節を拔萃して、今其模様を讀者の眼前に躍如たらしめたい。餘寒厳しい陽春の空澄み渡つて、青年の活氣は、今や勃然として蘇つて居る。見よ、其處此處に、各々組をなして、滑稽なる姿をなした角力者は現はれた。小兒は小兒と、青年は青年と、互に其力を競ひ、所として和氣藹々たらざるはない。角力は實に天賦の遊戲である。是を稱して「不法なる亂闘に過ぎない」と云ふ者があるならば、それは只だ嚴格極まる彼のオルピルの輩である。オルピレウス、ブベッルスは羅馬の一學校長で、性甚だ感情的、動もすれば生徒を鞭打苛責する。彼は終生赤貧、然かも其齡殆ど百歳に垂んとした。斯ういふやうなことから、人暴虐苛酷なる僻學者を呼ぶのに、オルピルなる語を用ゐた。オルピルは宜しく之を排斥しなければならぬ。彼の如きは青年の共に、齒す可からざるの徒である。教師は其の視線を群童の上に注ぎ、時々角力者間に起る可き、小衝突はなきかと、監視怠りなく、同じ程のものを組合せ、用意は既に成つた。今や正式の角力を催すべき時となり、教師は勵聲一番呼んで、角力はんと欲するものは誰

か、一言下に群童の目は輝き、吾、吾と叫ぶ。角力を避忌して出るのが好まないものがあつても、教師は此輩に向て、敢て之を強ひない。何となれば角力は娛樂を伴ひ、人に不愉快の情を起さしめないで、身體を練磨するを旨とするからである。先づ一組の角力者運動場裡に現はれる。教師は彼等が力量の程を知り、互に好敵手であるか、否やを、心算かに判断する。若し兩者の力量に於て、甚だしい逕庭のある場合には、教師は更らに選擇の法を講ずる。始めの合圖は示され、健兒は互に其技を戦はす。

#### 第四節 ペスタロッツチの遊戲觀

ペスタロッツチも、グロツムロツと等しく、近世に於ける遊戲獎勵者の一人であつて、其功蹟より見るも、到底閑却に附する能はざる大教育家である。ペスタロッツチは、生徒を健全に赴かしむる以外、他意なく、銳意遊戲の推奨に努め、且つ徒歩旅行を實施した。生徒は規定遊戲練習以外、更らに毎日尠くとも一時間を、任意の遊戲時間に充て、而して夏期は游泳、冬期は氷滑りを行ふた。

#### 第五節 フイヒテの遊戲觀

哲學者フイヒテの如きは、能くベスタロッチの遊戯觀を是認して、之が擴張を計つた。フイヒテはベスタロッチと個人的交際を有し、千七百九十三年に、彼はレヒテルスヴァイルに、ベスタロッチの寓居を叩きて、數日間も滞在した事もあつた。其後フイヒテは其著、教育格言中に、遊戯に關する意見を發表した。是れ實に千八百四年の事であつた。彼は舞踏、角力、擊劍、騎馬等の遊戯を行ふのを以て、日常の娛樂となし、以て能く身體の調和的發達を期待し、且つ精神を以て身體の支配者たらしむると共に、身體を以て精神の堅固なる機械たらしめんとした。其著、獨逸國民を論ずと云ふ書中には、肉體的能力のいろはとも稱すべきものを擧げた。然も其言頗る奇警にして、嘆賞に値するものがある。即ち曰く、打撃負擔、抛擲、突擊、牽引、回轉、角力、游泳等は、皆な是れ皆だ簡單なる力量練習に過ぎない。而して此等の練習には、其の始めから其の終り、即ち神經調節の最高度に達する迄の間、整然たる階段がある。打撃、突擊、振動及び抛擲等を日々交互に行ふ事百回、手足が自ら強健となるものである。事物の進歩するに、必らず順序がある。此理を悟らないで、妄りに練習を行ふても、何の効があらうか。能く可くんば、余は希臘の遊戯を希望して

歇まない。彼又曰く、思ふて茲に至れば、吾人の業務の多々益々繁なるを覺ゆる。いはば技術の手解きなるに、ベスタロッチは全く是を等閑視した。但し之を教へんとするに當り、一名の人物を要する。而して其人物たるや、能く人體の解剖學と科學的機械學とに關して、該博なる知識を有し、兼ねて哲學的頭腦を俱へなければならぬ。斯の如き教師を得て、以て遊戯の進歩を計るべく、以て身體の健美と精神力とを養成し得るのであると。

#### 第六節 カントの遊戯觀

カントは遊戯に關して、精密なる研究を遂げた。遊戯に於ては、氣隨の運動若くは五官機能の使用を主とした。即ち兒童は自ら之を爲すべきで、狭き棧橋を渡り、或は斷崖絶壁を踏渉し、或は動搖して居る架檯上を歩行する如き、凡て鍛鍊機巧、迅速確實を練習すべきものは、皆な是に屬した。此等の遊戯を能くしないで、徒らに人物の完成を望むも、到底得べきでない。彼のデッサウに於ける博愛主義者が、此等の遊戯に關して、一度模範を示して以來、他の諸學校に於ても、亦陸續として之を兒童教育に試みるに至つた。カントは一例としてシユヴァイツェル人を擧げ、



彼等は青年の頃から能く狹隘なる棧橋を渡り、溝渠を跳び越ゆるに慣らされた事を陳べた。而して是等の遊戯が危険を伴ふのを、想像するものが甚だ多いけれども、こは憂ふるに足らない。其の往々危険に陥る所以のものは、恐怖の念が、肢體の自由を缺かしたに起因して居る。而して其恐怖の念たる、通常其年齢に比例するものであつて、特に頭腦を勞する人間に、在つて顯著である。且つ兒童は成人に比して、其の身體を損傷することが甚だ稀であるから、斯る危険に陥る憂は最も少ない。兒童は又自ら攀登の如き練習をも試みた。疾走は活潑なる運動であつて、身體を強ふするに、最も功あるものである。この外跳躍、舉扛運動、負擔、投石索を以ての抛擲、目的物體への抛擲、角力、競走及び此等と同種類の運動は、悉く良好なるものと見做された。而して舞踏に至つては、其の動作が戲藝的であるが故に、兒童にとりて、餘りに早や過ぎる感がある。抛擲練習は遠距離と的中とを兼ねるからして、五官特に視力を強むるものと見做され、打毬戲は疾走を伴ふが故に、兒童の最良の遊戯の一である。故に機巧と五官との練習を保有する此等の遊戯は、一般に最良種であると云ふも敢て過言でない。尙ほ兒童の遊戯即ち目隠し、獨樂、鞦韆、

紙鳶等に就いて論じた。

#### 第七節 リヒテルの遊戯觀

イエアン、バウル、フリードリッヒ、リヒテルも遊戯に關して、種々なる注意を與へて居る。曰く、兒童が行ふ普通の遊戯は、要するに極めて輕き衣を着けた、眞面目の行動に外ならない。遊戯は人間の詩である。吾人をして忌憚なく云はしむれば、吾人は各人の箇人性、地位及び年齢に應じて、遊戯の區域を定めんと欲するものである。尙ほ吾は小學校長を以て、娛樂及び遊戯の指揮官となすの動機を提出すると共に、遊戯室及び遊戯庭園を設けんと欲するものである。以前に在りては、精神の修養は、身體の充分發達した場合、啻だ之が補助として行はれたに過ぎなかつたが、後代に及んで、却て反對の現象を呈するに至つた。幼兒は宜しく娛樂唱歌せよ、兒童に至つて須らく疾走、抛擲を事とすべく、又敢て發汗凍餓を辭すべきでない。

#### 第八節 アルントの遊戯觀

アルント曰く、打毬戲は、打撃及び捕擲の練習、視力を正確ならしむる事、手足の運

動を、確實迅速ならしむることを主とする者で、難かしき技術の後、單に休養として行はるゝを以て、最も適當とする。尙ほ此の外游泳射擊騎馬及び舞蹈等も、亦必須有益にして、且つ美妙なる技術とした。而して氏は角力に説き及ばなかつたけれども、舞蹈は口を極めて、之を稱揚した。併し彼は吾人の普通行ふ舞蹈を無味乾燥となし、吾人の貧困より生ずる結果に外ならずとした。氏の所謂舞蹈なるものは、技術の目的に適し、一層華美單純且つ高尚を極めたものであつたけれども、風俗を紊亂すべき舞蹈の、果して如何なるものなるかに思ひ至らなかつた。

## 第六章 ヤーン時代

### 第一節 ヤーンの遊戲觀

歩行疾走、跳躍、抛擲、運搬は、ヤーンの所謂無代價運動で、唯各人に必要なる許りてなく、國家は各人に對して、此等の運動を獎勵しなればならぬ。攀登、乘昇、身體の平均保持の如きは、費用が最も廉である。游泳は獨逸のやうに、河流に富める國に於ては、主要なる技術であるといひ、尙ほ進んで氏は、競權戲、氷滑射擊、漕艇、操舵及

航行、擊劍、騎馬、飛躍等を獎勵した。

ヤーン運動遊戲の價値を説いて曰く、運動遊戲は體操術として、其主要なる位置を占め、體操練習に密接なる關係を有し、運動遊戲と體操練習と相合して、一大環系をなすものである。體操術の發達は、運動遊戲なしに期す可きでない。遊戲場なしの體操場はある可きでない。體操の練習は、他の學科よりも體力を要するけれども、一の學科の如きものであつて、運動遊戲は一社會の如きものである。此故に運動遊戲は、國民的生活に入る階梯である。彼の社交的にして興味津津たる競技は、此の運動遊戲に屬し、愉快なる勞働と、歡喜に充てる眞摯とを、並有するものである。されば青年は此の些事よりして、他の社交的のものと同様なる權利、同様な法則を學知する事が出来る。且つ風俗習慣等をも、目撃するを得る便があると。

### 第二節 體操の禁止

ヤーンの激烈なる反對にも拘はらず、ハーゼンハイデに於ける體操場は、政府遂に紀元一千八百十九年三月三十一日閉場せしむるに至つた。ヤーンの抗論せる如く、世間も亦體操を以て教育の一部となさしめんと欲したる際、あるからし

て、斯かる政府の所置は、實に寢耳に水の感があつた。然れども、綸言汗の如しとやら、遂に全國を通じて體操すべからざるに至らんとした。同年三月二十三日コックツェブエは、ザンドに殺された。此の報告が伯林に達したのは、恰も體操場の新計畫が批准せられんとした日であつたが、王は遂に奥書せず終つた。

斯の如く世の稍々穩かならざるを看取して、ヤーンは體操其物の惡しきに非ず、自己の人格の然らしむる所なりとし、伯林を去りて體操に關する何等の事務をも採るまじと決した事は、アイゼレンの日記に記す所である。之を以て王は内心悦んだけれども、體操を再び整正すく命じ、ヤーンは實際上グライスワルドの大學生教授に選ばれた。此の體操の新設計は間もなく閉止せられ、一千八百十九年六月十二日の夜、ヤーンは拘留せられ、初めシュパンダウに送られ、次でキュストリッンに送致せらるゝ運命に遭遇した。

次で同年十一月十八日體操に關し、次の布令は内務大臣兼警視廳長なるシュクマンによつて發せられた。王陛下の命に従ひて、十二大臣の協議及び警視廳により、種々なる形式の下に體操の目的を達せんとするを防がんがために、茲に訓令

を發するものである。諸子幸に王陛下の命を諒せられ、公立學校に在りて其の體操場及び教員を以てするにあらざれば、體操會合運動會其他之に類する會合の如きは、嚴密に禁止せられんとするものである。之に違反する者ある時は、本大臣若くは所轄長官に、其の旨報告せらる可きである。次で十二月二十七日アイゼレンは、其筋の命により、體操場を閉鎖するに至つた。翌二十年一月二日附を以て、各地方長官に宛て、内務大臣より布令を發せられた。王陛下は體操術を全く屏息せしむる御意であるからして、諸子之を諒とし、全然中止せん事を囑められよ、若し違背するものある時は、嚴重なる處分を行ひ、同時に其れに關する顛末を報告せらるるを要す。同年三月二十三日曩に體操練習のために市の内外に設置せられた體操具及び諸装置を、撤回すべき命令の發布を見た。是に於て體操術は、全然一時的禁止の運命に接した。これと同時に一部の遊戯を除くの外は、自然禁止の運命を共にした事は無論である。

### 第三節 ゲーテの批評

體操禁止に關する詩聖ゲーテの評論は、頗る興味あるものである。

「吾は獨逸體操術とは、何等の關係をも有するものでないけれども、近時體操術は、政略上に使用せられ、或は制限し、或は禁止解散せらるゝ如き現象を見て、吾は甚だ之を悲しむのである。吾は體操場の再び開場せられん事を、切望する。

見ずや、現時獨逸の青年殊に學生は、精神的智的慾求に驅られて、體力の平衡を失し、同時に實力の缺乏となつたてはないか。ゲーテは英國の體育と比して、獨逸青年にその缺乏を著しく感じた。而して其の責任のある所も、之を知悉した、而してエツケルマンとの談話に於て、彼は、我が最愛すべきワイマールにありて、吾は常に窓に凭り懸りて、四方の光景を見るを常とする。先づ頃鷲毛飛んで四邊白凱凱たるの時、吾が隣家の兒童は、小櫓に乗じて、街道に嬉々たる時、忽然巡邏來るを見て、倉皇逃れ去るを見た。今や陽春三月、心もそゞろに屋外に誘ふの好時節に、兒童等門前に相集りて、遊戯に耽るの時、彼等を見るに、恰も警官の襲來を恐るゝかの如く、常に不安の情態にあるかのやうて、一人として快活に鞭を鳴らし、或は歌ひ或は叫ぶ者はない。是れ蓋し警吏が來つて、直ちに禁止するからである。斯の如くてあるからして、哀む可し、早くも盛春の氣失せて、有らゆる小兒の性質、有らゆ

る活達の氣を驅逐して、あます所は高尚心なき下司根性あるのみに至るのである。ゲーテは獨逸青年學生を以て、近視眼蒼白顔、狭き胸廓、盛春の氣なき若者とし、健全なる霸氣、滿腔の喜悅、盛春の感情、青春の快樂は、青年に缺く可からざるものなるに、惜むべし、獨逸青年中に之を見る事は出來ない。二十歳の血氣に於て既に然うである。四十歳に及んで如何あらうか、將來の國家の役人は、身體のエネルギーと共に、精神のエネルギーをも、消耗したものであるであらう。書卓に凭りて學んだ學生及び官吏の子孫は、體力頹廢して、憂鬱病の怪物の如きものを生ずるであらう。されば將來の世紀に於て、斯の如き頹廢を來さん事を豫防せんがためには、上に立つものが、之を努めなければならぬ。是れ今日の急務ではないかと。

## 第七章 體操禁止時代

紀元一千八百二十年より、一千八百四十二年に至る時代を、體育史上特筆して、體操禁止の時代と云ふけれども、畢竟するに當を得た名稱だとも云へない。唯だ此時代は體操の強制的獎勵を一般學校に於て、禁ぜられたと云ふに過ぎない。

普魯西國の如き、例へばブンツラウに於ける孤兒院などは、始めより風馬相關しなかつた。アイゼレン體操學校の如き、幾程もなく默許を得て、密に體操を教授するやうになり、他の地方に於ても、例へばメックレンブルグ、オルデンブルクの如き、ブラウンシュワイヒ、ハンブルク、リニョーベックの如き、何れも體操を廢止しなかつた。強いてこの名稱を用ひた所以は、禁止解除の標準となつた。普魯西國に於て、一般國家より體操の認識推舉を受けたのは、實に紀元一千八百四十二年であつたからである。

#### 第一節 シュライエル、マッヘルの遊戲觀

氏思へらく、約七歳に至るまでの家庭養育の第一期は、男女區劃を立つるを要しない時期であつて、身體發育上二傾向を有して居る曰く敏捷、曰く強健これである。前者は兩性共有でなくてはならぬものであつて、後者は特に男童に於て、優越しなければならぬものである。故に動作の敏捷を發達せしめんには、之に適する良方法を選ばなければならぬ。第一期に於ては、無邪氣なる遊戲と、嚴肅なる遊戲との混合手段を採り決して、偏重してはならぬ。諸機關未發育の幼年者に對する

體育の練習は、動もすれば過度に陥りて、其害の收拾すべからざるものがあるから、兒童の體育獎勵は、大に節制を要すべきものがある。

吾人は未發育の幼童少くとも五歳に至るまでは、男女の體育を同ふし、從て男性に適して、女性に適合しない遊戲の如きは、避けなければならぬと云ふ、根本原理を保持しなくてはならぬ。強激なる運動の、兒童に及ぼす惡影響は、蓋其の股鑑、婉柔なる婦女子の體幹構造に徴して明らかである。機敏の養成に關しては、二つの對立的基礎運動即ち五官器の運動並に大關節の運動を有する。此兩者によりて、身體の敏捷は養成せらるゝもので、兩者平等に實習せらるゝことに於て、兒童體育の目的に能く適ふのである。加之大關節の使用によつて、五官器の練磨と機敏の得達とを誘導すべき遊戲を利用する事は、體育本來の目的である。又兒童體育を獎勵せんと欲するならば、須らく演戲に興味を有し、且つ整然たる體格姿勢を、正確なる模範によりて發育せしめつゝも、兒童生來の能力に適する遊戲を選ばなければならぬ。是れ遊戲獎勵の最良方法である。舞踏の如きは社交上熟練を要するのみならず、之に依りて不知不識の間に、大關節の運動に與りて力あるもの

である。彼の體育練磨の目的を主とする適宜の體操は、兒童の敏活を養成する如く、此の身體關節の運動を主とする、舞踏の如きも、亦兒童の動作をして敏捷ならしむるものである。然れども、此際正確に規律的なるを要し、特に兒童の機敏と勇氣とを毀ふ過度の運動を避けなくてはならぬ。而して又此の運動の際には、男童と同じく女童と混ざるが故に、なべて優美と雅致とを主とし、婦女子の天性が優美と雅致とに傾く好感化を、幼童中に養はなければならぬ。此の事たる、女性に對して、最も裨益ある方法であつて、若し他の身體の姿勢と、優美なる動作の發育時代の第一期に際して、之を避にするならば、概して終生濟ふべからざるものとなり、彼の花の如く麗はしかる可き、女子の盛時に於て、婉麗の見るべきものなく、却て婦徳を害ふ、粗野亂暴に陥るに至りては、醜の極と云はなければならぬ。

### 第二節 アイゼレンの遊戯觀

體操禁止時代に於て、體操の存續を主張し、之が擴張を力めた人々の中に、最も貢獻する所あつたのは、エルンスト、ウキルヘム、ベルンハルト、アイゼレンである。アイゼレンは、一體操場に於ける、體操時間を二分し、一は模範を示して行はし

め、他は任意の行動を取らしめた。前者を模範體操と云ひ、後者を任意體操と云ふのである。而して模範體操から任意體操に移る間に、暫時の休憩があつて、心身休養を行はしめ、各自バン、水等によりて勢力を新にし、精神を爽快にし、然る後任意運動に就かしめた。任意運動に於ては、各自の欲する運動を、隨意に行はしむるけれども、初學者は其技に練熟しないからして、教師若くは組長たる者が、模範法則に適合せしむるやうに、懇篤指導の勞を採らなければならぬ。此の任意體操は、之に依つて教師は生徒各個の性癖、技倆、勉勵及び進歩等を、實驗する便がある許りてなく、同時に各自の進歩發達を促すべき、最好の時である。此の時間は教師から命ぜられた規律運動も、各自の任意的遊戯も、あらゆる體操遊戯を隨意に行ふからして、孤立幽鬱の性向を有する兒童、或は怯懦羞澁のために、衆人監視の下に、操練をなす事の出来ない多くの兒童に、好んで運動をなさしむ可き、好機會を與ふるものである。又各運動操練も、時期に適不適があるからして、圓形行進、鞦韆角力、投擲運動の如きは、任意體操時間に於て行ふが便利であるし、高飛の如きは各期の遊戯として適當である。尙又競走遊戯の如きも、任意體操の時間に屬すべきも

のである。而して又各組全隊合同して、同一操練を爲す事あるべく、例へば渦巻行進、輪舞等殊に遊戲によりては、例へば狩獵、騎士と平民等の如き任意體操時間内に、終了する事の出来ないものもある。こは任意時間を延長し、若くは午後特ノ之を定むべきであると云つて居る。

## 第八章 スピースとロートスタイン

### 第一節 スピースの遊戲觀

世人アドルフ、スピースを目して、全然近世學校體操の創始者となし、殊に女子體操法に關しては、獨特の創立者であるとして疑はないが、スピースの先驅者は、正密なる意義に於て尠なくないのである。故に全然新計畫者とする譯には往かないけれども、學校體操實行の中驅者とするは、至當なりと信ずる。

スピースは體操術を以て、他の學課と同じく、教育課目中の一分課となした。在來は體操場があつても、之に赴くものは、甚だ尠ない計りてなく、學校體操として適當なる材料の缺乏等を告ぐる状態に在つた。斯くては決して體操教育の効果を

收むべきでない。體操教科は各學校に於ける、他の科目と密接なる關係を有せなければならぬ。而して他の學課と同様に、一學年の體操課程を終へたものは、次の學年に進級すべきものとし、豫備學校、私立學校、專門學校、女學校及び小學校は、渾て體操の課程を設くる必要ある事を論じた。

初年級の體操教練は、正規の練習を授けると同時に、各兒童欣々として、之に就くが如くなさなければならぬ。練習であると同時に、屢遊戲でなければならぬ。遊戲たると同時に、又正規の法則を遵守する練習でなければならぬ。又拍子舞踏及び唱歌は、有らゆる運動と密接なる關係を有するものであつて、姿勢、行進、跳躍、疾走及び旋回の各運動の爲めには、最初の根底を作り、懸垂、攀登、腕の緊張と回旋の各練習のためには、其の起端を作り、進んで繩飛、溝渠、跳躍、鞦韆、圓環運動、行進、競走、耐久競走、渦巻競走、角力、其他百般の操戲を容易ならしむる、最初の楷梯である。状態の許す限り、沐浴、游泳、氷上滑走戲の練習を設くるを可とする。

### 第二節 ロートスタインの遊戲觀

ロートスタインが、學校及び軍隊のために論じた體操術は、氏が瑞典及び丁抹に

於て研究したリングの瑞典體操であつて、此の時から獨逸國に於ける瑞典體操に對する世評に、多少の變更を來さしめて、世人皆將さに沒せんとする太陽より將に昇らんとする北方の曙光に眼を轉じ、之に依て正道を得んとする、有力なる動機を與へた事は、氏の顯著なる功蹟である。

ロトスタインは、女子體操術の説明並に其實行法に關し、特に吾人の注意を促し、體操術的練習は攝生上より見る時は、多數の男性よりも寧ろ妙齡の女子に課する必要がある。然るに世上未だ此理を悟らないで、種々なる臆説を逞うし、女子の性情に適しない練習を行ふものが往々にしてある。或者の如きは、軍隊的體操及び舞踏を以て、女子體質の養成に資すべしと、唱ふるものがあるが、是は甚だしき誤解たるを免れない。軍隊的練習は其運動餘りに局部的に失し、舞踏は又其の形式に於て完全を缺き、到底軍隊的操練の缺陷を補ふに足らない。元來女子の體質には、自ら制限があつて、餘りに過度なる運動、若くは餘りに複雑なる練習に堪へない。且又女子は道德上或る規定を附するも、男子と違ふて、之に依て全然其體質を鍛鍊し得べきでない。徒手體操は女子體操術唯一の要素であつて、現今廣く

行はれつゝある女子體操は、殆んど此の體操ならざるはないと云ふも、敢て過言でない自由歩行進練習は、勉めて之を女子に行はしむべく、疾走は、十二以上の女子に在りては、五分間を以て限りとする。速駆歩も亦有利なる運動である。巾跳は身長の四分の三を、高跳びは膝の高さを限りとする。此他はロトスタインは、手器體操及び機械體操中、如何なる種類を以て、女子に課すべきかを述べ、八歳以下の女子には、單に隨意に遊戲をなさしむしるに止め、八歳乃至十歳の女子には、運動遊戲を課するを可として居る。

## 第九章 遊戲の再興

獨立戰爭の終局後、獨逸國民の豫期の上に、根本的覺醒、寧ろ解迷とも云ふべきものが次いて來た。即ち此時に當つて朝廷に對する不平など起つたために、體操禁止の事となり、之がために競技場に於て練習せられた正しい遊戲も、亦衰ふるに至つた事は、第七章に記載した如くてあつた。然るに千八百八十二年十月二十七日に、プロイセン國文部大臣ゴスレルが發せられた布令と共に、所謂現今の遊戲



狀況の過渡期が始まつたのである。此布令は實に甚だ勢力ある言葉を以て遊戲の教育的價值あることを示され、以前の盛大なる遊戲を再興すべき事を獎勵せられた。

### 第一節 文部大臣ゴスレルの遊戲獎勵

#### 第一 戶外運動の獎勵及運動遊戲鼓吹に對する

##### 體操場設置に關する省令

ゴスレル大臣の發布した省令は、凡てに涉り、彼の體育觀を窺知するを得るものであつて、就中一千八百八十二年十月二十七日に發布した、戶外運動の獎勵及び運動遊戲鼓吹に對する體操場設置に關する省令を以て、其顯著なるものとする。曰く、

體操を以て大小の學校に於ける、授業の本科となし、其の隨意科であつたのを廢して、體操能力ある學生の義務授業とした以來、秩序的の教育として、季節を問はず、晴雨を論ぜず、之を實習せしむるがため、適當の體操道場を要するの件に付き、充分なる考慮を繞らした道場の設定は、青年教育に裨益を與ふる事が甚だ多

大であつて、殊に四季を通じて、體操を實習し得るからして、肉體を練磨することの、最も確實なるは、言ふを俟たない。

然しながら戶外體操場の價值の大なるは、屋内體操場に劣るものでない。或る練習例へば棒飛槍投其他多くの競技は、道場内で行ふのは、全く不可能であるか、又は危険が多く、然らずんば之を制限しなくてはならぬ。戶外體操の更に重要とする所は、其運動の健康に及ぼす影響、青年の自由遊戲を樂む事、及び彼等は遊戲によりて其技能を鍛鍊することに存する。青年生活に於て、是等の事を可能ならしむることは、至極大切の事であつて、吾が祖先の好んで實行し來つた所、今人も亦之を旺盛ならしめ、以て將來に傳ふ可き所であつて、教育上誠に重大なる價值を有するものである。されば青年の力量及技能を、鍛鍊して、正當なる競戲を喜ばしめ、其風を養ふ可き機會を與ふるのは、全く戶外運動に俟つ所であつて、之を以て彼の閉柵した體操道場に於ける學校體操と比較すれば、其の度數の多きに於て其方法の自由なるに於て、甚だしく勝れるものである。實に戶外運動は、精神の倦怠を散じ、心身を爽快健全ならしめ、好て新事業に従事する勇氣を、養はしむると

共に不自然なる早熟の弊風を矯正し、神經諸症を豫防し、且つ其の病患者と雖も、足一度運動場裡を蹈むならば、輕兆浮薄の風も、其跡を絶つ可く、是れ眞に無上の運動手段であると言はなければならぬ。兒童時代に於て、夙に遊戯を樂しましむるならば、泰然自若の氣風、協同の精神、敢爲の風習及び共同事業に對する献身的精神を涵養することが出来る。ヤーン氏は、彼が著、獨逸體操術の第二章に於て、適切に運動遊戯を論じた。運動遊戯は社會的娛樂たると共に、人心を鼓舞する競技である。是れ誠に、喜悅を伴ふた眞面目と、愉快を伴ふた勞働とを、配偶したものであつて、兒童は之によりて、禮儀と、順應と、機巧とを養ひ得る。蓋し若年にして同僚と共に生活し、同僚を敬愛するのは、やがて大人物たるべき搖籃である。同僚を容るゝ襟度がなくして、妄りに利己主義に趨るが如き、孤獨者に至りては、自家の眞相を映ずる鏡と、力量を計るべき衡器と、眞價を定むべき標準と、意志を養ふ可き學校とを、英斷を施すべき機會を失つたものである。總ての職業を通じて、其知識を涵養し、其發達を計るべきは、當面の急務である。從來鬱散の爲に用ゐた時間は、今では愈々短縮せられ、昔日の如く家庭に在つて遊

戯をなし得た習慣は、漸次消滅して、遺憾ながら全然不可能となつた。今日に在りては、學校は此等の缺陷を補ふて、國家教育に資するを義務としなければならぬ。斯くして學校は、今や肉體と精神とを開發し、體力の敏捷と、道義の發展とを促すべき、生活々動の遊戯所とはなつた。

斯くなるべきは、已に遠い以前から、教育行政の立證した所であつて、一千八百六十年五月二十六日、十月十日及び一千八百六十九年五月十四日の省令に於て、之に應ずべき事を記した。然しながら、概して各學校の體操を檢するに、未だ其命令の價値及び必要に應ずる注意を拂つたものでない事は、遺憾の事であつて、稍や年數を経た學校及養成所の大多數は、依然として舊慣陋習を墨守し、二三の郡縣に在つても、亦青年の遊戯を發展するの道を探らない。而して、殘餘の郡縣に於ても、これをなしたものは、極めて僅少であつて、新發布の獎勵は、要するに一般の着手を見る運びに至らなかつた。事體斯くの如くにして、今日に及んだものであるからして、此際青年教育の任に當つて、人々は、更に絶えず激勵と努力とを敢てし、而して存するものは維持せしめ、失へるものは、更に之を學ばしむ可きである。

是所に述べんとする所は、獨り運動遊戲に關するものであつて、其他に關するものを云ふのでない。運動遊戲の範圍を制定すべき参考書も亦夥多ある。即ち國民及青年間に存せし遊戲に關しては、グロームツ氏及ヤーン氏の「青年遊戲と運動遊戲」とを編成した數多の著書がある。グロームツの「身體と精神との修養及鬱散の遊戲」一七八七年、ヤーンの「獨逸體操術」一八一六年、他に一千八百六十八年に其第二版を出版した、普國小學校體操教授の新階梯も、亦多數の遊戲を案出した。尙ほデイーラルス氏「體操家に對する備忘録」二千八百七十五年其第七版をアングルシュタイン博士によつて出版せられた書及びライフェンシュタイン氏の體操書一千八百七十六年に其三版を發したを對照すべきである。又ヤコブ氏の「獨逸青年遊戲」第二版一八七五年にも、豊富なる編成及記載を現はしてある。

次に吾人の慮ふべき要點は、其如何なるものが國民に適する遊戲なりやを檢するに在る。諸種の球戲を設くる事、驅動球、蹴球、打球、團體球、停球、門球は第一であつて、次に走戲、殊に徒歩競走及競技（一足競走、繩引、鏈切等）、球銃、丸、石、棒等の投拋遊戲

及獵戲、戰爭戲も亦、國民固有性に適するものである。

遊戲構成に就て、参考に資すべきものは、一千八百八十二年伯林にて、オイレル博士及びエックレル氏の刊行した體操術月報の、二三の論文である。パツハ博士の伯林フアルク高等學校の隨意晚刻體操第一號及第二號、上級教師コッホ博士のブラウンシュワイヒ學校遊戲の歴史及組織に付て第四號、尙ほ一千八百八十年の「言語學及教育學の新年譜」第二部第四冊及第五冊に載せられた、コールラウシユ氏の運動遊戲に關する論文も亦參照すべきである。

予若し爾今當該官廳に命じて、其管轄せる學校の青年遊戲を推奨鼓舞せしめ、一般の實行を見る迄には、幾多の困難に遭遇すべきは、予の想像するに難からざる所である。而して其最も容易く實行せしめ得べきものは、國立師範學校であらう。蓋し此に在りては、既に廣く諸般に涉り、體操場及遊戲場を所有してあるからして、一朝命令に接しても、直に之を利用し得るのである。高等の諸學校に於ても一體操場が整ふて居るならば、又之に異なる所はない。唯だ困難とする所は、此の新設であつて、特に體操場附近に之を設くる事にある。遊戲場を體操道場附近に設

くる事は、練習上最も多幸なる所望であつて、此くして始めて本來の教練と運動遊戯とを關聯せしめ、以て授業と儻散とを交互に行はしむるを得るのである。されば體操道場附近に、既に體操場を所有せるものは、之を持続すべく、又新に體操道場を設計せんとするものには、須らく體操場をも設置すべき、考慮がなくてはならぬ。一千八百六十二年六月四日の廻論には、小學校の義務として、事情の何たるを問はず、必らず所屬の體操場を設定すべきを要求した。此要求は又高等諸學校が、特に飛躍せんとする精神の要求として、彼等は不勸、否な益々至當の事としたのであるから、速に之を満足せしむる事は、當局の事業である。若し體操場にして、體操道場の附近に設くる事の出来ない時は、之と離隔して設計するも亦可である。此際主として運動遊戯のみに用ゐらるゝものであるからして、然かく巨大の經費を要するものでない。要は官廳の努力により、校長の力行により、公共の犠牲心により、青年學生健康促進に關する諸多の會の贊助により、又青年學友の献身的好意により、萬難を排して、以て此計畫の成功を見る事は、予の信じて信じて疑はない所である。

終りに尙ほ一言すべき事は、團體遊歩(田野森林等へ)及び遠足並に運動會に伴ふ遊戯の事である。一千八百六十年九月十四日の省論を見よ。然しながら之に關する數多の書があるからして、予は特に推薦して茲に論ぜない。即ち一千八百七十七年ライプチヒから發刊した、パツハ博士の「遊行運動會及學生旅行」並に一千八百八十年の獨逸體操時報上に載せた、フラインヌマン氏の「運動會指導てふ論文中の、學生運動會に關するものである。

上述の一千八百六十九年九月十日の省論は、運動遊戯の外、尙ほ游泳氷上をも、指示せるものである。これに關して、予の云はんとする所は、國立體操教員養成所に在りては、已に數年前、其の教授課目の中に、游泳部を設け、各年其技を修了した多數の門弟を出して居る事である。師範學校も、其事情の可能なるものは、游泳所を設立したのもあつた。初めは單に門弟の興趣に基き實行せしめたが、後には更に健康と活氣とに特別の價値を有する、斯の如き運動は、益々之を範圍廣く行はしむる必要があるとの、見解に出たものである。一千八百七十三年六月二十四日の廻論を見よ。

現存しない、學校に在つても、古來から此運動を行つたものもあつたのに、現時開校の學校には、一般に實行せられないし、又其擴張の域に達せないのは、遺憾の事である。されば其指導者及教師たるものは、大に此運動を鼓舞し、以て此の運動を隆盛ならしめん事、これ予の希望に堪へない所である。

肉體を優秀にし、清新ならしむるのは、心的事業に對する、氣力と愉快とを養ふものであるけれども、未だ此見解が、一般に認むる所とならないのは、誠に嘆ずべき事である。此眞理が益々世の承認する所とならば、青年の過擔と過勞とに對する批難の聲も、亦聞えない事になるのであらう。されば學校及び家庭若くは職として又義務として青年の教化に携はつて居る人は、此際心身の強健を圖らんがため、運動場を設置し、又は設置せしめなければならぬ。これによつて得べき一大收得は、獨り青年の幸福のみに止まらずして、實に吾人全國民即ち祖國の幸福である。

文部兼醫部文官事務大臣

フォンゴスレル

右の諭令の發せらるゝや、稱贊の聲が、普國々内は勿論遠く國外に及び、大に世人の希望を囑された。

## 第二 小學校に關する布令

小學校に關するゴスレル大臣の布令は二つある、其一は一千八百八十三年十月二十三日に發せられたるものであつて、體操教授は小學校課程の必須課目であるからして、體操並に遊戯場を設定しなければならぬ旨を訓令した。他の一は一千八百八十三年十一月二十九日の布令であつて、之には體操及遊戯を行はんがために、擴大なる運動場の造營並に其設備に關する件について、州立及び地方學校事務廳から報告を要求した。新築又は既存の體操道場に於て、學生の遊戯を開始した所體操並に遊戯場を造設した所、及び斯令に則つて規定の體操時間以外に強健且つ爽快なる運動に着手した所を確かむるを要すると、彼は尙ほ運動擴張のために、好案の出でん事を希望し、縣廳等に於ても、大臣の旨を體して、此等の獎勵に力めた。

## 第三 運動遊戯の議會問題

千八百九十年三月二十四日、議會の開會に際して、端なくも運動遊戲は、議題となつた、其經過を略述しやう。

千八百八十九年十月一日、ゲルリッツに於て、議會が開設せられた。其開期は五日間であつて、臨席した四十名の博言學者は、同地に於ける青年の遊戲に關して、討議を凝した。之より先きシエンタンデルフは、通常集會に於て、青年遊戲の特質を説明した事もあつた。當時博言學者等は、體操主座教師ヨルダンの指導の下に、體操教官等の行へる遊戲に、多大の趣味を認め、外國教師を備聘し、大凡八日間、遊戲に關する講筵を開くべしとの議案を決議した。其後アイトネル博士は運動遊戲を、シエンケンドルフは青年遊戲を、孰れも獨逸式に基きて普及しやうと欲して銳意努めたが、却て多くの反對を、喚起せるに過ぎなかつた。

ゴスレル大臣は、ゲルリッツに於ける運動遊戲を以て、深き趣味あるものとしたと同時に、アイトネル博士の著、青年遊戲は、忽ち數版を重ね、讀者の手より手に移り、ゲルリッツのみならず、一般に青年遊戲が、世人の注目を惹くに至つた。

千八百九十年三月二十四日の議會に於て、大臣は青年遊戲に關するシエンケン

ドルフの意見、並に體操時間の増加に關し、彼はゲルリッツ市に於ける遊戲を、各其價値を發揮せしむるには、學務當局者市内の諸官吏、及び運動遊戲の趣味を認めて、之に全力を傾注せんとする者、是等三者相協力して、事に當るに若くなきを觀破し、以上三種の動力以外に、吾人の目的を遂行し得べきものを、他に求む可からざる旨を述べた。大臣が此言に於て、學校以外の團體も亦協同して體育の實を擧ぐるに努む可きであると云ふ、彼の熱烈なる主張が、歴々として見られる。大臣は尙ほ附言して曰く、地方の諸學校をして、ゲルリッツに於ける體操傳習所の規則を採用せしめ、高等學府の體操教師を、ゲルリッツに派遣して、體操施行の方法を學ばしむべしと、茲に於てか、先づ二學期に分ちて、遊戲の講座を設くる事とし、第一學期は八月に於てなし、第二學期は九月に於てなした。大臣は二時間の體操時間を以て、甚だ尠少なりとして、教授法檢閲の際、此の問題に就きて、商議するの要を認められた。

### 第三節 伯林の運動遊戲

體操は數次禁止の運命に遇つたけれども、運動遊戲に至りては、公の上に於ては

一度も禁ぜられなかつた。無論體操禁止の餘波は、事實上受けた。柏林市の近傍ユングフェルンハイデに於て、曩にヤーンの體操優等生で、八十四歳を以て歿したパウルなる人が、體操生を集めて、運動遊戯を催し、ハーゼンハイデに於ても、二十歳を中心とした體操生の一團が集つて、運動遊戯を繼續した。斯くの如く運動遊戯が行はれたのは、蓋しヤーンの功が、與つて力あるものである。紀元一千八百六十八年には、普通生徒のために、遊戯場が諸所に建設せられ、遊戯の監督は、都市の教員に一任された。斯くして、最近まで繼續して行はれたのである。遊戯場の使用方法に關しては、固く制定を設けられ、教師は嚴に遊戯を監督した。市外ブルグシュトラッセのヨアヒムスタール高等學校の如きは、十五萬マルクの資金を投じて、一大土地を購ひ、以て遊戯場を建設した。

## 其二 日本遊戯史

### 第一章 家庭遊戯

#### 第一節 男子の遊戯

#### 第一 蹴鞠

古來我國に行はれた男子遊戯として、蹴鞠は、體育上最も賞讃すべき價值あるものである。ことに我國人の如くに、跪坐の風習から、脚部を壓迫する生理的弊害を、救ふが上に於ても、必要なる運動であつた。然るに此技は上流社會のみに行はれた。貴族的遊戯であつて、一般に波及しなかつた。

#### 第二 破魔弓

此遊戯は單に運動上のみならず、尙武的精神を養ふ上に於て、大に効果あるものである。然るに次第に廢つて、維新前から、單に男兒の出生を祝する一種の裝飾となり、玩具となるに至つた事は、實に惜しい事である。

#### 第三 ブリブリギチャウ

此演技法は、先づ兒童を二組に分ち、凡そ十二三間の距離に、地を劃して線を引き、兩班に分れて線に列んで、車輪を抛げる。初め一方から毬杖で打つて遣ると、他班から打ち返す。若し受くる事が出來ないで、車輪が線外に出る時は、負けになるのである。頗る勇壯な遊戯である。此遊戯は元來打毬から變化したものであつて、尙

武的精神の獎勵となつて、盛に行はれたのであるが、後世全く絶へて、今日に在りては、古代の體育的遊戯が、一種の玩具としての遺物となつてゐるのは、遺憾の次第である。

#### 第四 獨樂遊び

獨樂は古くから平安朝の頃から行はれた遊戯である。而して盛に行はるゝやうになつたのは、南北朝以後の事であるやうである。鐵胴の創案は、淺草の玩具商美濃屋の交翁から出てゝ居る。賣り出されたのは、天保前後であるらしい。演技の方法には、(一)壽命比べ(二)曲廻はし(三)當て獨樂の三種がある。就中當て獨樂は、最も興味があつて、然も勇壯な立派な遊戯である。

#### 第五 竹馬遊び

此遊戯は和漢ともに、古くから家庭遊戯として行はれた。初めは葉の付いた生竹に跨つて遊びをなし、後には竹竿に馬頭を作りて、下の方には車輪を附けて、之に跨いて、乗馬の眞似をして遊ぶやうになつた。今日一般の所謂竹馬遊びは、前のと違つたもので、諸君の知れるが如く、平均運動的になつて來たものである。然し今

日の竹馬が生れて來る過程となつた前二者は、竹馬遊びの名稱は無いけれども、幼兒の遊戯として現存して居る。

#### 第六 紙鳶遊び

此遊戯は支那から傳來したものらしい。畿内では、いかのぼりと云ひ、關東では、たこと云つて居る。延喜、寛延百五十年前の頃になつて、紙鳶に種々に工夫を凝して、大なるものを揚ぐる事が盛になつた。東海道の袋井掛川邊は、盛んに大きな紙鳶を揚げるので名がある。又長崎も毎年二月から四月にかけて、盛大なる紙鳶あげ、長崎では、はたあげといふ)を行ふ。

此遊戯は飛揚に興味があるのと、空中を仰いで、新鮮な野外に奔走するのと、危険の少ないとの點から、兒童遊戯として、最も適當である。

#### 第二節 女子の遊戯

##### 第一 羽子遊び

此遊戯は、今より五百年の昔から存在したやうである。而して一般に盛に行はれるやうになつたのは、徳川幕府以後である。演技の方法に(一)おひばね(二)やりはご



(三)あげはごの三種がある。追ひばねは二三人或は五六人環立して、各々羽子板を持ちて、一つの羽子を撞き送るので、受け損じた者を負けとする。やりはごは昔の名稱であつて、追羽子と同じ方法である。あげはごは、一人て羽子を高く撞きあげて、一二三四……と數を數へるもので、多く撞いた者が勝てある。

寛政文化の頃から専ら押繪の羽子板を用ゐて、其繪は大底七福神・三番叟・寶船・松竹梅・福助等であつた。關東では神功皇后・山姥・金太郎などを畫いたものであつた。神功皇后を畫いたのは、國威宣揚を寓し、山姥・金太郎を畫いたのは、兒童の發育を祝する寓意であらう。然るに文政以後は、一般に奢靡の風が行はれ、羽子板にも俳優の似顔、賤妓の風俗などを畫くやうになり、特に羽子板に必要な、羽子を撞く部分を顧みないで、非常に表面を飾るやうになつた。されば俳句にも、見て知れや世は羽子板の裏表との嘆を、發せしむるに至つた。

### 第二 手毬遊び

手毬の遊戯は、女子の體育上、羽子と共に、最も適當なるものである。手毬遊びは蹴毬の變化したものであらうと云ふ説もある。其盛に行はれたのは、鎌倉時代より

のことであるらしい。歌を唱へて毬を搗くことは、徳川時代になつてからのことであるやうである。この歌の多くは、教育上取るに足らないものである。

### 第三節 男女子の遊戯

男女共通の遊戯としては、鬼事・目かくし・隠れん坊など、種々の遊戯がある。之等は皆な古き起源を有して、今日も猶ほ存して居る。ことに鬼事遊びは、今日の家庭遊戯としても、學校遊戯として、幼年にも青年にも、男女兒共に行ふて、適良なる、未永く廢ることの無い遊戯である。

## 第二章 學校遊戯

### 第一節 教育令より觀たる遊戯

明治十二年九月、政府は五年の學制を廢して、更らに教育令を布告した。該令によれば、小學校の學科は、大に簡略にして、讀書・習字・算術・地理・歴史・修身等の初歩とし、土地の情況に従ひて、圖書・唱歌・體操等を加へ、又物理・生理・博物等の大意を加へ、殊に女子には裁縫等を設くべきものとした。此體操と云ふ中に、所謂普通體操なる

ものが始めて生まれ出た次第であるが、遊戯は其中に含まれて居ない。然し實際上に於ては、諸學校に於て遊戯を段々採用して居たのであつた。

十三年十二月、政府は教育令を改正したけれども、その要目は學期を延長し、兒童就學の督責を嚴にして、十二年の教育令の効果が、全く政府の豫想と相反したのを、挽回せんとしたもので、遊戯の方には格別の變化もない。

十四年五月、文部省は小學校教則綱要を各府縣に布達した。即ち小學校を分ちて、初等中等高等の三等とし、小學初等科は修身・讀書・習字・算術の初歩及び唱歌・體操とし、小學中等科は、小學初等科の教科の外に、地理・歴史・圖書・博物・物理の初歩を加へ、殊に女子のためには裁縫などを設くるものとし、小學高等科は、小學中等科の修身・讀書・習字・算術・地理・圖書・博物の初歩及び唱歌・體操・裁縫等の外に、化學・生理・幾何・經濟の初歩を加へ、女兒のためには、經濟に代ふるに、家事・經濟大意を以てする事になつた。而して土地の情况及男女別等によりて、以上の學科中某學科を増減する事が出来るが、修身・讀書・習字・算術は之を缺く事を得ざるものであつた。體操科は土地の情況云々で、之を缺く事を得たので、多くは振はなかつたのである。

幾くならずして、十九年四月、小學校令の發布となつた。十九年は文部大臣の計畫によつて、教育制度に一大變革を生じ、年來の經驗に基き、將來の地盤を作つた年で、從來の教育令は別れて、帝國大學令・師範學校令・中學校令・小學校令となつた。同年五月、文部省は小學校の學科及程度を定め、尋常小學校・高等小學校各修業年限四箇年とし、尋常小學校の學科は、修身・讀書・作文・算術・體操とし、土地の情況によりては、圖書・唱歌の二科若くは、二科を加ふる事を得、高等小學校の學科は、修身・讀書・作文・習字・算術・地理・歴史・理科・圖書・唱歌・體操・裁縫(女)とし、土地の情況に因りては、英語・農業・手工・商業の二科若くは、二科を加ふる事を得、又唱歌は之を缺く事を得しむる事となつた。

時の文部大臣森有禮氏は、身久しく海外に在つて、教育の事情に精通せる知識と、本邦に於ける實務の經驗とに基づき、平素懷抱せる國家主義を立脚地として、教育法令の上に、一大整理を斷行したのである。體育方面より考ふれば、森大臣が智徳を兼備し、士氣勃勃たる國民を養成せんがために、盛に體育を奨勵し、就中教育令に於て、斷然體操科を必科須とされて、専ら其實績を擧げんことを努められた

のは、其功蓋し特筆大書すべき重要な事件であると思ふ。  
二十三年又勅令を以て、小學校令を發布して、十九年の勅令より一層精細に、市町村の教育事務を規定した。該小學校令に於て、體育上最も注意を要する點は、第一條に於て小學校の目的を、最も明確に宣告した事である。曰く、小學校は、兒童身體の發達に留意し、道德及國民教育の基礎並に其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とすと。若し夫れ二十三年の小學校令に於て、兒童身體の發達に留意しを看出し得るは、全く我邦に於ける、教育學及び體育方面の、講究漸く勃興したる兆候と云はなければならぬ。而して遊戯が小學校令の上に、公然體操科の一分科として編入されたのは、此の改正期からである。

二十三年省令第十一號

第十一條 體操ハ身體ノ成長ヲ均齊ニシテ健康ナラシメ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼ネテ規律ヲ守ルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス  
尋常小學校ニ於テハ最初ハ遊戯ヲナサシメ漸ク普通體操ヲ加ヘ便宜兵式體操ノ一部ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ男兒ニハ主トシテ兵式體操ヲ授ケ女兒ニハ普通體操若クハ遊戯ヲ授クヘシ

土地ノ狀況ニ依リテハ體操ノ教授時間ノ一部若クハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲナサシメ又夏季ニ於テハ水泳ヲ授クルヲトアルヘシ  
體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ要ス

二十四年四月、文部省は小學校設備準則を定め、校地の選定、校舎の構造、御眞影勅語奉安所、各教室體操場、農業練習所、便所、校具等に關する細目を規定した。

同年十一月、文部大臣は普通教育の施設に關して訓令を發した。其の第五號に、國家ノ精神風俗貧富強弱等皆此普通教育ニ淵源セサルハナシ、國家永遠ノ基礎ヲ堅固ニセント欲スルモノ須ラク茲ニ留意シ、國家百年ノ長計ヲ誤ル可カラズ、小學校ニ於テハ德性ヲ涵養シ、人道ヲ實踐セシムルヲ以テ第一ノ主眼トシ、殊ニ尊王愛國ノ士氣ヲ發揚シ、兒童ヲシテ實業ニ勵ミ、素行ヲ修メ、忠良ノ民タラシメンコトヲ務ムヘシ、身體ハ百事ヲ爲ス根源ナリ、幼時身體發育旺盛ノ時ニ在リテ之カ培養ヲ忽ニスルトキハ成長ノ後遂ニ羸弱ノ民トナルヘシ、小學校ニ在リテ

ハ殊ニ留意セサルヘカラス」とあつて、小學校に於て殊に身體教育の必要なる事を明らかにした。

二十七年八月、文部省は訓令を以て、體育及衛生に關し、周到なる注意を與へた。是れ時の文部大臣井上毅氏が、其國家主義の立脚地から、國民の前途を思ふの餘りに出てた至誠の忠言である。

「小學校ハ小學校令第一條ノ示ス所ニヨリ兒童ノ體育ニ留意シ教育ノ完成ヲ期セサルヘカラス我國舊來弓馬劍鎗ノ武藝盛ニ行ハレ體育ノ途ニ缺クル所ナカリシモ維新後兵制變革ノタメ或種ノ武藝ハ其必要ヲ失ヒタルト同時ニ體育ノ衰頹ヲ致セルコト又教員及生徒カ學問知識ノ進歩ニ急ニシテ動モスレハ智育ノ一方ニ偏嚮セル事及ヒ社會一般ノ衛生ノ必要ヲ感スルコト未タ深切ナラサル事是等數多ノ原因ノタメニ各般ノ學校ニ於ケル體育及衛生ノ方法ハ仍チ不完全ナルヲ免レス殊ニ小學教育ノ時ハ方ニ身體發育ノ期ニ當リ一度傷害ヲ受クルトキハ其患ハ終身ニ及ヒ哀ムヘキノ情況ヲ呈セントス今小學校ニ於ケル體育及衛生ニ關シ訓令スルコト左ノ如シ。

- 一、體育ハ及フタケ活潑ナル運動ヲ課スルコトヲ要スヘク普通體操ニ於テモ亦兵式體操ト同シク遠足及全身筋力ノ運動ヲ活潑ニシ氣血ノ代謝ヲ促カスト同時ニ生徒自個ニ於テ意氣快活ヲ覺ユルノ効果アラシムヘシ體操ノ弊ハ死法ニ流レ態勢ヲ整ヘ竝列ヲ正スカタメニ許多ノ時間ヲ費シ却テ生徒ヲシテ厭倦ノ氣ヲ生セシムルニ至ル此ノ如キハ却テ體操ノ精神ヲ失フモノナリ
- 二、高等小學校男生徒ニハ兵式體操ヲ課スルノ際軍歌ヲ用キ體操ノ氣勢ヲ盛ニスルコトアルヘシ又隨意科トシテ器械體操ヲ授クヘシ
- 三、小學校生徒ハ活潑ナル運動ニ便スルタメニ不得已場合ノ外學校内ニ於テハ洋服又ハ和服ヲ問ハス都テ筒袖ヲ用キシムヘシ
- 四、放課時間ニ於テ佇立閑話シテ經過スルニ終ラシムヘカラス男女トナク成ルヘク活潑ニ大氣中ニ運動スルノ遊戲ヲ誘フヘシ或ハ大聲急走嬉戲ノ態ヲ以テ生徒ノ不良事ト爲シ沈靜ヲ以テ品行點ニ加フルカ如キハ當ヲ得タルモノニアラス
- 五、生徒ヲシテ筆記及暗誦ヲ務メシムルハ過度ニ腦力ヲ勞セシムルモノナレハ

特ニ必要ノ場合ノ外之ヲ用キサランコトヲ要ス

六、小學校ノ課業ノ生徒ノ尤モ困難ヲ感スルモノハ作文トス初級ノ生徒ニハ作文ヲ授クヘカラス若シ簡單ナル作文ヲ授クルモ此ヲ以テ試験ノ問題トスヘカラス

七、小學校ニ於テ施行スル所ノ試験法ハ或ハ褒貶ノ意味ニ偏シ點數ニ依リテ毎朝席順ヲ上下シ又ハ賞與ヲ與フル等過度ニ生徒ノ神經ヲ刺戟スルノ弊アリ此レ獨リ普通教育ノ主義ヲ誤ルノミナラス亦生徒ノ體育ヲ害スルモノナリ自今學校ハ試験ニヨレル席順ノ上下ヲ廢スヘシ但シ各級ニ優等生若干人ヲ選拔シ以テ獎勵ヲ示スコトヲ妨ケサルヘシ

八、小學校ニ於テ生徒ハ喫烟スルコト及烟器ヲ夾帶スルコトヲ禁スヘシ

九、華奢安逸ハ自然ニ軟弱ヲ招クモノナリ都會ノ生徒ノ學校ニ往來スルモノ或ハ車ニ乗ル如キハ學校紀律ノ外ニ係ルト雖モ校長及教員ハ注意ヲ加ヘテ成ルヘク歩行セシムルコトニ誘導スヘシ

三十二年七月、文部省は、小學校設備準則(二十四年所定)を改正し、校地の選定體操

場の面積、校舎の建築、教室の構造、廊下、昇降口、便所並に生徒用机及腰掛の寸法等に關し、細密の規定を設け、學校衛生をして、一層完備の域に進ましめんことを期した。

三十三年八月勅令を以て小學校令(二十三年發布)を改正された。此結果遊戯は一段と面目を掲げ、重要な位置を占領するに至つた。即ち二十三年と三十三年とを比較するに、二十三年に在りては、尋常小學校は遊戯、普通體操、兵式體操を授くべく規定されてあつたものが、三十三年に於ては、兵式體操を削除し、又二十三年に在りては、高等小學校は男子には兵式體操、女子には普通體操若くは遊戯を授くべく規定されたものが、三十三年に於ては、男女共に普通體操及遊戯を授け、男子にのみ、兵式體操を加ふることに改定されたので、遊戯と、普通體操と、兵式體操との釣合は、此年に決定されて今日に及んで居る。

三十三年省令第十四號

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ

以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼ネテ規律

ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ本旨トス

尋常小學校ニ於テハ初メハ適宜ニ遊戲ヲナサシメ漸ク普通體操ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ普通體操ヲ授ケ又遊戲ヲナサシメ男兒ニハ兵式體操ヲ加ヘ授クヘシ

土地ノ狀況ニヨリ體操ノ教授時間ノ一部若クハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲナサシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ要ス

斯くて四十年三月勅令第五十二號を以て、小學校令は改正された。而て其改正の一大要點は、尋常小學校の修業年限を六箇年とし、義務教育の年限を二箇年延長したもので、従つて體操科の事に關しては、其内容に於て毫も變動は無い。唯だこれを三十三年の比ぶれば、施行規則に於て、尋常小學校の分が、又男兒には兵式體操を加へ授く可しといふ文句が、増補されたのであるが、これは二箇年の年限延長のために、以前の高等小學校第一第二學年の分が、編入されたから、其自然の

成り行きであつて、形式は異なるやうであるが、其實際に於て、其精神に於て、異なる所が無い。

四十年省令第六號(改正小學校令施行規則)

第十一條

體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初メ適宜ニ遊戲ヲ爲サシメ漸ク普通體操ヲ加ヘ又男兒ニハ兵式體操ヲ加ヘ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ普通體操ヲ授ケ又遊戲ヲ爲サシメ男兒ニハ兵式體操ヲ加ヘ授クヘシ

土地ノ情況ニ依リ體操ノ時間ノ一部若クハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ  
體操ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ

第二節 學校遊戲の中心指導者

明治八年伊澤修二氏が愛知縣師範學校校長たりし時、其附屬小學校に於て、初めて椿胡蝶・鼠等の發表遊戲を課し、成績佳良なるの故を以て、文部省に建議した事が、同省の年報に見えて居る。これが我國に於ける小學校に發表遊戲を課した嚆矢である。

十一年(西曆千八百七十八年)十月、時の文部大輔田中不二麿氏が、米國よりアマールスト大學卒業生ドクトル・ジョージ・ランド氏を聘して、體操の傳習をなさしめ、十四年に至つて、始めて第一回卒業生二十四名を出した。爾來卒業生は各府縣に職を奉じて教鞭をとり、其攻學練習した技術の鼓吹に努めた。これ等の卒業生が、遊戲方面の開拓指導に力を濺いだし、段々と進歩の傾向を示したのである。之に加ふるに文部省は、其後フォン・カストル氏の戸内遊戲書を譯述して、世に公にした。現今稱する學校遊戲なるもの、幾分は、此時期に於て供給されたものである。

遊戲が小學校教科として、段々勢力ある位置を占むるやうになつたのは、二十三年以降の事であるやうに思はれるが、三十三年頃になつて著しく盛大なる氣運

に赴いた。而して二十年頃より四十年頃に涉つて、遊戲の研究家が續出し、遊戲の研究團體も組織され、機關雜誌も發行され、此の間は確かに我國學校遊戲の勃興期と云つて宜い。此時期の遊戲研究の旺盛であつた事は、到底今日の比でない。而して此の勃興期に於て(何事によらず)先づ實際的研究に馳せ、理論研究などの方があまり手を附けられなかつた爲めに、これに伴ふ弊害も生じた事であつた。現今の第二期は大分理論の研究に這入つた時であつて、實際熱が少し冷めた傾きのあるのは、自然の勢ひである。

我國に於ける小學校遊戲の指導に努力された恩人をあぐれば、三十有餘年間東京高等師範學校教授の職に在つた、體操界の元勳たる坪井玄道先生、永らく東京女子高等師範學校體操科の教師であつた高橋忠次郎氏、學習院女學部の小野泉太郎先生、並びに暫らく關西地方に活動した、現時の東洋幼稚園長たる岸邊福雄氏等である。其他に澤山數へ擧げられるやうであるけれども、中心誘導者であつた恩人は、以上の數氏に歸する事と思ふ。

何と云つても、坪井先生は斯道の元勳であつて、先生が斯界の采配を振つて居た

事は、誰しも承知の事であらうと思ふ。唯だ先生は、高弟たる高橋氏が、競争遊戯の方などを盛んに奨励して居られたし、又同じく高弟たる小野先生が發表遊戯の方を擔當されて居たやうなために、明治三十六年の歸朝後は、少し過ぎる位に行進遊戯の方の土産を持つて來られた。従つて一部の識者に誤解を招いたやうな事もあつたのは、先生のために誠に遺憾の事であつた。兎角世人が先生の内情先生の眞意を汲まれなかつた所がある。

高橋氏は、坪井先生と師弟の關係のある人で、明治三十五年前後に於ては、中央に地方に盛に活躍して、一時は遊戯の高橋・高橋の遊戯とまで歌はれて、名聲噴々たるものであつた。當時の實況を目撃しない人には、其の當時の有様を想像することも出來ない位であつた。氏は東京女子高等師範學校の公務の傍ら、一方には機關雜誌としての「遊戯雜誌」を編纂した。この雜誌は當時氏が心血を費いて、發展維持に努められた、日本遊戯調査會の一機關として、三十四年に興されたものである。該會は二十六年西村某氏の設立にかゝるものであつたが、其命脈覺束なき状態に陥つたのを、氏が再興せられたのであつた。やがて氏は三十五年私立東京體

操音樂學校を創立して、非常なる經營上の困難と闘ひて奮闘されたものである。而して調査會の方も同年には二府九縣下に支會を設けらるゝの盛運となつた。斯くして氏は頭に日本遊戯調査會を頂き、右手には機關雜誌としての遊戯雜誌に健筆を揮ひ、左手に附屬としての私立東京體操音樂學校を指揮し、縦横自在に斯界を指揮して居たのである。當時遊戯の高橋・高橋の遊戯と稱せられたのも、偶然でなかつた事と思ふ。

小野先生も、坪井先生と師弟の關係ある御方で、先生の所謂表出體操發表遊戯を案出して、遊戯界の一角に、大なる貢獻をなされたのである。小學校に於ける發表遊戯の大部分は、先生の賜物から芽出したのである。遊戯通の人であるならば、小野先生と云へば、桃太郎、兎と龜などの發表遊戯を思ひ出して、先生の態度動作などを連想されることであらう。先生は種々の雜誌等に意見を發表され、又は遊戯の方法などを説明されたけれども、著書としては格別ない。先生も、自分は著書は嫌ひだなど、申されて居て、先生の該遊戯に關する纏まつた意見や方法などが、伺はれないことは、實に遺憾の事である。



現今東京に於て、私立東洋幼稚園を樹てられて、不相變岸邊一流の主義を以て、活躍されて居る同氏は、三十年前後關西地方を相手どつて、盛んに活動的競争遊戯の獎勵をやつた。關西地方の遊戯は、同氏に負ふ所が少なくないと云ふことは、著者が岡山縣に在職中、關西方面の遊戯調査に於て、認めたる事實である。同氏の競争遊戯の教授は、如何にも愉快に、如何にも元氣よく、自分自身から子供になつて、活動して兒童を導いた事は、あの快活なる態度を以ての教授振りには、中々に真似の及ばぬ處である。

日本體育會は、現時の體操學校の前身たる體操練習所を、明治二十六年に創設し、女子部を三十六年に創設して、男女體操教師の養成に、銳意努力された。現今我國に於ける體操教師の過半は、同會出身のものであらうと思ふ。該會機關雜誌たる「體育」は、我國に於て最も古き歴史を有する體育雜誌である。

### 第三節 體操遊戯調査會

文部省は明治三十七年十月、本邦に於ける斯道に關係あるオーソリチーたる高島平三郎、川瀬元九郎、可兒徳井口、あくり、波多野貞之助、坪井玄道、醫學博士三島通

良の諸氏を、教育學醫學及び體育界より選任して委員とし、當時の普通學務局長たりし澤柳政太郎氏を委任長として、體操及遊戯の調査を命じたのである。該調査會は三十八年十一月を以て、報告書を文部大臣に提出したのである。該報告中遊戯に關するものを摘出すれば、次の如くである。

#### (一) 運動遊戯ニ關スル件

運動遊戯ノ目的ハ兒童ノ活動的衝動ヲ満足セシメ運動ノ自由ト快感トニヨリテ體操科ノ目的ヲ達シ特ニ個性及自治心ノ發達ニ資スルニアリ

#### (甲) 學校ニ於テ獎勵スベキ遊戯

#### (イ) 教科トシテ課スベキモノ

教科トシテ課スベキ遊戯ハ成ルベク團體的ニシテ複雑ナラザルモノタルベシ其主要ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ

- 競争遊戯 例 綱引、毬送、フットボール、鬼遊ノ類
- 行進遊戯 例 十字行進、踵趾行進、方舞ノ類
- 動作遊戯 例 桃太郎、池ノ鯉ノ類

此ノ他季節ト土地ノ情况トニ從ヒ遠足・水泳・水・舟漕等ヲ課スルコトヲ得

(ろ) 教科外ニ行フベキモノ

教科外ニ行フベキ遊戲ハ必ズシモ團體的タルヲ要セズ其主要ナルモノヲ舉グ  
レバ左ノ如シ

競争遊戲 角力・徒歩競争・毬投・毬ツキ・羽子ツキ・繩飛・擬戰・鬼遊・高飛・幅飛・ペー  
スボール・ローンテニスノ類・擊劍・柔道・弓術

(乙) 學校外ニ於テ獎勵スベキモノ

學校ニ於テ行フ遊戲ハ學校外ニ於テモ獎勵スベキモノナレドモ其ノ他土地・家  
庭等ノ情况ニ依リ獎勵スベキモノアリ例ハ乘馬・風揚・山遊等ノ如シ

(丙) 禁止スベキモノ

教育ノ本旨ニ悖リ風教・公安及衛生ヲ害スル遊戲ハ禁止スベシ其主要ナルモノ  
ヲ舉グレバ左ノ如シ

- 一、賭事類似ノモノ
- 二、危険ノ虞アルモノ

三、殘忍ナルモノ

四、厭忌スベキ模倣遊

五、不健全ナル思想ヲ誘發スル虞アルモノ

(二) 運動遊戲教授上ノ注意

- 一、凡ソ學校ニ於テ課スベキ運動遊戲ノ種類方法ノ選定ハ他ノ教科目ニ於ケル  
教材ノ選擇排列ト異ナル所ナク教授上頗ル重要ノ事項ニ屬ス故ニ學校ニ於  
テハ豫メ學年相當ノ教授細目ヲ定メ之ニ依リテ授クルヲ要ス
- 二、運動遊戲ノ種類方法ハ生徒ノ心身狀態ニ適應スルト同時ニ教育的價值ヲ有  
セザルベカラズ單ニ生徒ノ嗜好ニ任セ徒ラニ新奇ヲ競フガ如キコトアラバ  
爲ニ浮薄ノ氣風ヲ養成スルノ虞アリ深ク注意セザルベカラズ
- 三、舞蹈ヲ運動遊戲ニ用ヒントスルトキハ其ノ選擇ニ注意スベク特ニ圓舞ノ類  
ハ學校ニ於テハ之ヲ課セザルベシ
- 四、運動遊戲ニシテ之ヲ行フ爲ニ多クノ時間ト多クノ費用トヲ要スルモノ、如  
キハ成ルベク之ヲ避クルヲ要ス

- 五、舟漕ハ短艇ヲ以テスルヲ常トスレドモ體育上ニ於テハ寧ロ和舟ヲ利アリトス加之費用ヲ要スルコト少キノ利アルヲ以テ和舟ヲ用フルコトハ將來大ニ之ヲ獎勵センコトヲ希望ス
- 六、何種ノ遊戲ヲ問ハズ之ニ耽リテ學業ヲ疎ニスルガ如キハ體育ノ目的ニアラザルヲ以テ嚴ニ注意ヲ加ヘ相當ノ取締ヲナスコトヲ要ス
- 七、遊戲中水泳、氷上、橇上、カンジキ遊、舟漕ノ如キハ之ヲ全國一般ニ行フコト能ハズト雖モ其ノ便宜ヲ得ル地方ニ於テハ十分ニ之ヲ獎勵センコトヲ要ス
- 八、遊戲ヲ行フニハ戶外ニ於テスベシ但シ天候其ノ他已ムヲ得ザル場合ニ於テハ室内ニ於テ行フモ妨ナシ
- 九、遊戲ノ際ハ容儀動作ニ注意シ且卑劣輕卒ニ流レザルヲ要ス

結論

思ふに兒童をして、吾人よりも一層優れたる、一層良き、一層光明ある、一層強き、一層鍛へられたる、後繼者たらしむる事は、大切なる仕事である。兒童を鍛錬して往く事は、現代が次代に、負債を拂ふ仕事のひとつである。而して兒童を鍛錬せよと云

ふ事は、吾人が前の時代から、次の時代に云ひ渡さるゝ、最大の遺言である。

地球の誇りとし、實とすべきものは、多々あるであらう、併し何が誇りである、實であると云つても、強い鍛へられたる人間に越したものはない。大濤の逆巻く大洋も、偉大には違ひない、高く碧空に聳ゆるヒマラヤ山も、雄大には違ひない。然しながら地球の莊嚴威嚴を造り上ぐる、最大なるものは、要するに鍛へられたる人間である。強き確實なる人間の存在は、地球の光榮である。然るに今日の教育は、教授及其方法に關する研究の如きは、理論に於ても實際に於ても次第に進歩し、効果を收めつゝあるけれども、體育の方面に於ては、聲の大なるに拘はらず、實蹟之に伴はず、教授の進歩に比して、頗る遜色あるは、何人も首肯する所であらう。つまり現今の教育は上滑り教育である。如何なる難儀に遭つても、生命さへあれば、社會に奮闘すると云ふ、向上的の人間を造る事に缺けて居る。文明は人を馬鹿にする、と云ふ格言がある。蓋し知識上の文明は、往々人を優界に導き、元氣を銷滅せしむるものである。希臘の滅亡の如き、羅馬の頽廢に歸したる如き、皆これである。近世諸種の學術の進歩するに伴ひて、室内教育知識教育は大に改良されたるも、其根

本たり、應用たる所の、室外教育運動教育に至りては殆んど進歩しない。現今教育のため、國家及び府縣郡市町村が、支出して居る經費は、決して尠くはない。然しながら吾を以て之を觀るに、其金の使ひ方が、餘り上手とは云はれない。教育家も爲政者も、眼中唯だ室内教育のみあつて、絶えて室外教育あることを知らない。故に諸學校の設備内容、皆教室内のこと許りに偏倚し、運動方面には、心力も金力も、殆んど注がれて居らぬと謂つて宜しい。僅かに體操科と云ふ名の下に、兒童を病ませないだけの、腹こなしの道が開かれて居るのみと謂つても、決して過言でない。

多くの學校を見るに、室外教育の設備は、其學校が擴張される程縮少され、盛んになるほど衰ふるが一般である。運動場の如きは、教室其他の建増のために、次第に蠶食せられ、兒童の増加に連れて、却て其面積を縮められて居る。教育に熱心なる我社會が、教育の一面を見て、他の一面を見ず、莫大の經費を支出して居りながら、運動に要する費用と云へば、出し吝みをする。誠に不思議と云ふの外は無い。而して先輩諸氏は、口を開けば、當今の青年の、不活潑無氣力を攻撃して、士氣の衰頹を

慨歎せざるものはない。實に自家撞着の甚だしきもので、馬を繋いで置いて之を鞭ち、何故走らぬと小言を云ふのと、少しも違つた所はない。

心身は人間の兩翼である。譬へば國家に於ける文武の兩道の如きもので、教育は其一翼を取つて、他の一翼を切るが如きものでなくして、常に兩者の調和ある發達を、企圖すべきものである。之を換言すれば、教育の目的は、單に彼れの腕を練習する事によりて得べくもあらず、又彼の智のみ練習する事によりても、得る事が出来ない。凡て兒童の部分を養ふ事によつて、目的を遂げらるべきものでない、彼れ兒童の全體を養ふ事によつて、達し得らるゝのである。教育は心育なりなど云へるが如き教育説は、須らく改造を要する事である。

今日の各小學校の設備は、孰れも完備せりとは云ひ難い。未だ〳〵足らぬ所が多いやうであるけれども、室外教育ほど、不完全を極めて居るものはないと確信する。今日の教育は、智育の一方に偏して居て、所謂人物を造ると云ふ手段に至りては、驚く可き程缺けて居ると云はなければならぬ。我社會は學校の形のみ造つて、未だ之に精神を宿らせないのである。砲を購ひて火藥を給せず、汽關を据えて石

炭を惜むと同じである。吾は社會の先輩たる教師諸君並に爲政家各位が、も少し其活眼を開き、所謂「佛造つて魂入れず」の愚を學ぶなからんことを、切望して止まぬのである。

要するに吾の主義は、鍛鍊主義（人物養成主義）である。茲に於てか吾は此鍛鍊主義を出発點として、科學が提供する原理を經とし、實際が提供する經驗を緯として、出来るだけ系統を立て、小學校遊戯のことを論ずるつもりであつた併し此程度の意氣込を以て始めたのに其出来ばえを白狀すれば、自分ながらに、感心せぬ所が頗る多い。こは全く吾の淺學にして、こが基礎たる生物學、生理學、心理學、審美學、社會學、教育學、倫理學等の生硬未熟なる研究と、經驗の不足との罪である。此點に於て吾は甚だ汗顔に堪へぬ事である。但し女々しく申譯をなすでもないが、一つには小學校遊戯に就きて、從來組織的所論をなしたものの、ないがために、直接の參考材料を蒐集するのに、大に困難したと云ふよりも、寧ろ絶望であつたと云ふ事も、認めて頂き度いと云ふは、穴穿女々しい泣言でもあるまいと思ふ。

## 後 篇 實 際 の 部

大正二年一月二十八日 文部省訓令第一號を以て公示せられたる學校體操教授要目の體操科教材配當中の遊戯に關するものを左に掲ぐ。（○印あるものは男子）

運動	學年
鬼遊（盲目鬼、カラカヒ鬼） 猫と鼠 徒競走 旗取 旗送 帽子取競争 桃太郎 渦卷等 池ノ鯉	第一學年
鬼遊（子殖鬼、場所取等） 戴籠競争 綱跳 ボール送り 網引 球入 大和男子 行進遊戯	第二學年
西洋鬼 巨囊抛 ボール抛 デッドボール 輪廻し 二人三脚	第三學年
センターボール 片脚競走 障礙物競争 棒引 棒押	第四學年
バスケットボール 抛ボール 對列フットボール 千鳥競走	第五學年
フットボール 單脚競走	第六學年

右表に準據して、著者は本書に記載する遊戯全部を、各學年に排當して、教授者の參考に供する。されば讀者は、土地の情況と兒童心身の發達とに照して、各々適切



表 遊 戯												
夕立	水遊	鳩つば	軍ごっこ	風車	お正月	さよなら	螢こひく	とんぼ	お月様	忠孝	桃太郎	お國のため
か	池の	兎と	小太	金太郎	お國のため	桃太郎	忠孝	お月様	とんぼ	螢こひく	さよなら	お正月
た	月	か	池	兎	小	金	お	桃	忠	お	と	螢
こ	ら	の	の	と	太	太	國	太	孝	月	ん	こ
	す	ら	の	と	郎	郎	の	郎	雀	様	ぼ	ひ
	す	ら	の	と	郎	郎	の	郎	雀	様	ぼ	ひ
	す	ら	の	と	郎	郎	の	郎	雀	様	ぼ	ひ
	す	ら	の	と	郎	郎	の	郎	雀	様	ぼ	ひ
	す	ら	の	と	郎	郎	の	郎	雀	様	ぼ	ひ
	す	ら	の	と	郎	郎	の	郎	雀	様	ぼ	ひ
	す	ら	の	と	郎	郎	の	郎	雀	様	ぼ	ひ
	す	ら	の	と	郎	郎	の	郎	雀	様	ぼ	ひ

第一部 競争遊戯

著者は主義として、左の種類ものは、小學校に於て課する、運動的競争遊戯にあ  
らざるものとして、これを取らず。

一、人工的遊戯

あまりに人工的に過ぐる遊戯、譬へば片脚角力、引合角力の類

一、不運動的遊戯

鈴振り鬼、スブロン競争の類

一、智的遊戯

計算競争、書き方競争の類

一、餘興的遊戯

「へうたん遊戯」大きい小さいの類

一、高等遊戯

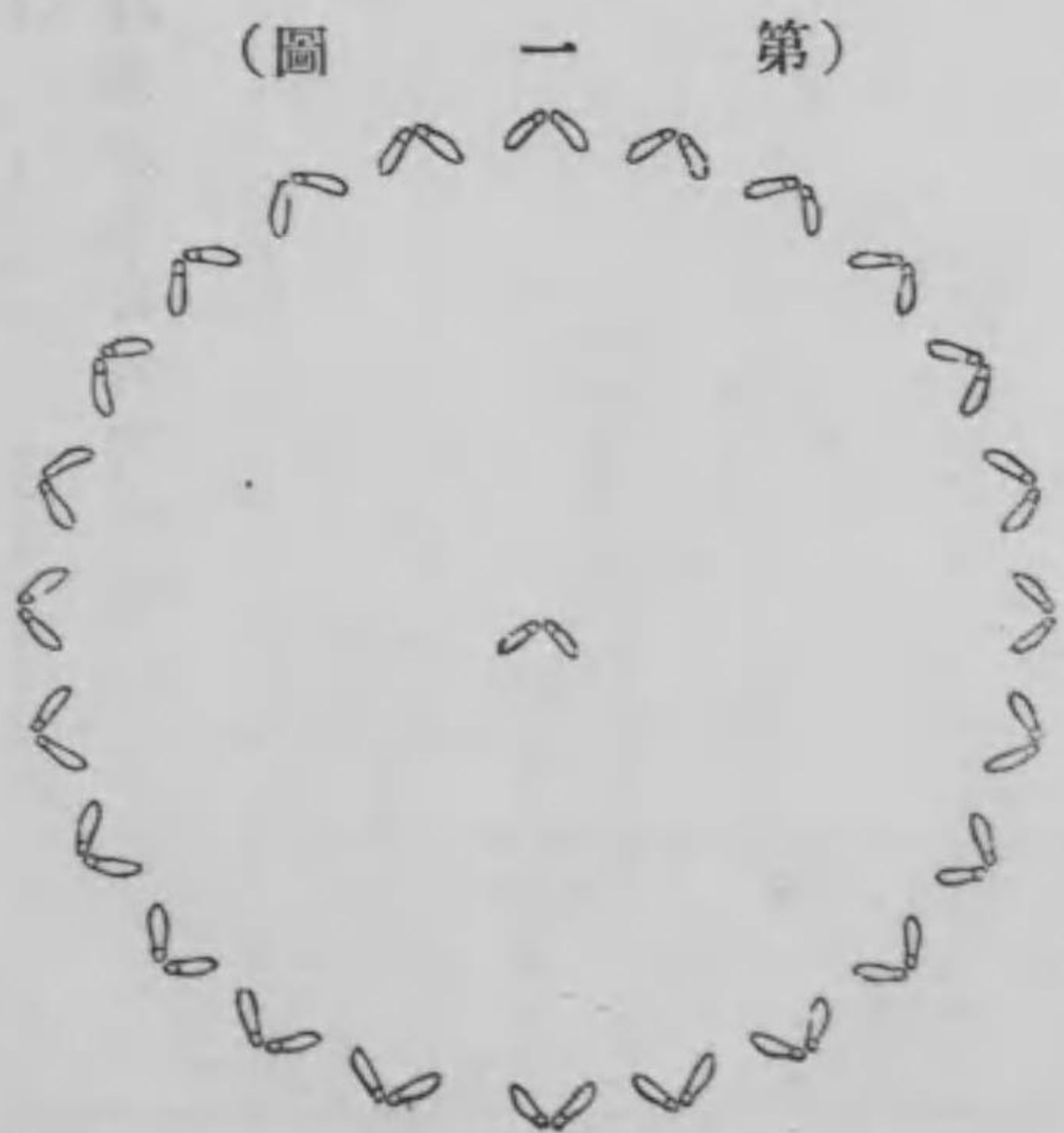
ロンドンテニス、ベースボールの類

第一節 御辭儀遊戯(尋一適用)

準備 第一圖の如く全兒童を一列圓陣にし、別に一人を其圓陣の中央に立たしむ。

實演 圓陣生の第一番は四歩進み出て、中央生に向ひ、四呼間黙禮す(中央生は答禮す)。次の八呼間、互に左方より進みて、中央生は第一番生の空位置へ、又第一番は中央生の位置に至り、位置交換をなす。斯く順次に續行する。此間唱歌を添はせて、圓陣生に拍手をなさしむるのも面白い。

注意 兒童が此遊戯に慣れて來たならば、圓陣にて手繋ぎのまゝ、旋回する間に、一人づゝ出て、黙禮して、交代するもよろしい。此遊戯は純粹の競争遊戯ではない。發表遊戯ともつかず、行進遊戯ともつか

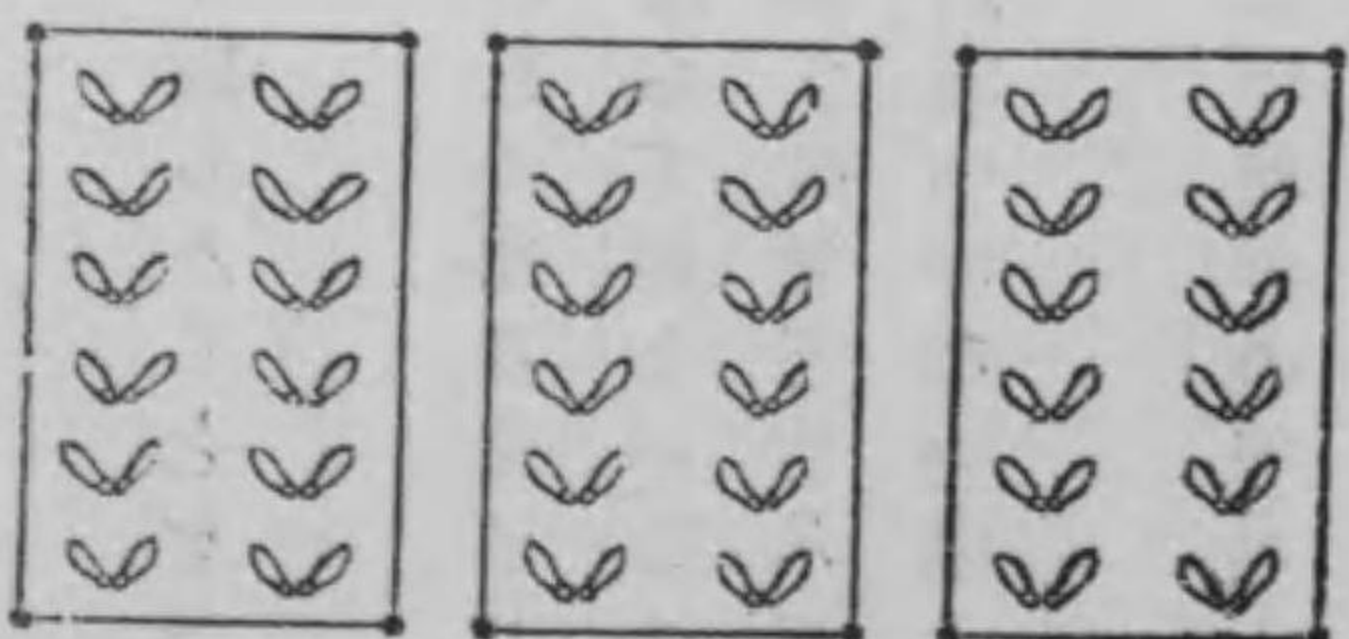


ざる、中性の遊戯である。而して小學校に入學早々の兒童には、斯かる中性的の遊戯から始めて、彼等兒童が今日までやり來つた隨意遊戯と、規律的の遊戯との中介にする必要がある。

### 第二節 汽車遊戯(尋一—四適用)

準備 球竿二本の兩端を、

長さ六尺位の綱で結び、これを汽車と假定し、其中に凡そ十二三人を入らしめ、兩側の綱と、前後の球竿とを握らしむ。以上の汽車を數個拵へ、其の若干距離に、旗數本を立て





て置く(第二圖参照)。

**實演** 呼笛の合圖で、各團は競走して旗を巡り、發足線まで速く歸らんことをつとむる。

**注意** 演戯者中靴を穿いてるものと、草履を穿いてるものがある。然る時は片方の列に、可成草履の者のみ集め、片方に靴の者を集めて、縫らすがよい。さもなくば前者の足を傷くる心配がある。又土地の情況によりては、靴どころてはない、下駄履きの所が澤山ある。斯かる場合には、特別の差支へのない限りは、徒足にするがよろしい。  
汽車の準備は、必らずしも球竿と綱を以てするにも及ばない。前者の帯のところが握らして、連鎖をさせてもよろしい。

### 第三節 校舎周り其一(尋常科適用)

**準備** 適宜の個所に、出發點兼決勝點の線を引き、全兒童を並列させて、出發の姿勢をとらせる。

**實演** 呼笛の合圖と共に、校舎を一周して、決勝線につくところの、個人的の競争遊戯である。

### 第四節 校舎周り其二(尋常科適用)

**準備** 全兒童を紅白兩組に分け、校舎の一方面に並ばしめ、兩組の先頭の位置は、線を以て明らかに示して置き、兩方の先頭生に、手球若くば手巾様のものを持たしむ。

**實演** 紅白兩組は、右と左とに反對に走り、舊位置に歸りて、手に持てる手球なり、手巾なりを二番生に渡す。斯く順次に駆歩をなして、早く済んだ方が勝。

**注意** 斯かる循環的の競争遊戯にありては、次生の出發すべき時の公平を保つために、手球とか手巾とか攀とか、便宜何物かを順次渡すことにせねばならぬ。

### 第五節 半周競争(尋常科適用)

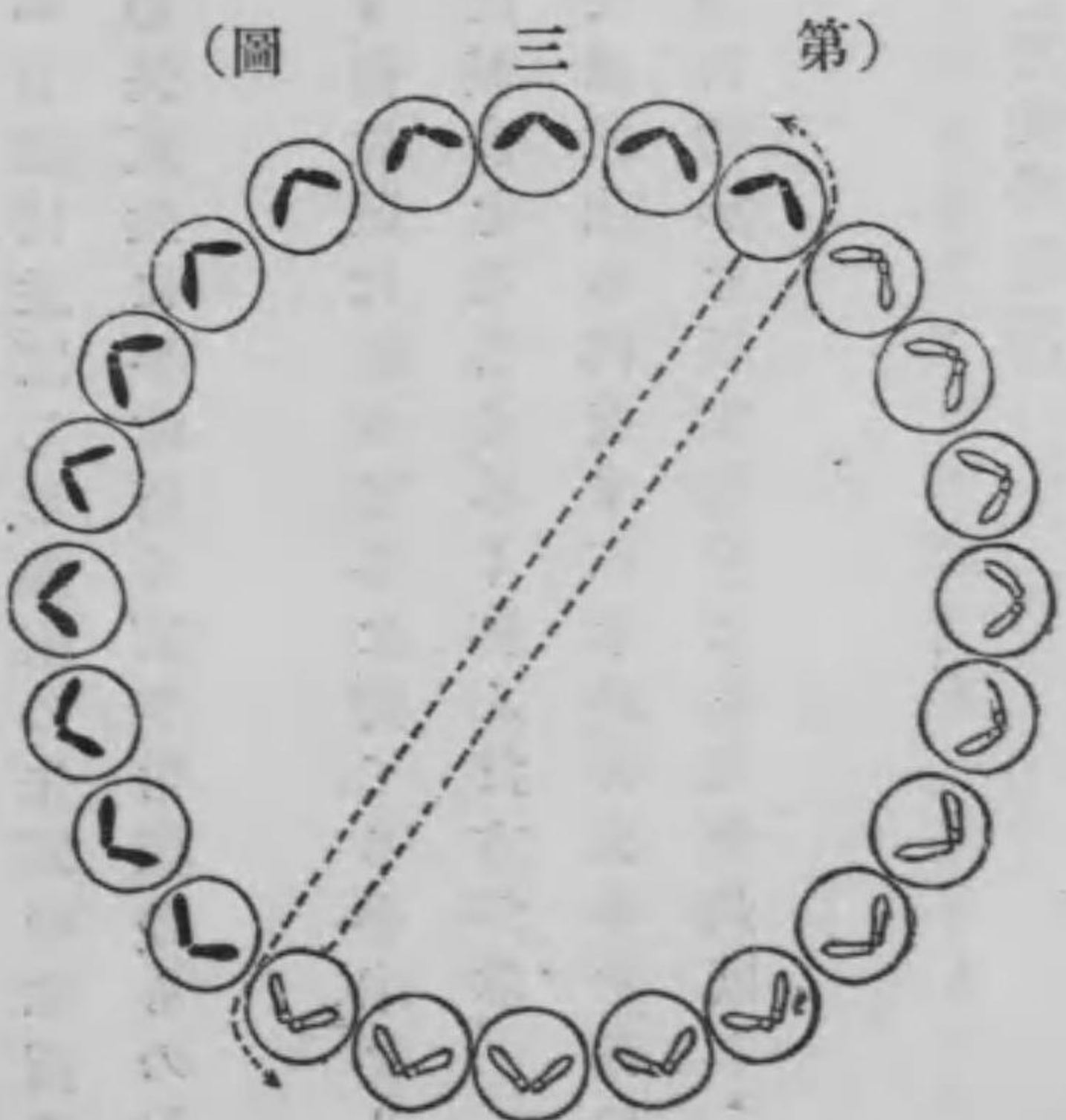
**準備** 遊戯者全體を二組に分け、皆一列

横隊となし、甲組の尾へ乙組を付け、  
圓陣を作らせて、兩組を對せしめ、各  
自の足の周りに、直徑一尺位の圓線  
を畫かしめ、次に兩組の一番生に豆  
囊一個を渡す(第三圖参照)。

**實演** 兩方の一番生は、相向つて圓陣内

に走り出て、敵の背後を巡り歸りて、  
豆囊を二番に渡す。第二番も亦斯く  
競走して、敵の後方を周りて、豆囊を  
三番に渡す。此の如く順次に走つて、最終生が走り終る速さを比較して、勝敗  
の判決を下す。

**注意** 敵の競走者が背後を過ぐる時、不意に足を出したり、又隊列を張り出すや  
うな、障害を與ふるが如きことをさせてはならぬ。



### 第六節 盲目鬼(尋一適用)

**準備** 一人を盲目鬼となし、他生の凡そ逃げ廻るべき場所の範圍を定めて、散亂  
せしむる。

**實演** 鬼に手を觸れられたものは、代りに鬼となりて眼を覆ふ。手を觸れられた  
ものを、鬼とするといふ位にしなれば、普通の鬼遊のやうに、捕へ止める事  
は、難かしいのである。

**注意** 遊戯が活氣づいて來ると、折には鬼を突いたり、引いたりするやうの事が  
ある。これに教師があまり干渉し過ぎて、活氣を沮ましむるが如きは、宜しく  
ない。唯兒童心理に鑑みて、適當に其の弊を防ぐべきである。

### 第七節 からかひ鬼(尋一適用)

**準備** 鬼は一定の範圍内(直徑二三間位の圓を畫いて)に位置を執らしめ、他生は  
其周圍に任意の位置を採らせる。

**實演** 開始の令あると共に、周囲の児童は、時々鬼の透きを窺ふて、園内に這入つたり、出たりなどして、からかふ。鬼は八方に氣を配つて、誰れか代りを捕へる。

**注意**

- 一、鬼と他生(良民)との、居所の範圍の定め方で、色々面白い方法が生ずる。
- 一、からかふ時に、野卑の言語に出て、易いから注意する。

### 第八節 猫と鼠(尋一適用)

**準備** 全兒をして手繋の圓陣を作り、内十名位を圓内に入れて鼠となし、圓外に一名或は三四名を置いて猫とする。

**實演** 開始の令あると共に、猫は直ちに手繋きの下を潜り、圓内に這入らうとする。列生は手を下げ又は振りなどして、猫の這入るのを妨げる。鼠は圓内にありて逃げ廻つて居て、猫が列を破つて、圓内に入った時は、列生は手を上げて、鼠が列外に逃げ易い様にしてやる。斯くして猫に捕へられた者は、代りて猫となり、代りたる猫は列生となり、列生は順番に鼠となる。

**注意** 猫は列生に衝突して、無理に手を切るやうの事をしてはならぬ。

### 第九節 子取り鬼(尋常科適用)

**準備** 全兒を兩組に分ち、組の中から敏捷に走るものを選び出し、残りの者は前の者の腰に縋りて(帶を握る)、一列縦隊(鎖)となり、選ばれた者即ち鬼は、敵の先頭に對する(第四四圖參照)。

**實演** 開始の令あると同時に、先頭

は大の字形に兩臂を張りて、鬼の行路を妨ぐ。鬼は極力先頭の妨害を避けて、後尾を捕へやうとする。鬼が早く後尾(子)を捕へた組が勝ちになる。

**注意** 此の遊戲は一名、鶯の蛇取りと云ふ名前がある。こは鶯が蛇を取るのに、蛇の頭からせずに、必らずその弱點たる尾を取りて、逆に下げ、空中に飛揚して殺すからである。



一組の連鎖は二十人を越えては、あまり長が過ぎて危険である。運動中、列の鎖を切つた組は敗けになる。

### 第十節 子殖し鬼(尋常科適用)

**準備** 全兒中最初一人の鬼を選び、他は自由に散在させて置く。

**實演** 鬼は誰れ彼れとなく追ひて、背に手を觸れんことを努める。手を觸れられたるものは、忽ち部下の鬼となつて働く。斯く漸く鬼を増して来て、最終には全世界舉つて鬼となる仕組みである。

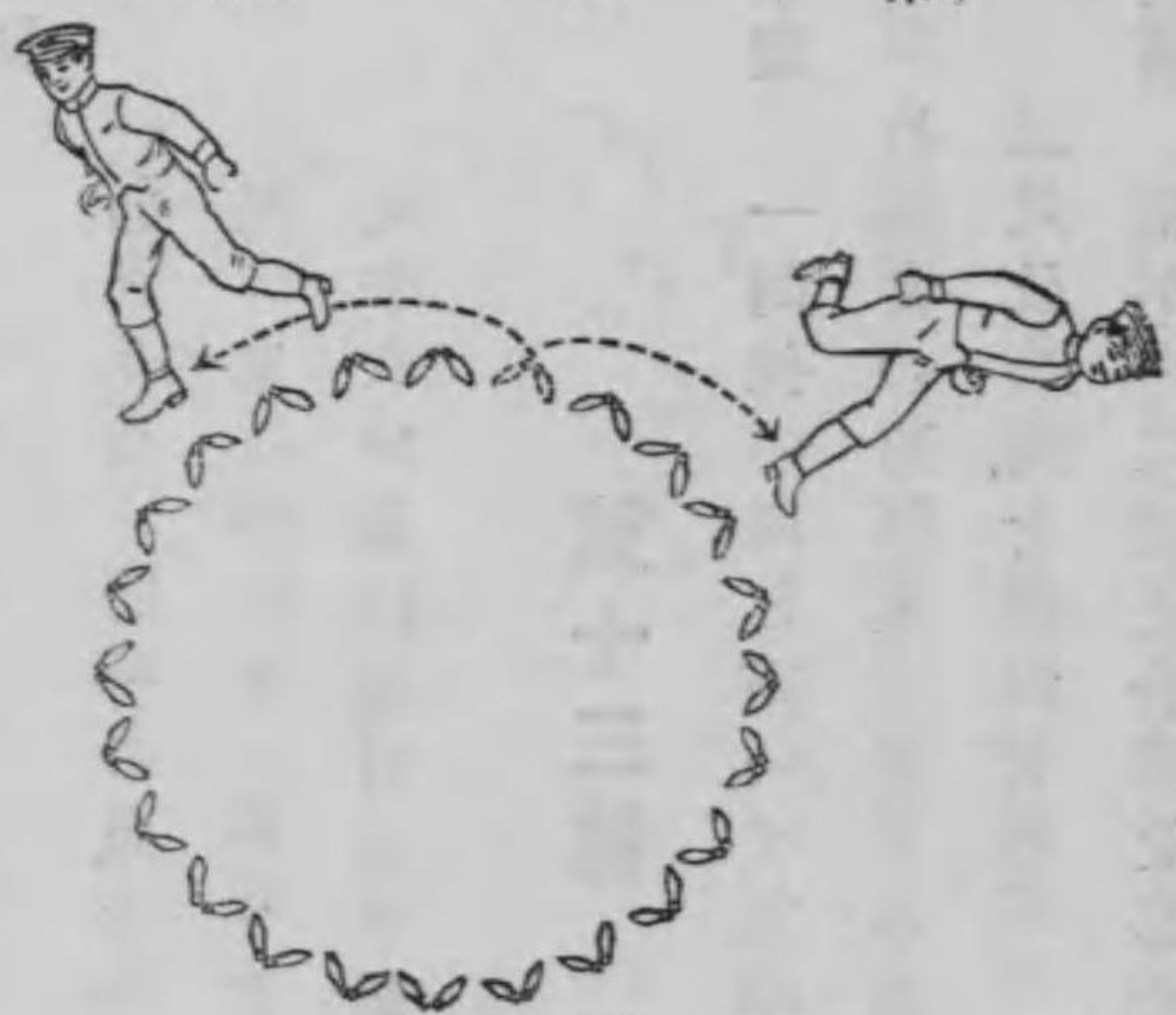
**注意** 次回には、初回の一番終りまで残つた、機敏なものを、鬼とするがよい。

### 第十一節 助け鬼(縫り鬼(尋一——四適用))

**準備** 全員中より一人を選出して、之を鬼と定め、其他は運動場に散亂せしむる。

**實演** 運動場に散亂せる戲伴の一人を追ひ廻はし、追はるゝものは、捕へられざる様逃げ走り、若し危かりし時は、戲伴中の一人に縫りつき、難を避けんこ

(圖 五 第)



とをつとむる。二人以上結合した時は、鬼は捕へられざる規則である。故に鬼は其結合せざる以前に於て、捕ふることをつとむる。  
**注意** 良民は鬼を避けつゝ、便宜任意の人と結合しても、差支へないけれども、續けて同じ人に縫り付く事はならぬ。

### 第十二節 場所取り鬼

其一(尋一——四適用)

**準備** 全兒を圓形に並列せしめ、一人の鬼を圓外に置く。

**實演** 鬼は、任意の者の背を、不意に軽く叩きて、右(左)方に走るならば、打たれた者は、左(右)方に向つて走り、而して元の場所(打たれた者の場所)を相互に速かに占有せんとする(第五圖参照)。

注意

一、あまり長く、同一の鬼をつとめさせるのはよろしくない。かくなると心の弱い鬼は、情けないやうな表情をするやうになるから、三回位で勝つ事の出来ない鬼は、適當なる兒童に代はらせる。

第十三節 場所取り鬼 其二(尋一—四適用)

準備

一、問位の圓を書いて、其中に鬼を入れ、他の全兒童を周圍に圓陣を作らしめ、相當の間隔(鬼の圓との距離から打算して)を以て、銘々に足の周りに、直徑二尺位の圓を書かせる。

實演

鬼が「二三」と合圖をしたならば、列生は必ず隣者又は他の者と、位置を交代せねばならぬ。此際鬼は機に乗じて何れかの位置を奪ふ。目的を達する迄は何回も行ふ。場所を奪はれた者は鬼になる。

注意

一、鬼の這入るべき圓と列との距離、又列の相互の圓とは、大抵相等しき事を

要する。

一、永く鬼が續いたら、他の兒童に代はらせる。

第十四節 球打鬼(尋常科適用)

準備

一、兒童を除いて、全兒童を圓陣を作らせ、任意の者に球一個を渡す。一兒童は鬼となりて、圓内に這入りて、球を持てる兒童の側に立つ。

實演

開始の令あると同時に、球は右へ左へ隨意に手渡される。此間鬼は球の行方へ走り行きて、透きを見計ひて、球を打ち落す。落された者は鬼と代はる。

第十五節 西洋鬼 其一(尋常科適用)

準備

全兒中より二人を除いて、二列圓陣に並べ(前列生は兩手間隔、前後二人の距離は、臂の長さ、二人は一を鬼とし、一を子として、圓外任意の處に位置を

(圖 六 第)



採らしむる(第六圖參照)。

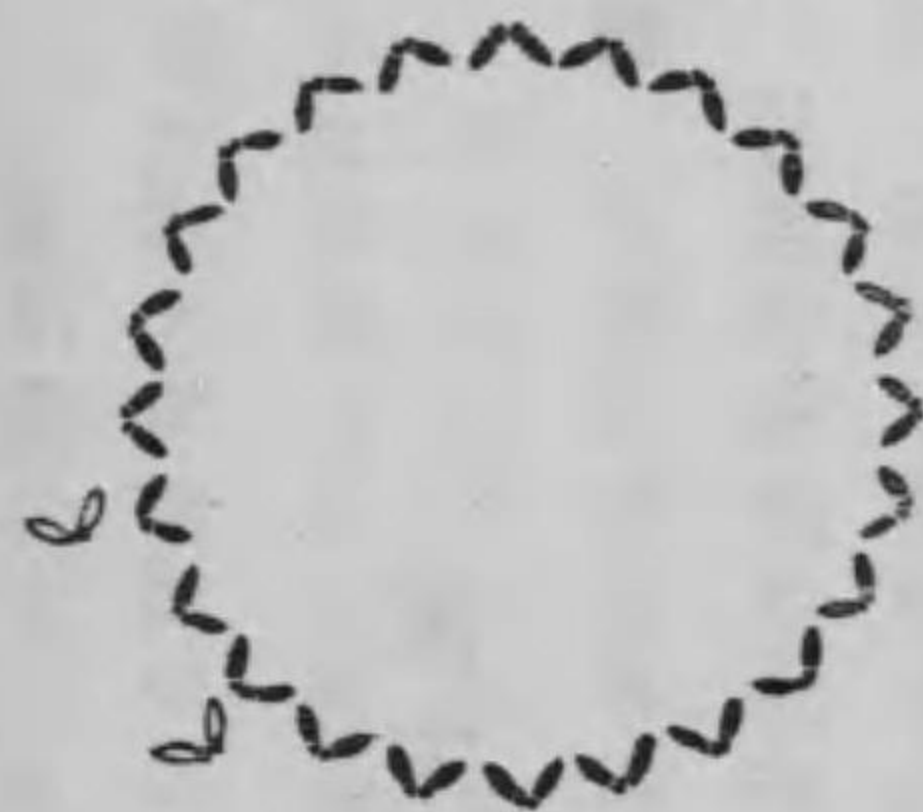
**實演** 開始の令あると共に、子は圓の周りを隨意の方向に逃げ、鬼は其後を追ひ、之を捕へんことを努むる。捕へられた時は、子は鬼、鬼は子となりて又行ふ。而して子が捕へられんとするか、或は圓周を二回以上逃げ廻つた時は、子は或伍の前に這入る。然る時は其伍の後列生は、子として、直ぐに列外を逃げ廻らなくてはならぬ。

### 第十六節 西洋鬼 其二(尋常科適用)

**準備** 全兒中から、二人の鬼と子とを選ぶこと其一同じ、而して他生は、兩手間隔に、一列大圓陣を作る(第七圖參照)。

**實演** 開始の合圖にて、子は圓周を隨意の方向に逃げ、鬼は其後を追ひて捕へやうとする。捕へられた時は、子は鬼、鬼は子となりて又行ふ。而して子が鬼に

(圖 七 第)



捕へられやうとするか、或は二回以上逃げ廻つた時は、子は圓列の或る任意の兒童の前に這入る。之と同時にその列生は、子となりて逃げ出す。

### 第十七節 鎖(整列)競争(尋一二適用)

**準備** 正面一列圓陣に並べ、一二の番號をかけ、其番號(一番のものゝ二番のもの)の異同によりて、組分をなせし後、側面向一列圓陣にして、なほ教師は兩組の先が縫るべき樹木(又は柱)等を八指示し、鎖(整列)をつくるべき方向をも定めて置く。

(圖)



**實演** 唱歌しつゝ、行進せる中、教師は急に呼笛を鳴らす。この合圖と共に兩方の一番は指示されたる樹木柱に縫り、各兒童は定められたる方向に、順番に鎖をつくる(第八圖參照)。鎖の作り方は前者の帯を握るか、腰に縫からず、早く番號の順に、一列縦隊を作つた組が勝である。但し遅く鎖を作るも、番號の順正

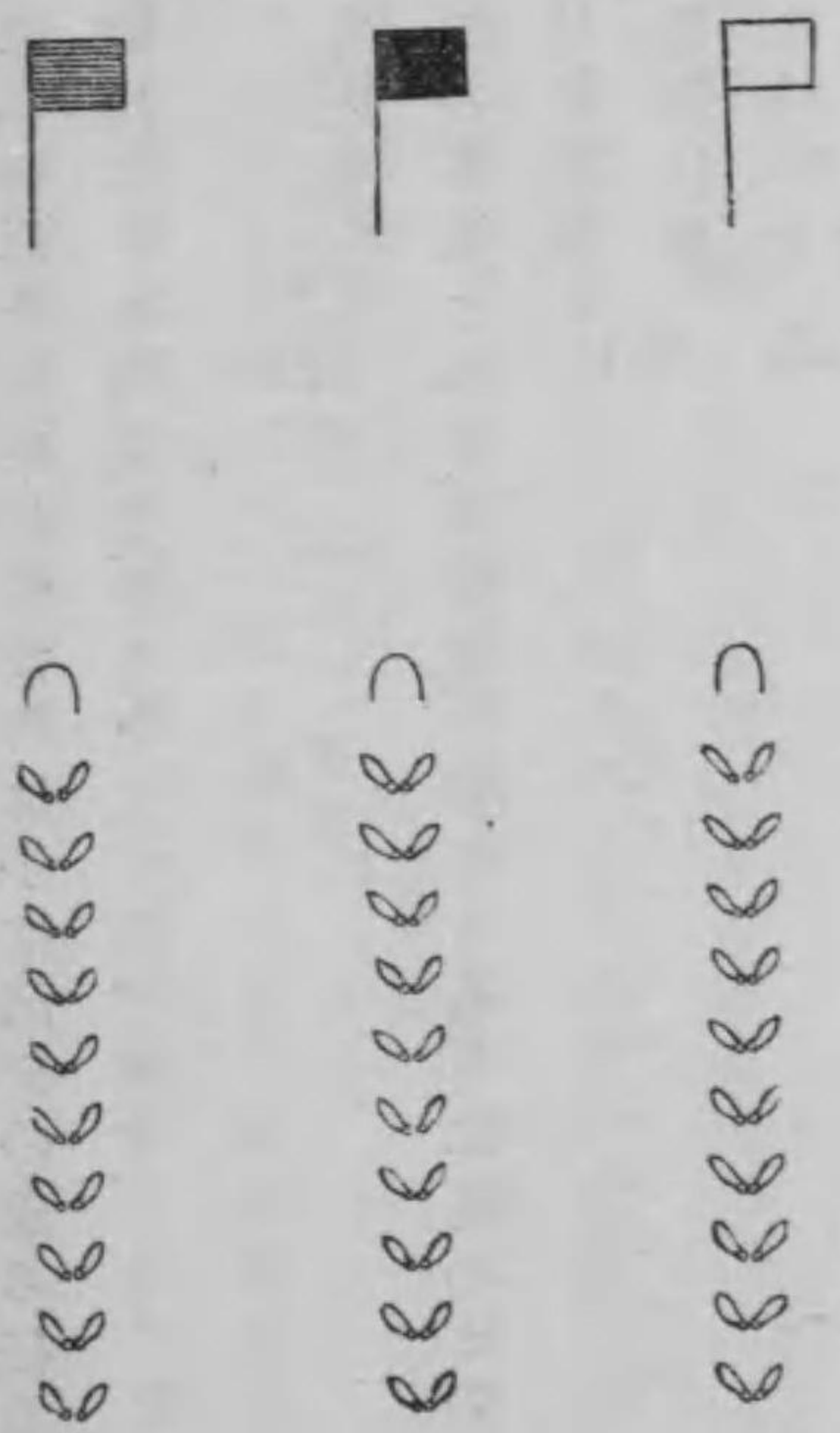
しければ、早く鎖を作つた不順番の組に勝つ。兩方の番號が不順である時は、勝敗を決しない。

**注意** 最初兒童に此遊戲をなさしむる時は、順番の如何を問はず、鎖をつくらせ、又は整列させる。整列させることは、丸て體操の集合動作に變りはない。

### 第十八節 繩跳 其一(尋二——六適用)

**準備** 全兒童を數組に別

け、一列縦隊に並べ、先頭から拾間程離れて、等距離の處に、組數だけの旗を立て置く。而して各組の先頭に六尺位の繩を渡す(第九



圖參照。

**實演** 先頭生は繩の兩端を取り、頭上より足下に回轉せしめ、其都度飛び越えつ、速かに前方の旗を旋りて、舊位置に復し、直ちに繩を二番生に渡す。繩を受取りたる二番生は、同様の要領にて、回り來りて次生に渡す。駈け廻る事の濟みたるものは、列後につく。斯くして早く終りたる組を勝とする。

**注意** 此の遊戲は、本邦固來の古き歴史を有する遊戲にして、家庭遊戲としても、學校遊戲としても、然も男兒にも女兒にも、適するものにして、其の體育上の効果も、頗る良好なるものあれば、校の内外を問はず、奨勵すべき遊戲なり。

### 第十九節 繩跳 其二(尋二——六適用)

**準備** 全兒童を二組に分ち、一列横隊に並べ、前方若干距離の處に、紅白の旗を立て、横線を引き、其中間に圖の如く一組づゝの繩振りを設けて置く(第十圖參照)。

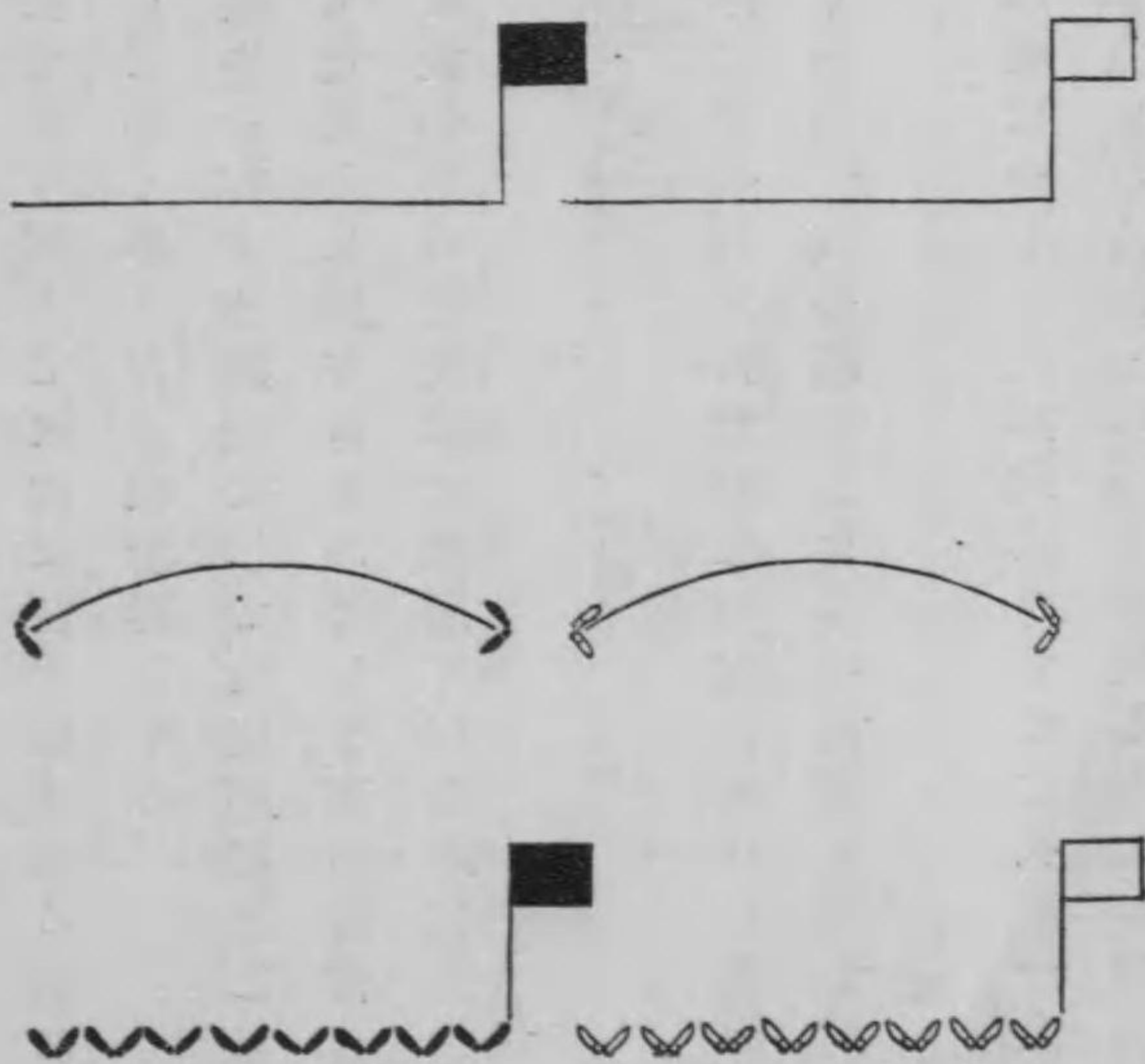
**實演** 順次に一人づゝ跳びて、前方の線につく。一人が跳ぶ時まで、次の一人は繩の傍らに至りて、待つて居るが宜い。早く前方の線に整頓した組が勝ちて

ある。

注意 跳び損じたる者は、續けて跳び直させてもよろしく、又其の側に退かしめて、後にて跳ばせてもよろしい。

此遊戯も前同様の理由によりて、良好なる遊戯である。これを個人的に行はしむるならば、家庭遊戯としてよろしい。

(圖 十 第)



三三三

### 第二十節

#### 雷遊び其一(尋一二適用)

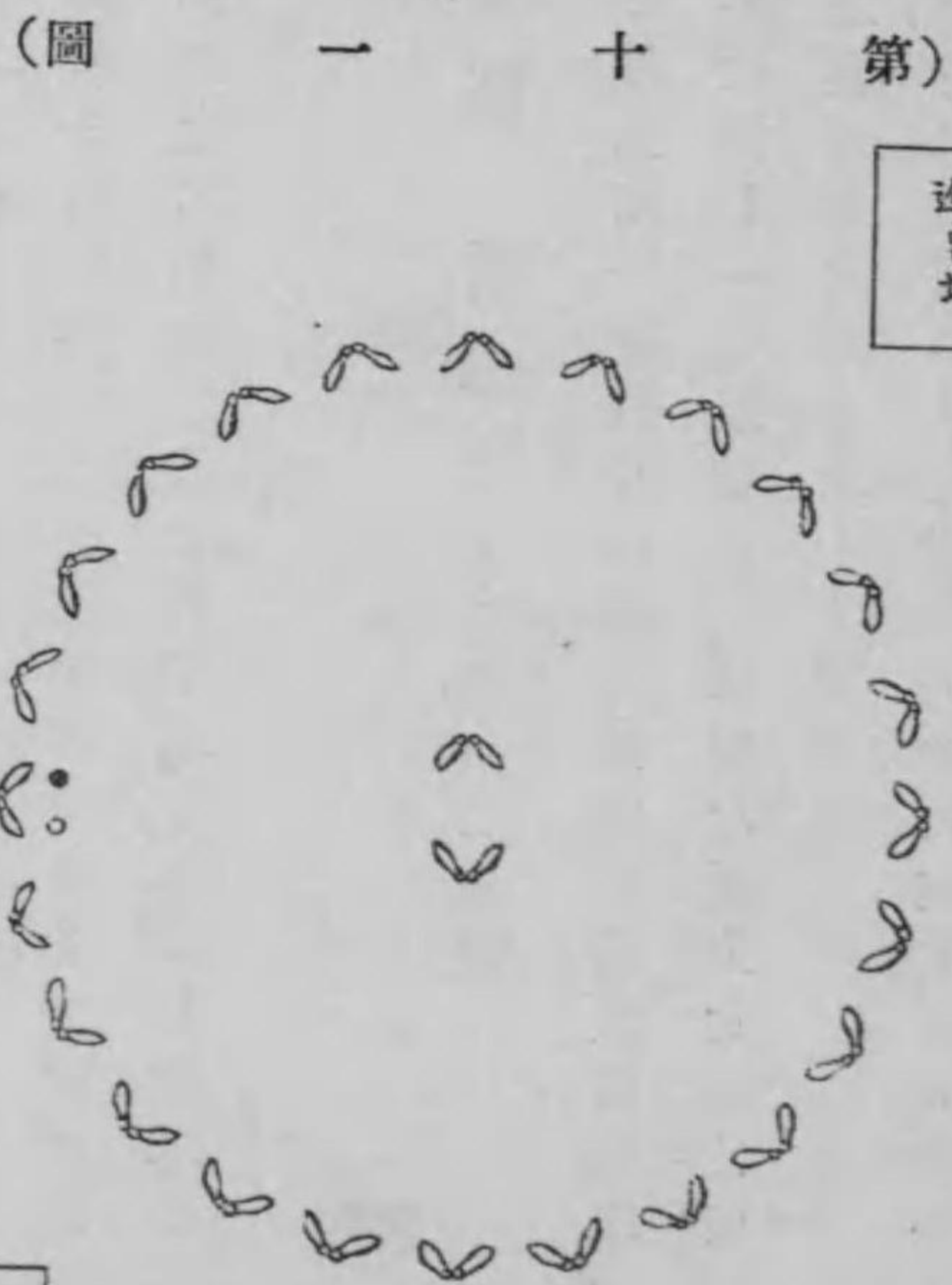
#### 準備

全兒中二人を除きて、正面一列圓陣に並べ、任意に、兒童に青球一個と、紅球一個とを渡す。二人を圓の真中に出し、手巾にて目を覆ひ、一人を雷(ごろ／＼)、一人を電光(ひか／＼)とする。猶ほ避雷地數個を定めて置く(第十一圖參照)。

#### 實演

雷となつたものは、ゴロ／＼、電光となつたものはピカ／＼と叫ぶ。其間圓周に在つて、球を持つたものは、

青球と赤球とを、反對の方向に廻す。斯くするうちに、雷がドシヤンと叫んだ



避雷地



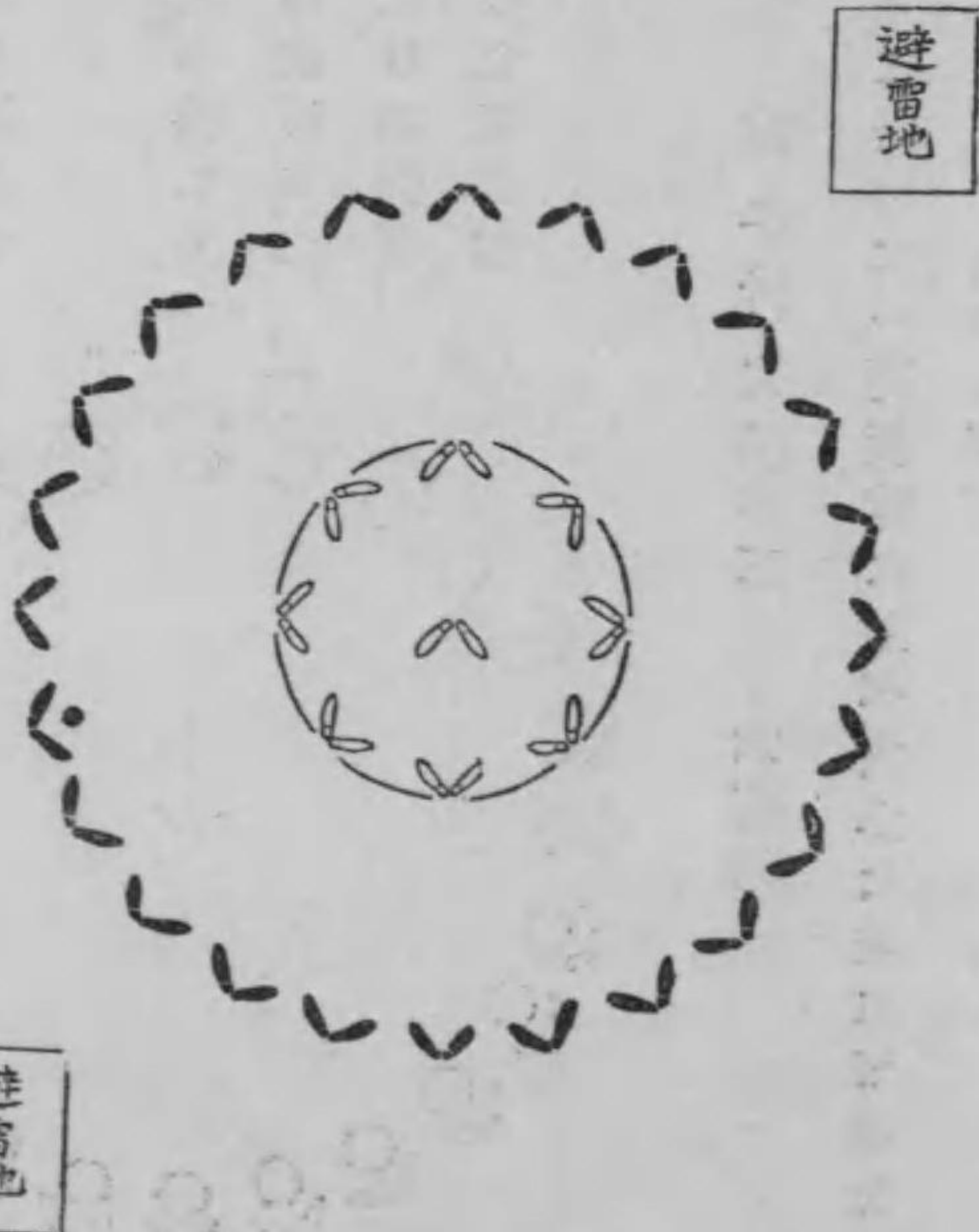
(落雷時、球を持つたものは、其儘其處に立ち、他の圓周にあつたものは、速かに避雷地に駆け込む。其際球を持つた者は、避雷地に逃げ込まうとする者に、逸早く其場所から球を投げ附ける。而して青球を當てられた者は電光に、赤球を當てられた者は雷になる。若し落雷の際球を持つた者が、投げた球が、誰にも當らない時は、自分が球色に相當する役目(赤球ならば雷、青球ならば電光)をととめる。

### 第二十一節 雷遊び 其二(尋一二適用)

準備 全兒中五六人を除く外、正面一列圓陣に並べ、任意の兒童に紅球一個を渡し、除外せし數人を中央に出し、一人(親雷)親雷は眼を覆ふを圍んで連手をさせ(子雷)猶ほ避雷地二三個所を定める(第十二圖参照)。

實演 開始の令あるや、球を持つてゐるものは、任意の方向に廻す。數人の子雷は連手して、任意の方向に旋回しながら、ゴロ／＼と叫ぶ。斯くする中、親雷は期を計ひてドンシャンと叫ぶ。其時球を持つた者は、次回の親雷になる。外圓にあるも

のは、落雷の音を聞くや否や、避雷地に避けんとして逃げて往く。之と同時に子雷はそれを追ふて、逃手が避雷地に到着せざる前に背に手を觸れる。手を觸れられた者は、次回に代りて子雷となる。若し子雷が逃手を捕へることが出来なかつたならば、代りをこしらへるまで、子雷の役目をつとめねばならぬ。



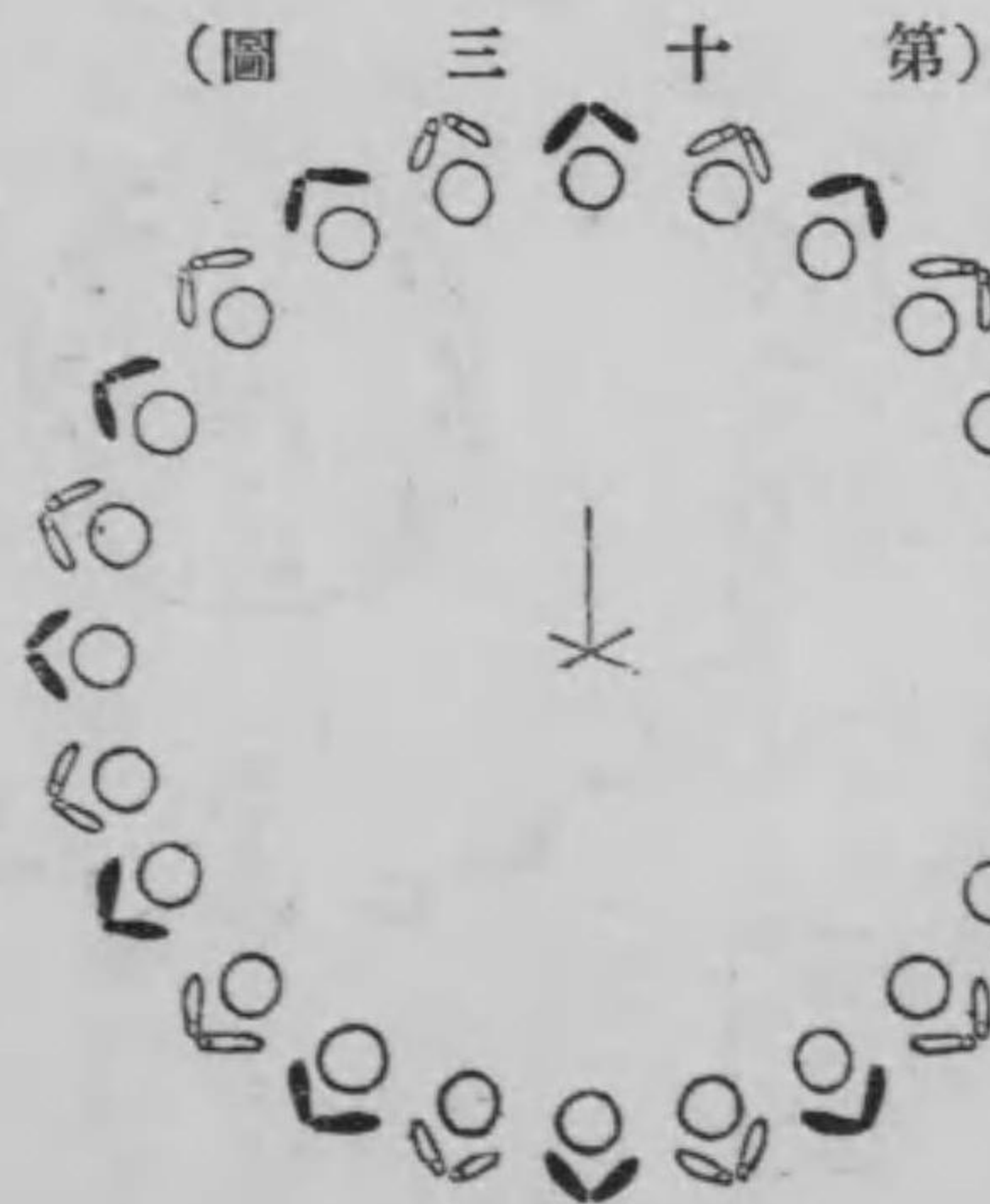
### 第二十二節 輪かけ 其二(尋三—六適用)

**準備** 全兒童を正面一列圓陣に並べ、一二の番號を呼ばしめ、一番を紅組とし、二番を白組とする。而して各自に組色の輪一個若くは數個を持たせ、なほ中央に一個若くは數個の輪掛臺を据えて置く(第十三圖參照)。

**實演** 紅組の一番から順次に其の持てる輪の一個を取り、中央の臺に投げる。二個以上持たせた時は、夫れ丈けの回數を循環して、最後に多く掛けた組が勝ちになる。

**第二十三節 輪かけ其二(尋三—六適用)**

**準備** 全兒童を數組に別け、内方に斜めに一列横隊に並べ、遙かに離れて圓を劃し、中央に輪掛臺を据えて置く(第十四圖參照)。

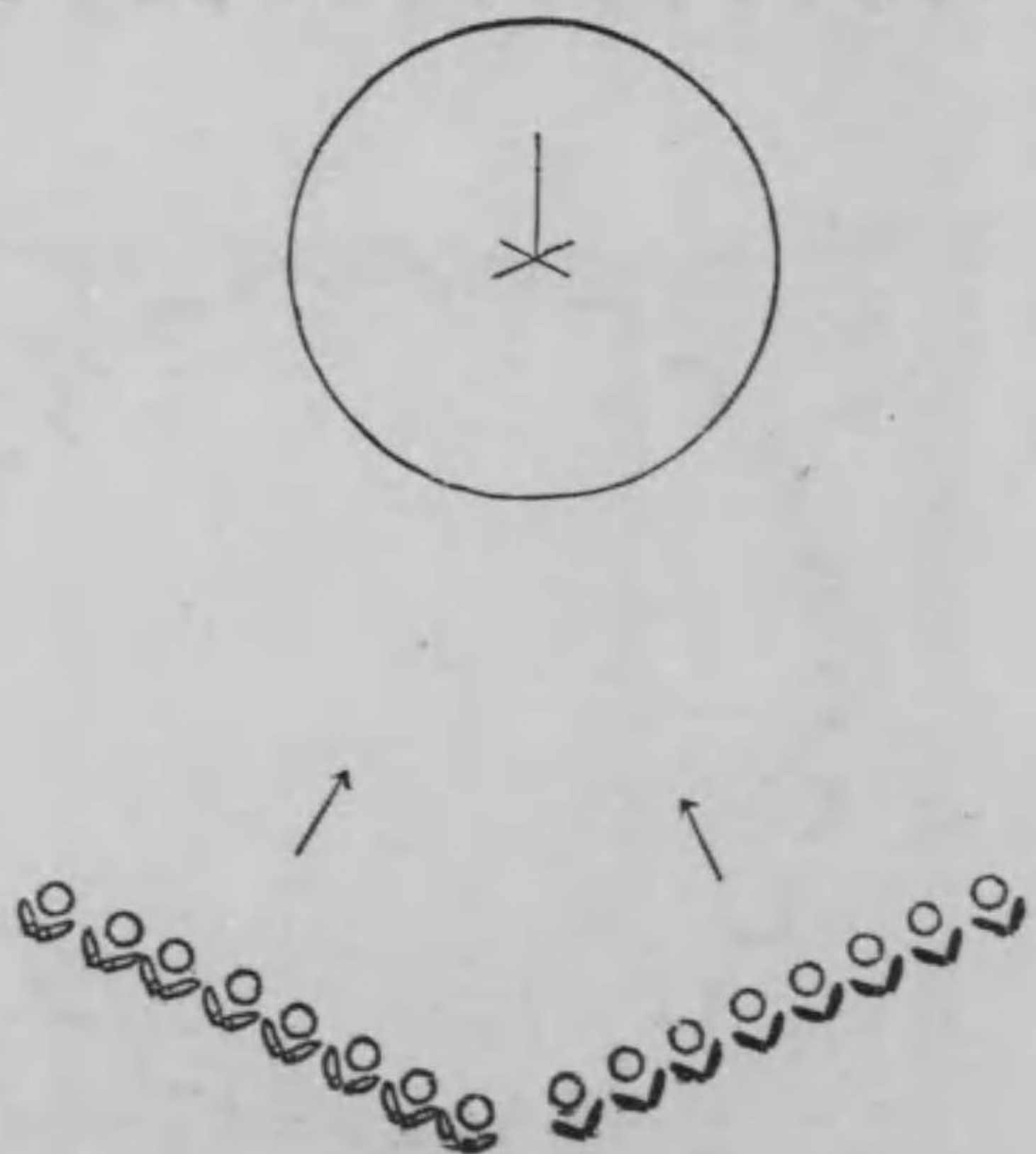


**實演** 合圖と共に兩組の兒童は、

前方の圓に向つて走つて往つて、思ひ／＼に輪を投げる。而して最後に多く輪の掛かつた組が勝である。

此遊戯は敵の障害をなすことが許されてある。故に早く走つて往つて、投げ了はらうとするものと、敵に障害を與へつゝ、ゆつくり隙をみて、投げんとするものと、種々様々の謀略が行はれる。

(圖 第十 四)



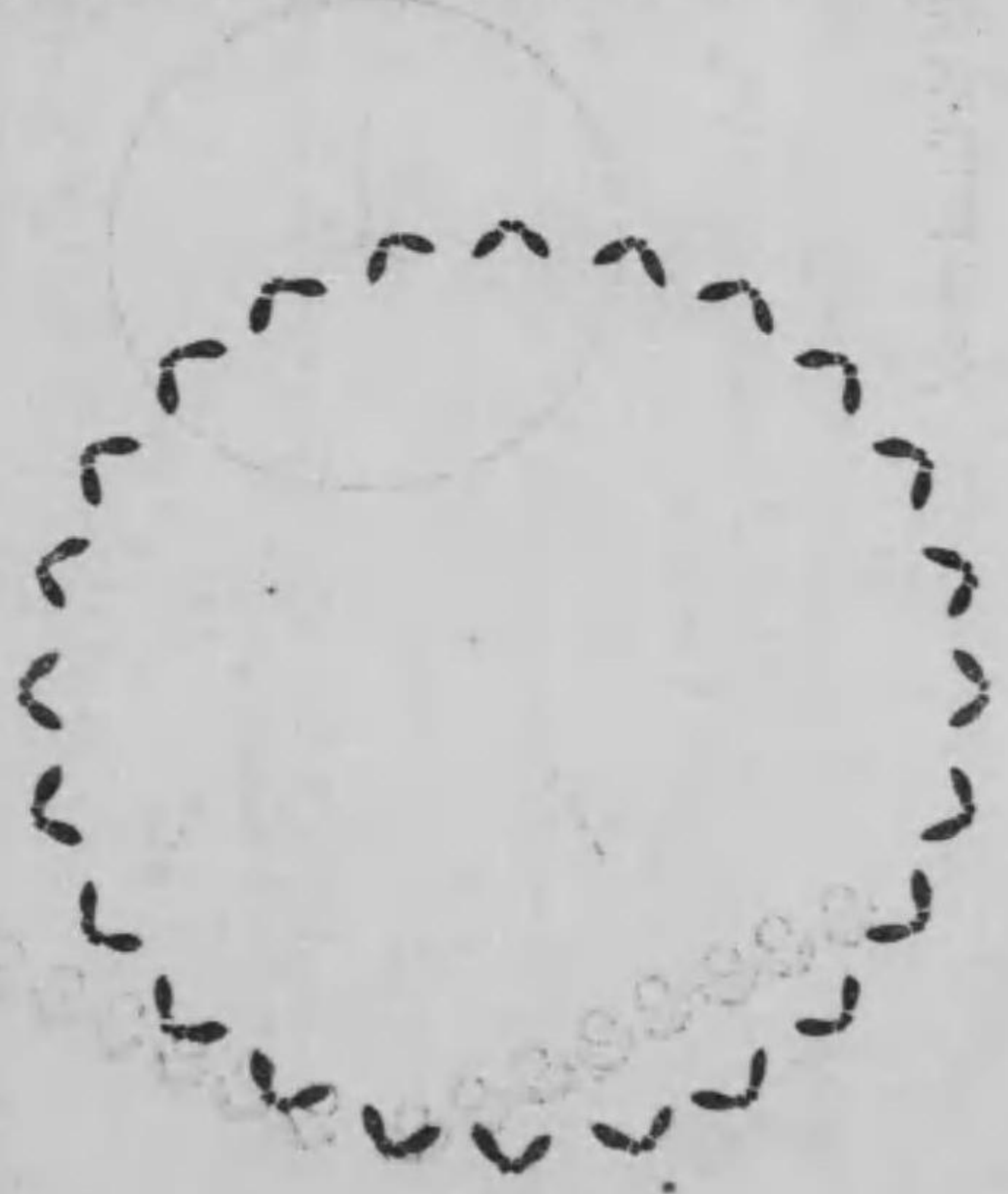
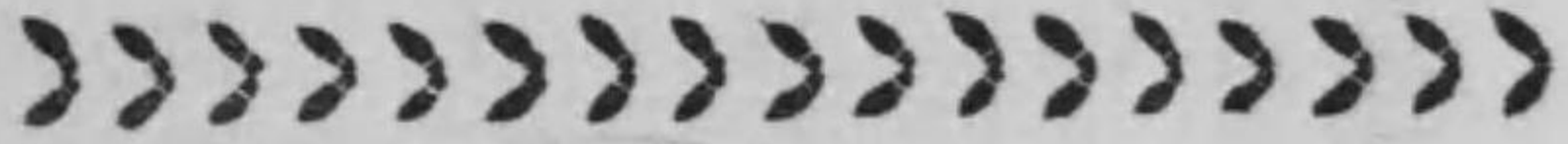
**第二十四節 夕立(尋一二適用)**

**準備** 全兒童を大體に切半して、半分は一方に一列縦隊に並べ、半分は一方に正

面一列圓陣をつくらせ、縦隊の方は圓陣よりも二三人多くして置く(第十五圖參照)。

實演

教師が號令を以て、縦隊を遠方に引率すると同時に、圓陣生は連手して唱歌(第)をしながら回旋する。斯くして笛の合圖と共に、圓陣十生は連手を解きて、不動の姿勢をとる。同時に縦隊に五あるものは、解散して、早く圓陣生の前に、重複せんとする。二三人は重なる事が出来ない。此ものは夕立の雨を、澤山受けた譯である。



第二十五節 取換へ競争(尋一二適用)

注意

次回には圓陣生と縦隊生とを交代させること。

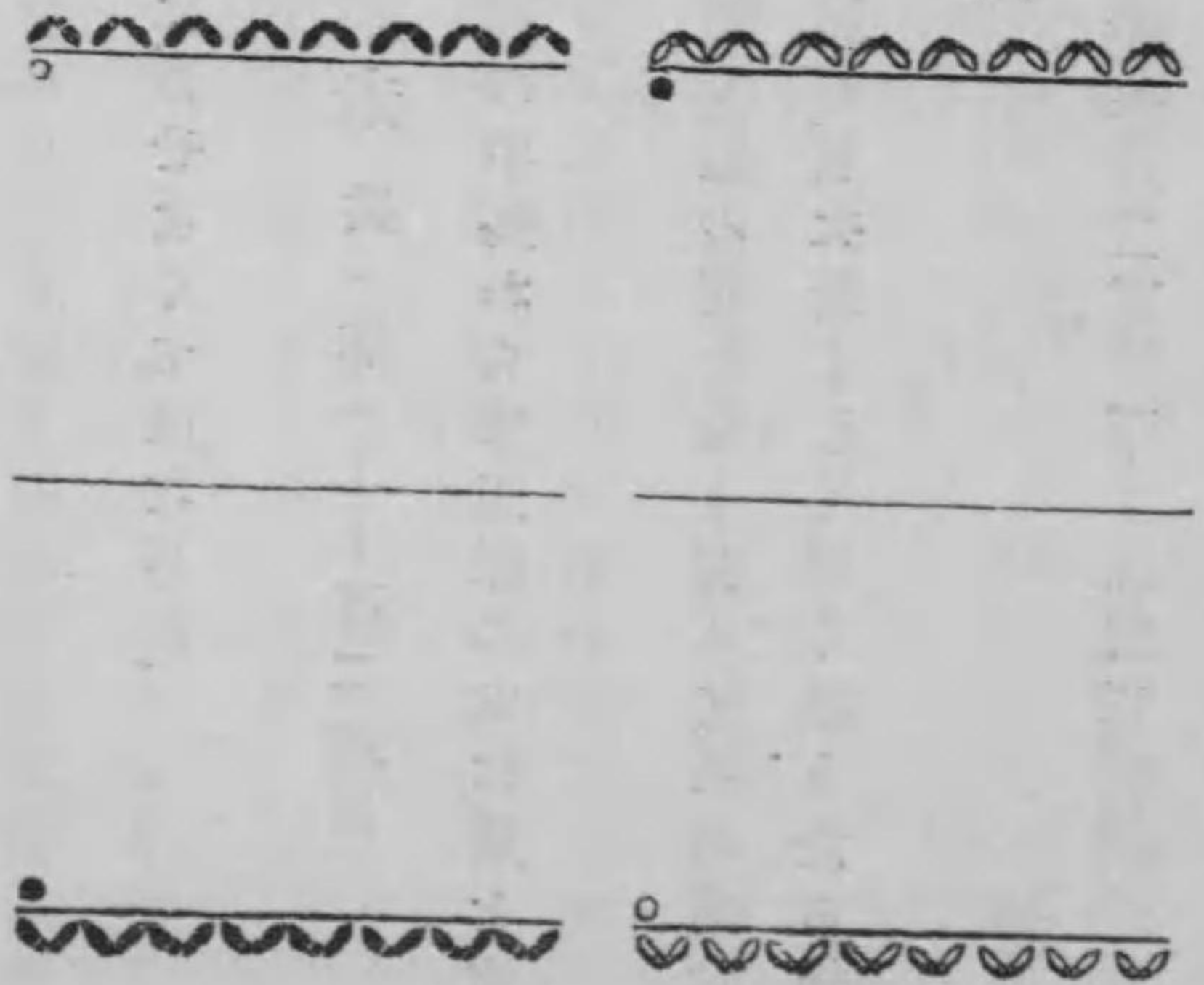
準備

全員を二組に分ち、紅白兩組を二列横隊となし、其前後列を適宜の距離に對向させ、而して戲伴の足元と、列の中央とに横線を引き、各一番に球(若くは豆囊の類)一個づつを與ふる(第十六圖參照)。

實演

合圖と共に、兩組の一番生は組毎に對向して走り寄り、中央に在る線上に於て、球を交換し歸りて、夫れを二番生に渡す。二番も同様に、二番同志と互に交換して歸る。斯様に順次

(圖 六 十 第)



行ふて早く終りたる組が勝となる。

注意 物を交換する時は、投げ渡さないやうに、させなくてはならぬ。

### 第二十六節 駈歩(徒)競走 其一(尋一——高二適用)

準備 全兒童を數組に別け、一列横隊に並べ、列の中央から等距離の處に、旗を立て、先頭生に球(又は布片)を渡す。

實演 教師の合圖に依りて、先頭生は走り出て、組の旗を廻り歸りて、次の者に球を渡す。二番は球を受取るや否や走り出て、順次斯くして早く終りたる組を勝とする。

### 第二十七節 駈歩(徒)競走 其二(尋一——高二適用)

其一は一列横隊に並べてやつたのであるが、其二は二列横隊に並べ、二人を以て一伍とし、内側の手を取り合はせ、而して駈けらすのである。

### 第二十八節 駈歩(徒)競走 其三(尋一——高二適用)

準備 數組に分ちたる兒童を、一列縦隊に整列せしめ、各組共に先頭に球を渡す。  
實演 開始の合圖により、各組共先頭の一兒走り出て、旗を廻りて歸り、列の後方を經て、二番に球を手渡す。二番も同様に行ふ。順次斯くして早く濟んだ組を勝とする。

### 第二十九節 駈歩(徒)競走 其四(尋一——高二適用)

其三は一列縦隊に並べてやつたのであるが、其四は二列縦隊に並べ、二人を以て一伍とし、内側の手を取り合せて、駈けらすのである。

### 第三十節 駈歩(徒)競走 其五(尋一——高二適用)

準備 全兒童を紅白二組に分ちて、一列横隊に並べ、右翼より、「二」の番號を呼ばしめ、先頭生に球各一個を與へ、兩組員の足元に一横線を引き、これを出發線

兼到着線と定め、前方適當の等距離に、組色の旗一本を樹てる(第十七圖参照)。

實演 其一の要領にて、順次駈歩

を行ひ、最後に最終生は、球を先頭生に渡すと同時に、其二の要領にて、順次に駈歩を行ひ、最後に最終生が、球を先頭生に復すと同時に、味方全體手を連ねて、放さないやうに、前方の旗を廻りて、舊位置に

第) 十 七 (圖

整列する事の遅速に依て、勝敗を定める。此運動は、單個運動に始まり、終に團體運動を以て終るものである。

注意 連手して疾走する時は、手を放してはいけぬ、最後に全員連手して走り出

す時は、全部連手し終つてから、走り始めねばならぬ。

### 第三十一節 駈歩(徒)競走 其六(尋一——高二適用)

其五は全兒を、一列横隊に並べてやつたのであるが、其六は全兒を、一列縦隊に並べて、先づ其三の要領に従て、順次駈けらせ、次に續いて其四の要領にて、順次駈けらせ、最後に味方全員手を連ねて、前方の旗を廻りて、舊位に復すことの遅速に依て、勝敗を定める。

注意 其五と同様。

### 第三十二節 駈歩(徒)競争 其七(尋一——高二男適用)

これは校外に駈歩の應用を試みるものである。即ち校内より駈け出して、野外の適當の距離なる、森神社、佛閣、小山等に向つて往かすのである。随分地方には、小山の麓に校舎のあるところもある。又遙か彼處に、社やお寺を控へてゐるところもある。夫故にこの明瞭な目標に向つて、駈けらすことをなすが

よい。此種の運動は實に方法準備容易にして、然も體育上の効果頗る多大なるものであつて、常に小學校と云はず、中等學校に於ても、獎勵すべく、又常に學生のみならず、須らく國民體育の一方法として、教育獎勵すべきものと信ずる。

### 第三十三節 二人三脚其一(尋三——高二適用)

**準備** 二人一伍となりて互に相寄り、内側の手を伍の者の外肩上に掛け、内側の足首を一所に布片にて縛り(第十八圖参照)或る一線上に並列せしめ、十四五間前方に數本の旗を樹つる。  
**實演** 開始の令にて、各伍毎に一定の好調子を以て、前方の旗に向ひて發走し、旗の右方より左方へ一周して、出發線に、早く歸着したる伍を勝とする。

圖 八 十 第



### 第三十四節 二人三脚其二(尋三——高二適用)

**準備** 全兒を數組に等分し、各組を二列縱隊に、組の間を二間位とし、各組の第一伍生をして、或る一直線上に居らしめ、互に内側の手を以て、伍の者の外肩上にかけしめ、内側の足首を一所に、布片にて縛り、其前方十間位の所に、各組の所屬旗を立てる。

**實演** 開始の令にて、各組の第一伍生は出發し、前方の所屬旗を右方より一周して、自己の組の左側より列尾を廻り、列の右側に出て、第二伍生の元に至り、足の布片を解きて、第二伍生に渡す。而して第一伍生は列尾につく(第一伍生が列尾につく迄に各伍は前に進みて第一伍の空位をふさげる)。次に第二伍は、布片を受取るや否や、二人三脚の準備をなして、前と同様に行ふ。右の要領によりて、全伍が早く演じ終つた組が勝である。

### 第三十五節 片脚競走其一(尋四——高二適用)

**準備** 各左(右)膝を曲げ、(時としては左右手にて足首を握らしめ)第十九圖参照、或る一線上に並列せしめ、

圖 九 十 第



十四五間前方に數本の旗を樹つる。

實演 二人三脚其一に同じき方法にて行ふ。

### 第三十六節 片脚競走其二(尋四——高二適用)

準備 全兒を數組に分ち、駟步競走其一又は其三の如く、一列横隊又は一列縦隊に並べ、前方に所屬旗を立つる。

實演 駟步競走其一其三に准ずる。

### 第三十七節 單脚競走其一(尋六——高二適用)

準備 全兒を一線上に並列せしめ、銘々に布片にて、兩足首を一所に縛りて、單脚となさしむる(第二十圖參照)。

實演 片脚競走其一と同様の方法にて行ふ。



第十二圖

### 第三十八節 單脚競走其二(尋六——高二適用)

準備 全兒を數組に分ち、片脚競走其二と同様の隊形を執らしめ、前方に所屬旗を立つる。

實演 片脚競走其二と同様の方法にて行ふ。

### 第三十九節 障碍物競争(尋四——高二適用)

準備 全兒を一線上に並列せしめ(或は數組に分ち、前方適宜の個所に、(1)相當の高さの繩を張り、(2)平梯子(3)平均臺(4)跳越垣等を置く)。

實演 開始の合圖と共に、一齊に駟け出して、繩を跳び越え、平梯子を渡り、平均臺等を通して、舊位に復る事の早き者を勝とする。遣り損じた者は何回にても、遣り直す。

注意

- 一、女兒に對しては適當の斟酌を要する。
- 一、危険なるものは行はしめてはならぬ。

### 第四十節 擬馬跳び(尋五——高二男適用)

**準備** 全兒を五人乃至十人毎に一組として、各一列側面縦隊となし、各組各生の間隔距離を二間とする。各組の先頭生を一線に揃へ、其前方に同間隔距離を以て、地上に印をなす。而して各組の最終生を除くの外、皆少しく脚を屈げて開き、上體を前に屈し、臂を屈することなく、兩手を以て兩膝を押へ、馬に擬する(第二十一圖参照)。

第二十一圖



**實演** 開始の令にて、最終生は前方の自己の組の擬馬を一つく跳び越え、一番前の印點に位置をとつて、擬馬となる。順次に最終生となると同時に、前の擬馬を一つく跳越して、先頭の擬馬となる。斯くして速かに一巡終つた組が勝である。

**注意** 此遊戯は跳越運動に餘程熟してからなくては、危ない。又擬馬となつた

者は、動かないやうにしつかりとして居る事を諒す。

### 第四十一節 戴囊競争(尋二——高二適用)

豆囊を頭上に戴き、駈歩競走其一、其二、其三、其四、其五の準備方法に準じて行ふ。

**注意** 尋常科第二學年以上男女兒適用。

### 第四十二節 俵運び(尋二——高二男)

**準備** 駈足競走其一、其三に準じて隊形を採り、先頭生に適當の俵一つを渡す。  
**實演** 駈歩競走其一、其三に準じて行ふ、異なる點は俵を擔ふにある。

### 第四十三節 球入れ(尋二——六適用)

**準備** 竹竿の上方に籠を附け、兩班とも數名の兒童を出して之を持たせ、其許に組色の若干の球を置き、周圍に圓陣をつくれる兩班の兒童は連手をなす(第



二十二圖參照。

實演

兩班の兒童を、唱歌をしながら圓周を行進させて居る間に、教師の合圖によりて、紅白の兩團は直ちに球を拾ひ取り、味方の籠に投げ込むのである、そして残りなく早く終つた組が勝である。

注意

竿の高さは、兒童の長幼によつて、適宜斟酌しなければならぬ、又竿を持つものは一回毎に交代さす。

第四十四節

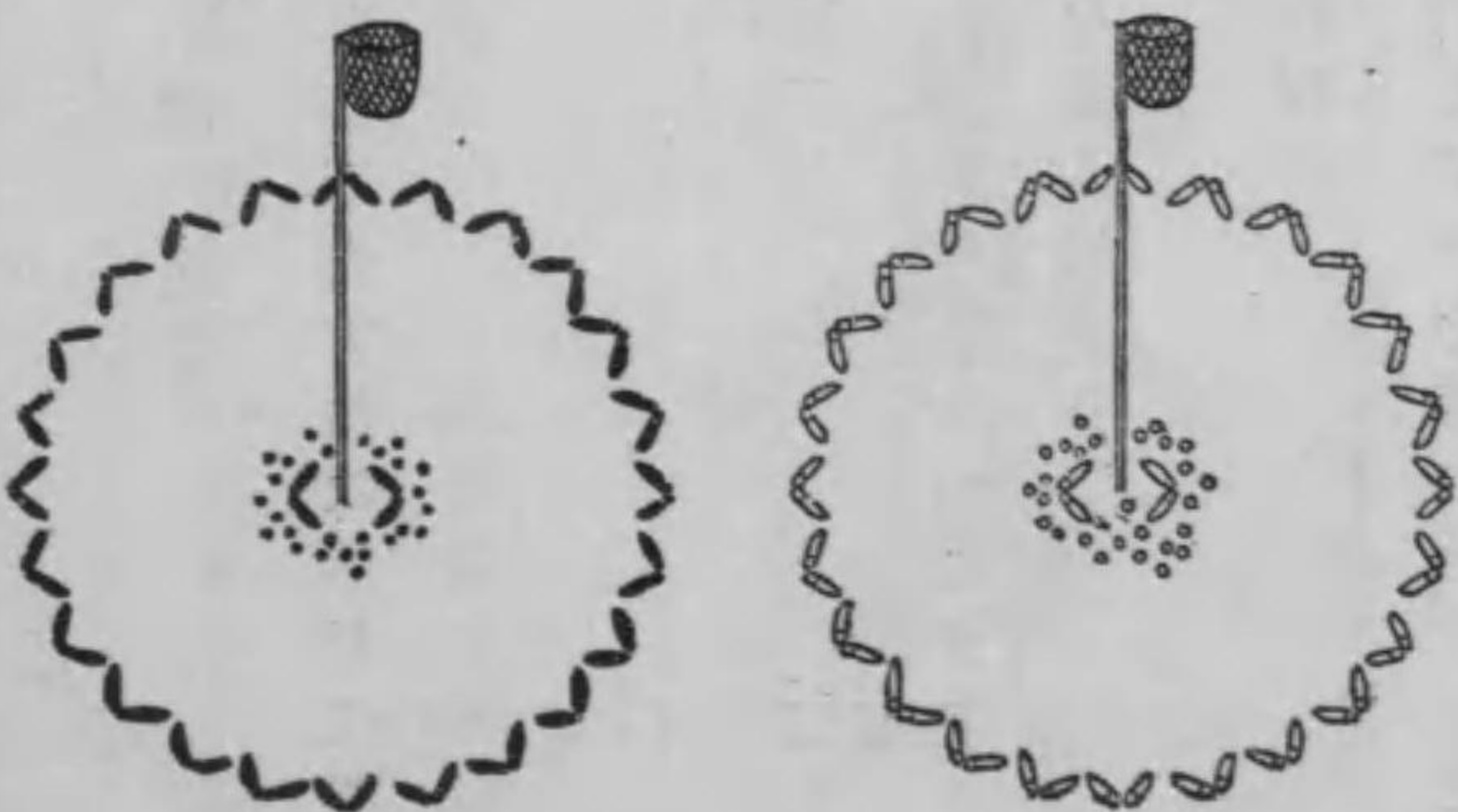
球入れ其二

(尋二——六適用)

準備

其一の如く、籠の許に紅白同數の球を置き、二三の者に竿を持たせ、一定の距離の所に、兒

(圖 二 十 二 第)



童を 一列横隊に並べ

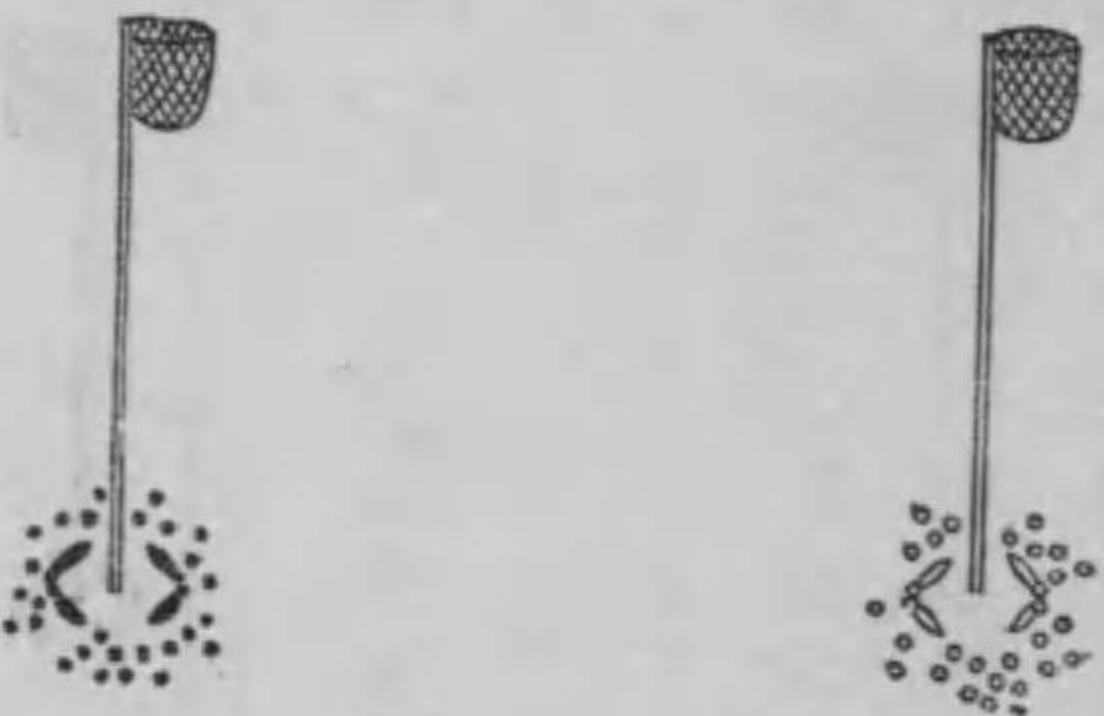
る(第二十三圖參照)。

實演

教師の合圖と共に、

全兒童味方の籠の下に走り行きて、球を残りなく早く、籠に入れ終らんことを競ふ。斯くして舊の横隊に復つた組が勝ちである。

(圖 三 十 二 第)



第四十五節

球入れ 其三(尋二——六適用)

準備

其二の如く、籠の下に紅白同數の球を置き、二三の者に竿を持たせ、一定の距離の所に、紅白共に兒童を正面一列圓陣に並べ、手を連ね唱歌しつゝ、圓周を行進せしむる。



**實演** 演戯及び審判の方法共に、其二と略ぼ同様である。異なる所は最後に横隊に並ぶのが、圓陣の舊隊形になる許りである。

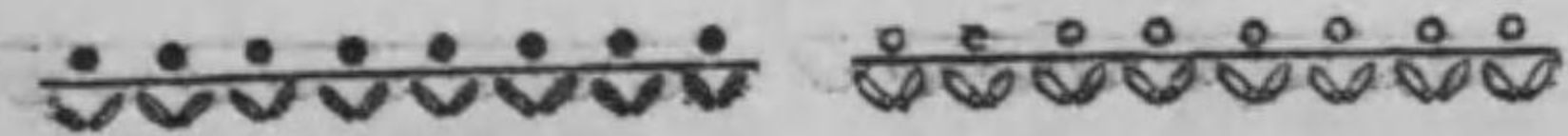
### 第四十七節 球入れ 其四(尋二—六適用)

**準備** 全兒を數組に別ち、一

列横隊に並べ、一人に一個づゝの球を渡し、列より拾間あまり前方に、籠竿を二人の兒童に持たせ、なほ一番生には布片を渡して置く(第二十四圖参照)。

**實演** 教師の合圖により、兩班の一番は走り出て、所

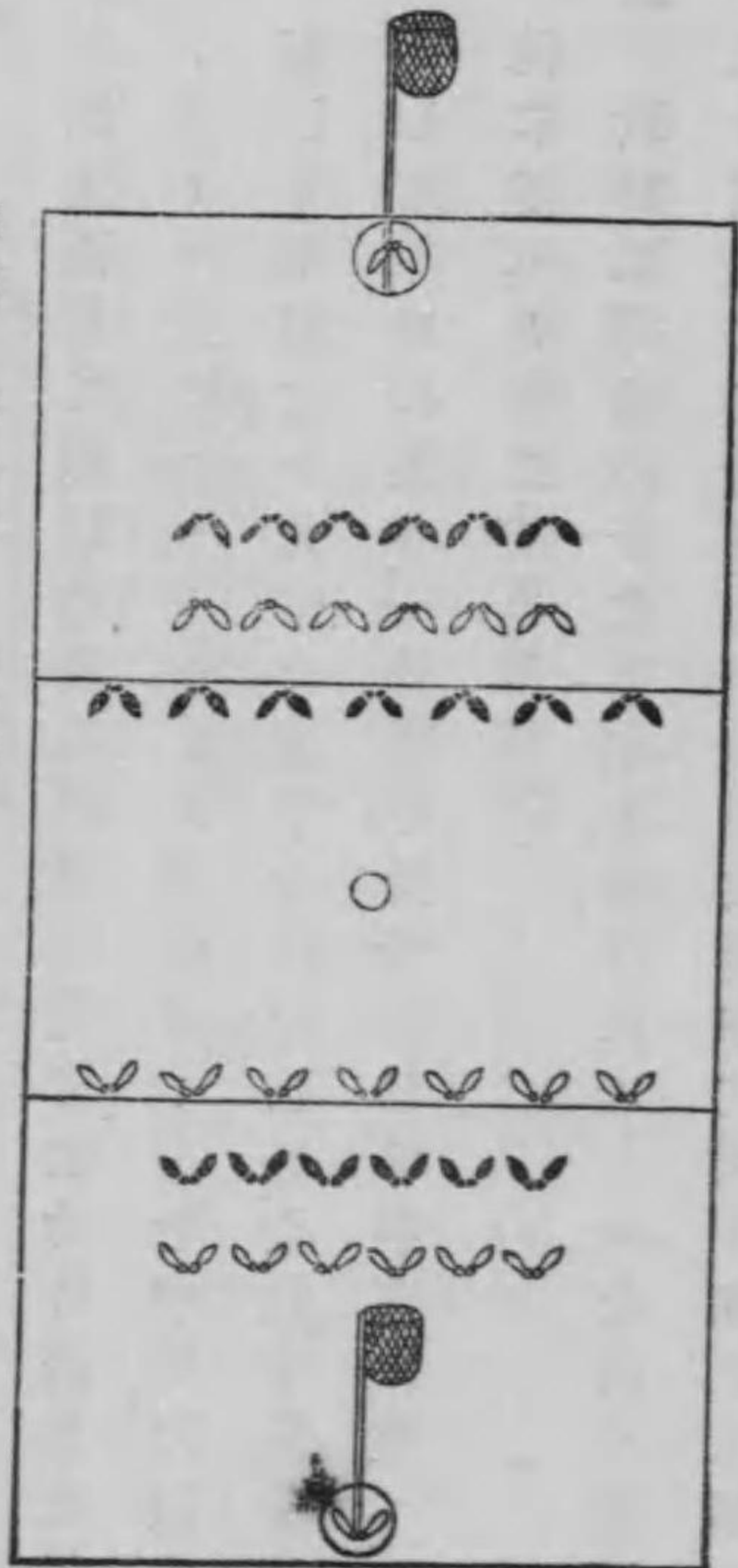
(圖 四 十 二 第)



持せる球を籠内に投げ入れ、歸りて二番に布片を渡す。二番は布片を受取ると同時に、走り出て、同様になす。順次斯くして早く終りたる組を勝とする。  
**注意** 籠竿の下に至りて、投げた球が籠の中に這入るまでは何回にてもやらず、時としては這入る這入らぬは別として、兎に角一度投球させる事にして、もよろしい。

### 第四十七節 バスケッ トボール

(圖 五 十 二 第)



(尋五—高二女適用)  
**準備** 長さ十五間幅十間位の長方形の線を引き、縦の線を三分した所から、二本横線を引き、中央を中庭

と云ふ。而して兩端の横線の共に、籠を附せる長さ九尺位の柱を立て、バスケットボール又はフットボール用のボールを中央に置く。而して兩班に、一人づつ籠竿を持たしめ、全兒を凡そ三分して、一分は投球者として陣地に並べ、一分は中間者として中庭に並べ、一分は妨害者として敵陣に並べる(第二十五圖参照)。

**實演**

教師は開始の令を下すと同時に、ボールを高く投げる。茲に於て各兒童は夫々自己の職責を左の規則に従ひて盡す。而して組の籠中に球を投げ入れた方が勝てある。

一、中間者

教師が球を投げ上げたならば、競ふて其球を取る。球を執つた者は、其場所から自組の投球者に投球する。尙ほ敵の方に這入つて、自組の妨害者が、投げて寄こす球を受取つて、組の方に投げる。

一、妨害者

敵の中間者が、敵の投球者に投げる球、又は敵の投球者が、籠に投げ入れ損じ

た球を取つて、其場所から自組の中間者に向つて投げる。

一、投球者

球を取つた場所から、沈着に籠の中に投げ入れる。

一、籠の保持者

竿の下端を動かすわけには往かぬが、上端は便宜に、前後左右に動かして、可成球を籠中に受け入るゝやうに努むる。

其他

一、球が圏外に出た時は、球を出した者が拾ひ來りて、球の出る時、線に觸れた點から、直角に線内に投げ入れる。

一、各自の活動が、範圍外に及ぶことは許されない。

一、球を持つてゐる者から、横奪するなどは無論いけぬ。

**第四十八節**

球蹴り 其一(尋二——六適用)

**準備**

全兒童を數組に分ち、一列横隊に並べ、數歩前に一線を横に引き、前方適宜

の等距離の所に組色の旗を樹て、各組の先頭生の前の線上に球を置く。

**實演** 各組の一番は、教師の合圖があるや否や、直に球を蹴りつゝ、味方の旗を廻りて、二番の所に球を蹴り戻す。第二番も同様に行ふ。而して最後のものは、旗の許に球を持ち行く。其遲速に依て優劣を審判する。

**注意** 最終生の外は、手を以て球を取扱ふ事を嚴禁する。

### 第四十九節 球蹴り 其二(尋二——六適用)

其一と略ぼ同様である。其異なる所は、兒童をして二列横隊に並ばしめ、二人を一伍として、互に手を取りはなす事なく、一致して働くのである。

### 第五十節 球蹴り 其三(尋二——六適用)

**準備** 全兒を數組に別け、一列縦隊に並べ、先頭生より數歩前に一横線を引き、球を置く、なほ適宜の等距離に旗を立てる。

**實演** 教師の合圖により、各組共先頭生は球を蹴りつゝ、味方の旗を廻りて、二番

の所に球を蹴り戻す。第二番も同様になす。順次斯くして最後の者は、旗の許に球を持つて行く事、其の遲速によつて勝敗を定める。

### 第五十一節 球蹴り

其四(尋二——六適用)

其三と略ぼ同様である。其異なる所は、二列縦隊に並ばしめ、二人を一伍として、相互に手を取り放すことなく、共同して行はしむる。

### 第五十二節 對列フツ

トボール

(尋五——高二男適用)

**準備** 全兒を二組に分ちて、對向させ、堅

(圖 六 十 二 第)